

(素案)

# 高槻市一般廃棄物処理基本計画

令和8年度（2026年度）～令和17年度（2035年度）

高 槻 市



# 目次

## 第1部 総論

第1章 計画策定の背景と目的 .....	2
第2章 計画の位置づけ .....	3
第3章 計画の対象 .....	4
第4章 計画の期間 .....	5
第5章 計画書の構成 .....	5
第6章 高槻市の概要 .....	6
第1節 自然環境 .....	6
第2節 人口・世帯数の推移 .....	8
第3節 産業の概況 .....	10
第7章 社会情勢 .....	11
第1節 近年の社会情勢の変化 .....	11
第2節 国の方針及び大阪府の計画等 .....	12
第3節 大阪府循環型社会推進計画 .....	13

## 第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理・リサイクルの現状と課題 .....	16
第1節 ごみの排出状況やリサイクル等に関連する基本的情報 .....	16
第2節 大阪府内他市との比較 .....	22
第3節 現状におけるごみの組成 .....	24
第4節 前計画の総括 .....	29
第5節 計画策定に係る基本的課題 .....	31

<b>第2章 基本理念と基本方針</b> .....	34
<b>第1節 基本理念</b> .....	34
<b>第2節 基本方針</b> .....	35
<b>第3章 循環型社会構築に向けた減量目標値</b> .....	37
<b>第1節 人口推計</b> .....	37
<b>第2節 ごみ発生量の将来予測</b> .....	37
<b>第3節 減量目標</b> .....	39
<b>第4節 減量目標の達成を目指したごみの推移</b> .....	42
<b>第4章 基本施策と取組の概要</b> .....	43
<b>第1節 基本施策の体系</b> .....	43
<b>第2節 基本施策</b> .....	44

## 第3部 食品ロス削減推進計画

<b>第1章 計画の基本的事項</b> .....	60
<b>第1節 計画の位置づけ</b> .....	60
<b>第2節 計画の対象</b> .....	61
<b>第3節 社会情勢</b> .....	62
<b>第2章 食品ロス排出の現況</b> .....	66
<b>第1節 食品ロスの排出量と内訳</b> .....	66
<b>第2節 大阪府の食品ロスの現況</b> .....	67
<b>第3節 消費者意識の現況</b> .....	67
<b>第4節 本市の食品ロスの状況</b> .....	69
<b>第3章 基本理念と基本方針</b> .....	71
<b>第1節 基本理念</b> .....	71
<b>第2節 基本方針</b> .....	71
<b>第4章 計画目標</b> .....	72

<b>第5章 基本施策と取組の概要</b>	74
<b>第1節 基本施策の体系</b>	74
<b>第2節 基本施策</b>	75
<b>第3節 市民・事業者等に期待される食品ロス削減に向けた行動変容</b>	78

## **第4部 生活排水処理基本計画**

<b>第1章 生活排水処理の現状と基本的課題</b>	82
<b>第1節 生活排水処理の現状</b>	82
<b>第2節 計画策定に係る基本的課題</b>	88
<b>第2章 基本計画</b>	89
<b>第1節 生活排水処理の目標</b>	89
<b>第2節 し尿・浄化槽汚泥搬入量の予測</b>	89
<b>第3節 生活排水処理の施策</b>	90

## **第5部 計画の推進に向けて**

<b>第1章 推進体制</b>	92
<b>第2章 進捗管理</b>	92



# 第1部 総論

## 第1章 計画策定の背景と目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）においては、廃棄物の排出を抑制し、再生利用を含めた廃棄物の適正な処理並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることとされています。一方、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルや社会経済活動により、私たちは物質的な豊かさを手に入れたことと引き換えに、環境への負荷が増大し、天然資源の枯渇や地球温暖化等、地球規模での環境問題を招き、今日では国際的にその解決を図ることが人類共通の課題となっています。

これらのことから、平成27年9月に国連持続可能な開発サミットが開催され、令和2年までの具体的行動指針を掲げ、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）が示され、この目標はごみ処理や生活排水処理にも関連しています。

これまで国により、「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」の制定をはじめ、「廃棄物処理法」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下「資源有効利用促進法」という。）の改正、各種リサイクル法の制定等、法整備が進められてきました。また、令和2年10月に脱炭素社会実現に向け、令和32年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするという国としての方向性が示され、廃棄物の領域でもその実現に資する取組が求められています。

現在の社会的潮流としては、食品ロス削減やプラスチックごみ削減の取組が、世界的に高まっています。我が国においても、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とする「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）が令和元年10月に施行されました。また、レジ袋の有料化が令和2年7月から全国で開始され、さらに、プラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」という。）が令和4年4月に施行されました。このように、ごみを燃やすことに伴い発生する二酸化炭素の量を抑制し、地球環境への負荷を減少させるため、2R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用））を優先的に推進しながら、リサイクル（再生利用）も適切に行い、できる限りごみを発生させない取組を進め、循環型社会、環境への負荷が出来る限り低減された社会の構築を目指していく必要があります。

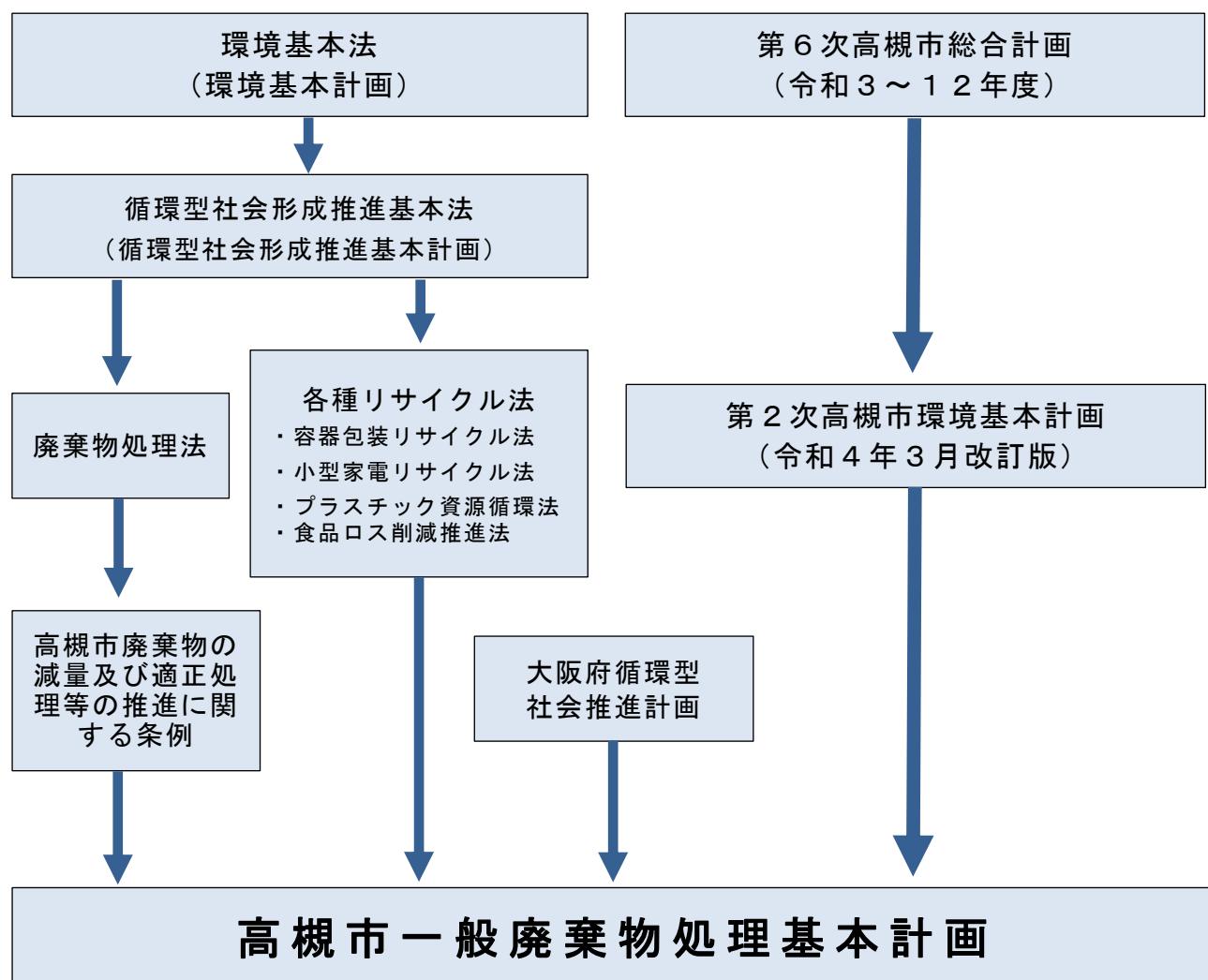
本市では、高槻市一般廃棄物処理基本計画を策定して以来、定期的に改訂を行い、ごみ減量施策等、一般廃棄物に関する各種施策を推進してきましたが、平成28年度から令和7年度までを計画期間とする「高槻市一般廃棄物処理基本計画」（以下「前計画」という。）が満了することから、上位計画にあたる「第6次高槻市総合計画」や「第2次高槻市環境基本計画」の施策を基本とし、近年の国や社会経済の動向、法制度の改正や新たな制定、市民のライフスタイルや意識の変化等を踏まえ、令和8年度から17年度を計画期間とする「高槻市一般廃棄物処理基本計画」を新たに策定しました。

## 第2章 計画の位置づけ

本計画の位置づけは以下のとおりです。

- 1 「廃棄物処理法」第6条第1項に基づき策定するものです。
- 2 循環型社会形成に関する法律や条例と整合性をはかり、「第6次高槻市総合計画」や「第2次高槻市環境基本計画」を上位計画として、本市のごみ減量や適正処理の基本施策を定めたものです。
- 3 国や大阪府、近隣市と広域的事業を実施する場合の指針とします。
- 4 行政の取組だけでなく、市民、事業者、さらには市民・事業者・行政の三者協働で取り組むべき内容を示すものです。

図表1-2-1

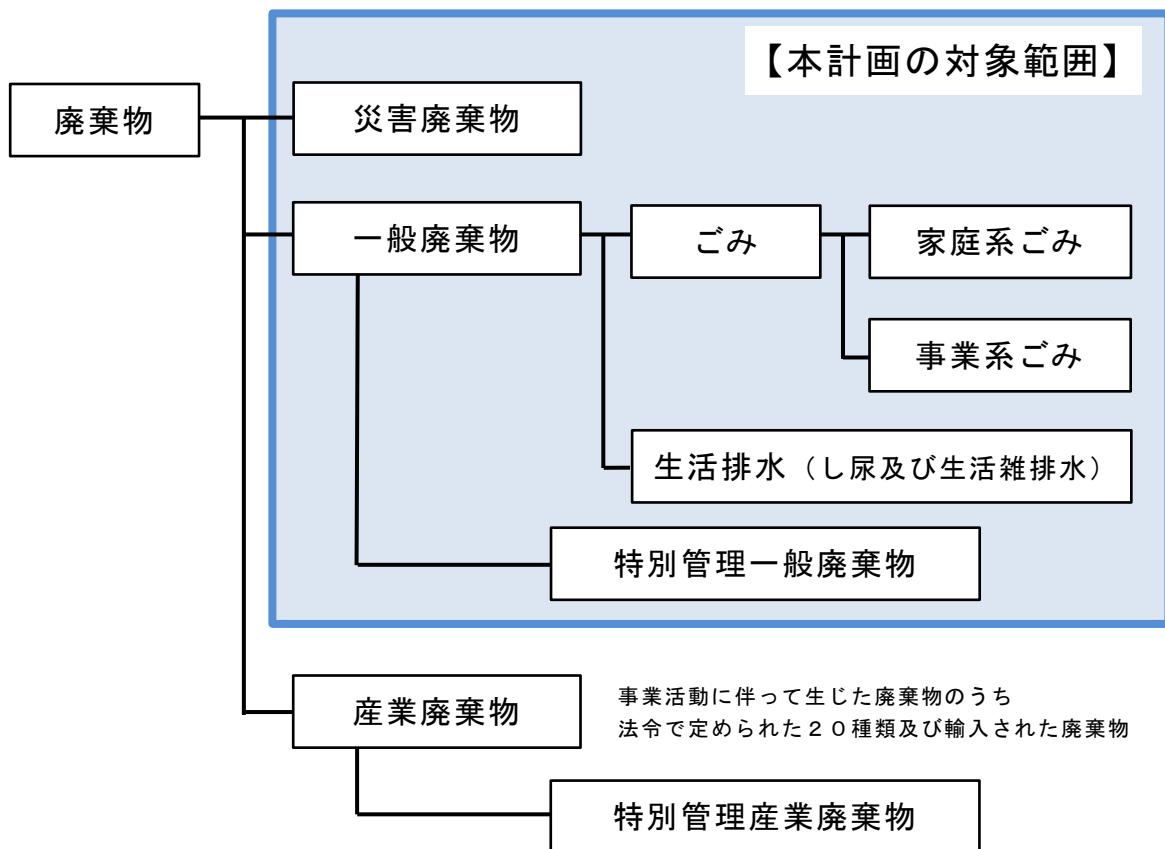


### 第3章 計画の対象

本計画において対象となる廃棄物は、生活排水を含む「一般廃棄物」です。

廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されます。一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物のことをいいます。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定められている20種類及び輸入された廃棄物のことをいいます。

図表1-3-1



## 第4章 計画の期間

本計画は、令和8年度から令和17年度までを計画期間とします。

なお、計画期間内であっても計画の達成状況、社会経済情勢、循環型社会形成に係る法制度等が大きく変化した場合には、適宜見直しを行います。

図表1-4-1



## 第5章 計画書の構成

本計画は、「廃棄物処理法」に基づき本市の廃棄物処理の方向性を定めるものであり図表1-5-1に示す構成となっています。第1部は「総論」として一般廃棄物処理基本計画の共通事項である基本的事項と高槻市の概要等を記載しております。第2部は「ごみ処理基本計画」、第3部は「食品ロス削減推進計画」、第4部は、「生活排水処理基本計画」、第5部は「計画の推進に向けて」の5部構成としました。

第1部：総論

第2部：「ごみ処理基本計画」

第3部：「食品ロス削減推進計画」

第4部：「生活排水処理基本計画」

第5部：計画の推進に向けて

図表1-5-1

### 一般廃棄物処理基本計画



## 第6章 高槻市の概要

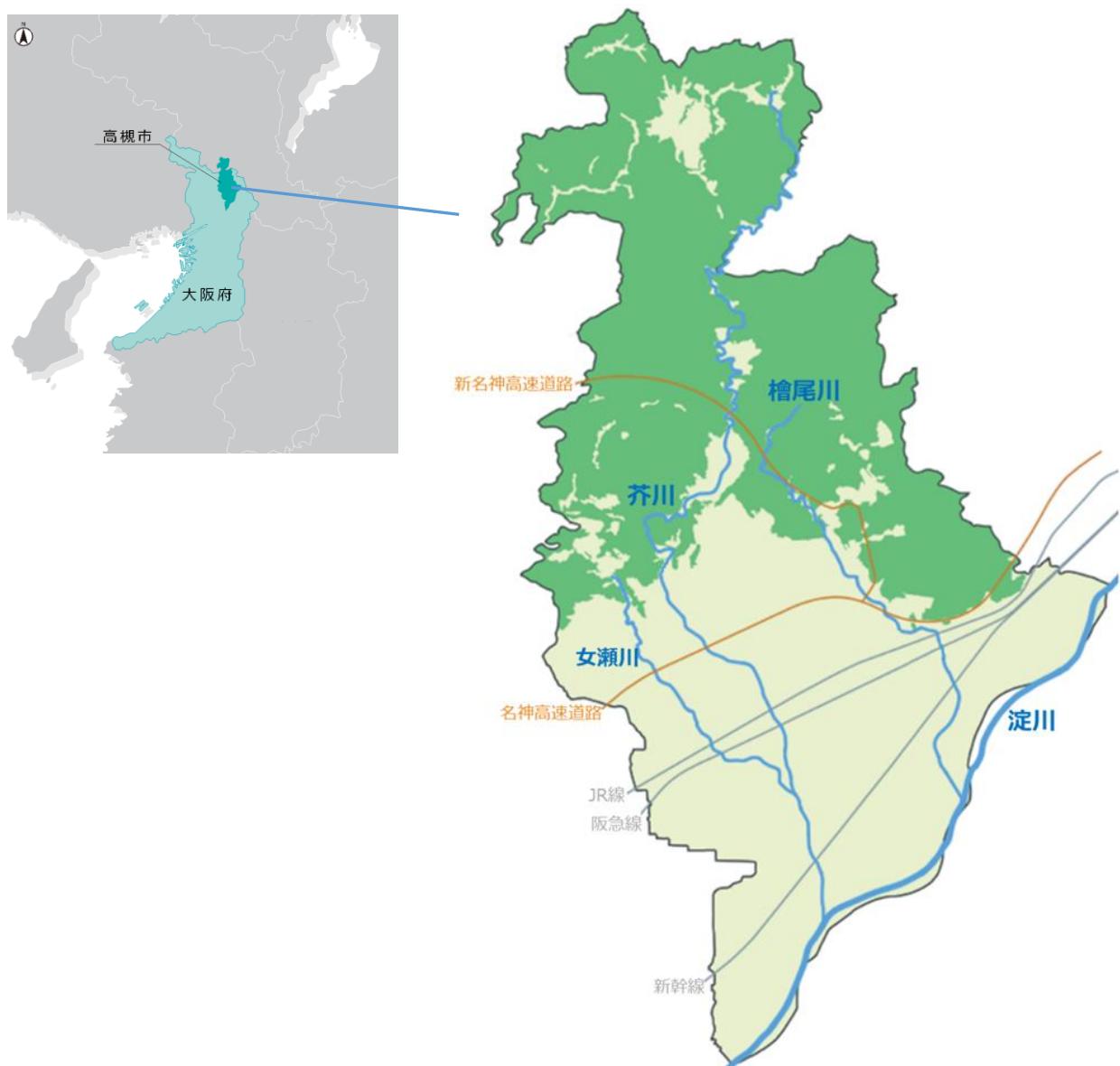
### 第1節 自然環境

#### (1) 位置・地勢

本市は大阪府の北東部にあって、大阪と京都のほぼ中間に位置しています。北は北摂山地に連なる山並みと丘陵、南は山間から流れ出る芥川・檜尾川などによって形成された平野が広がり、琵琶湖から大阪湾に流れる淀川が市域の南の境になっています。

市街地を南北に二分してJR東海道本線と阪急京都線が並走し、さらに、南部では東海道新幹線が、北部では丘陵地を名神高速道路、山間部を新名神高速道路が高槻ジャンクション・インターチェンジを介し、東西に横断しています。

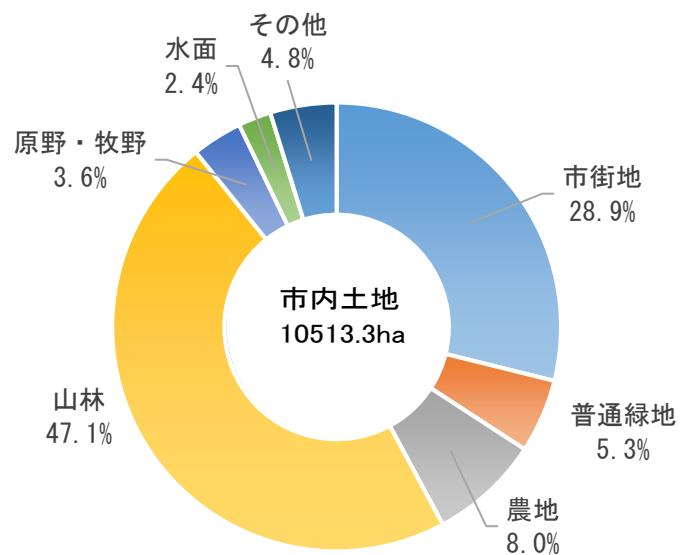
図表1－6－1 高槻市の位置・地勢



## (2) 土地利用

市内北部には、山林・農地が広がっています。令和5年度現在の市内山林面積は市全体の47.1%、農地面積は8%です。普通緑地、農地、山林、原野・牧野を合わせると、市内全体の約64%を緑地が占めます。

図表1-6-2 土地利用



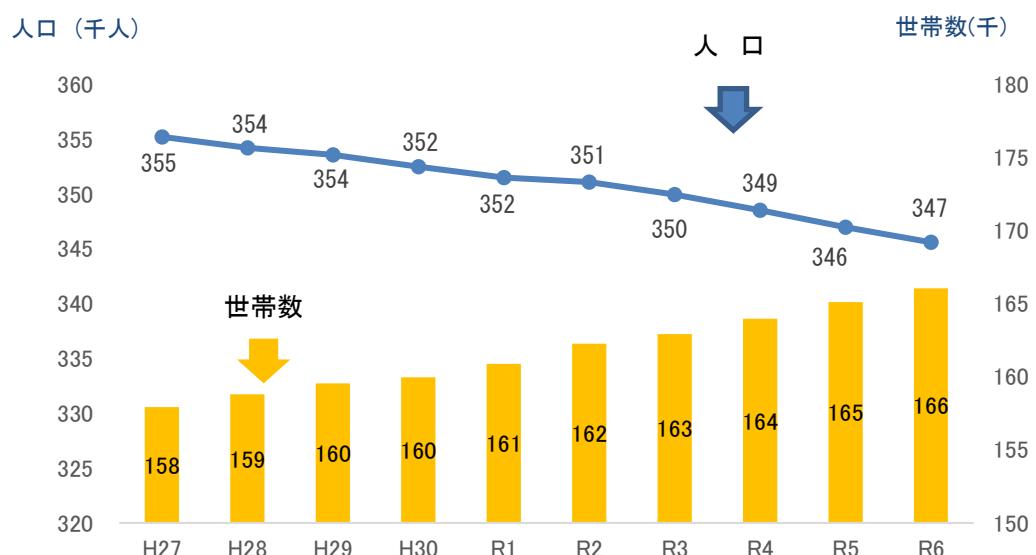
出典：「令和6年版統計書(高槻市)」

## 第2節 人口・世帯数の推移

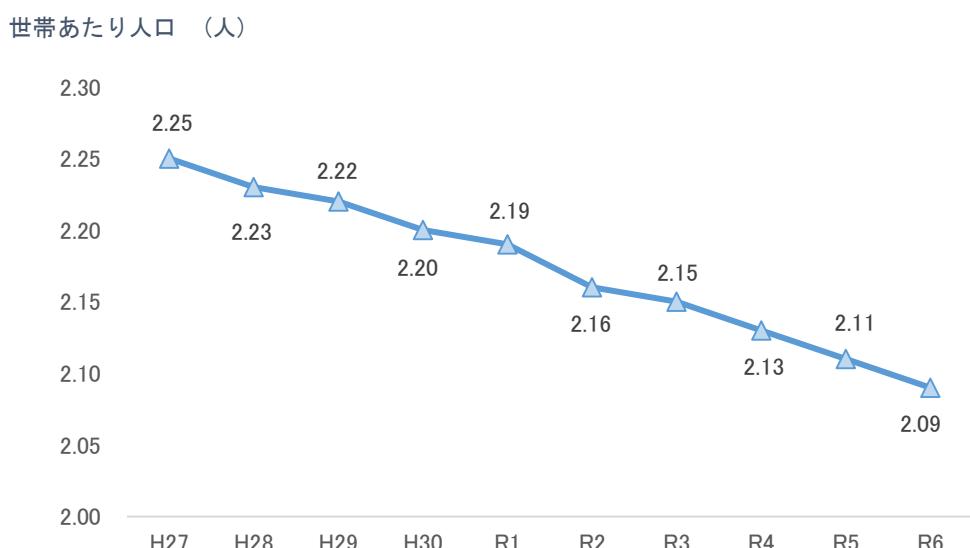
平成27年～令和6年の10年間における人口推移をみると、平成27年に355千人であった人口が令和6年には347千人となり、微減の傾向が続いています。

一方、世帯数の推移をみると、増加傾向が続いており、平成27年に158千世帯であった世帯数が令和6年には166千世帯になっています。世帯あたりの人口は、減少の一途をたどり単身者世帯や夫婦のみの世帯など少人数世帯が増えていることが伺えます。

図表1-6-3 人口・世帯数の推移



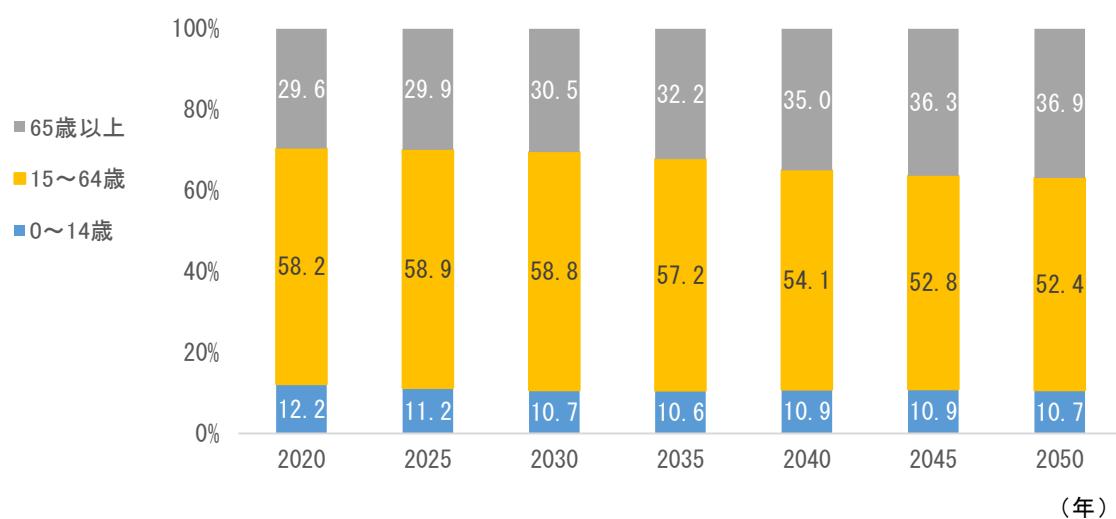
図表1-6-4 世帯あたり人口の推移



出典：「住民基本台帳人口（各年12月末日現在）」

また、少子高齢化も進展しています。令和2年（2020年）の国勢調査では、本市の老人人口比率（65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合）は29.6%でしたが、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」によると、将来的には令和16年（2035年）に32.2%、令和26年（2045年）に36.3%まで高まると推計されています。

図表1－6－5 高槻市の将来推計人口における年齢層別割合



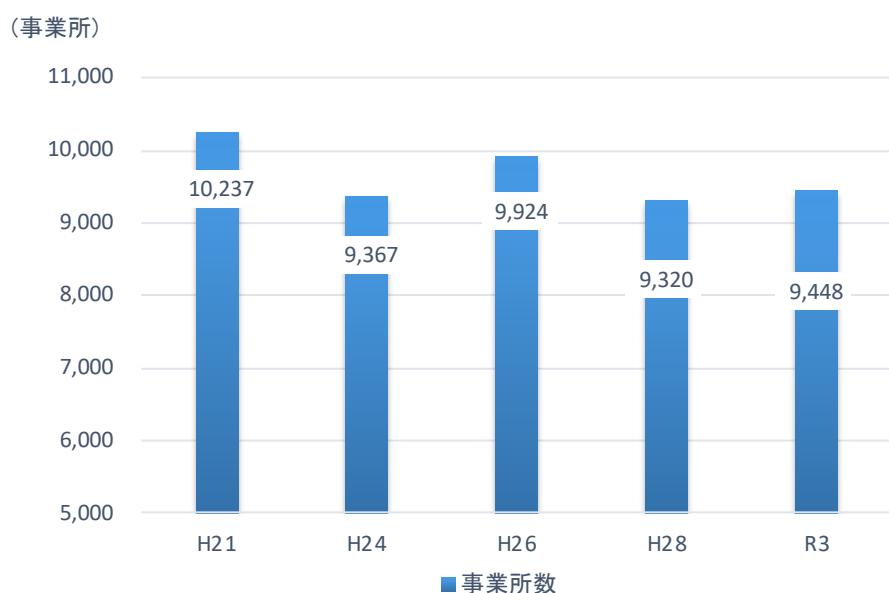
出典：「日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）」

### 第3節 産業の概況

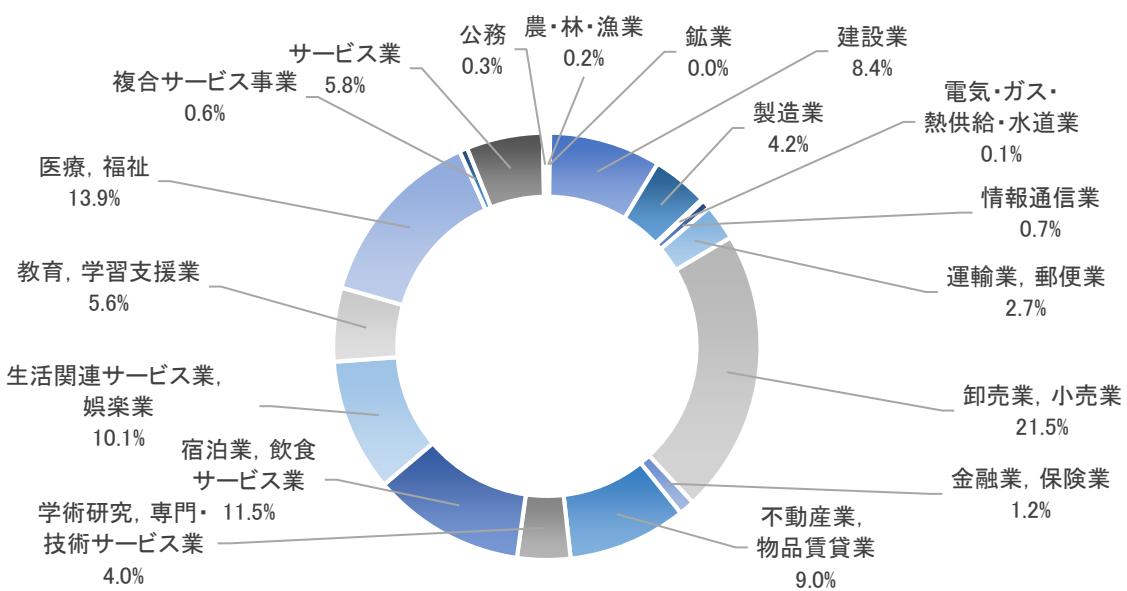
本市の事業所数は、令和3年度現在で9,448事業所です。事業所数の推移をみると、年度により多少の増減はみられるものの、概ね9,000事業所半ばで推移しています。

事業所数を業種別にみると、「卸売業、小売業」の割合が最も高く21.5%、次いで「宿泊業、飲食サービス業(11.5%)」、「生活関連サービス業、娯楽業(10.1%)」となっています。

図表1－6－6 事業所数の推移



図表1－6－7 事業所数の業種別割合（令和3年度）



出典：「経済センサス-活動調査結果（平成24年・平成28年・令和3年 総務省・経済産業省）」

## 第7章 社会情勢

### 第1節 近年の社会情勢の変化

前計画策定以降の一般廃棄物の処理に関する主な社会情勢の変化を以下に示します。

#### ■持続可能な開発目標（SDGs）

平成27年9月の国連総会で「持続可能な開発目標」（SDGs）の令和12年までの指針が掲げられました。国においては、平成28年に「SDGs実施指針」を策定し、令和5年12月に改訂した実施指針では、これまでの根幹的な考え方を引き継ぎつつ、持続可能な経済・社会システムの構築や地球規模の主要課題への取組強化などを重点事項として官民あげてのSDGsの17のゴール達成を目指すこととしています。また、2030年以降の目標として、「ポストSDGs」、「ビヨンドSDGs」等についても、様々な検討や議論が行われています。

#### ■脱炭素社会の実現

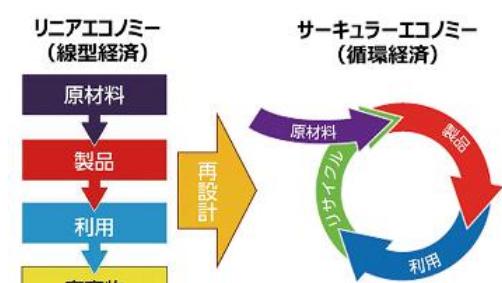
国では令和2年10月に「令和32年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」との表明がなされ、脱炭素社会実現に向けた国としての方向性が示されました。

廃棄物処理の領域でもその実現に資する取組が求められています。



#### ■サーキュラー・エコノミー（循環経済）への移行

これまで廃棄されていたものを、新たに製品等の原料として循環させるなどして天然資源の消費を抑制する経済システムです。単に環境に配慮した仕組みではなく、持続可能な経済成長や新たな産業と雇用の創出も見据えた産業モデルとして、今後の一層の推進が必要とされています。



#### ■海洋プラスチック問題

プラスチックごみは、河川等を通じて海に流出すると海洋プラスチックごみとなります。これが劣化・破碎されると生態系・海洋環境に大きな悪影響を与えるマイクロプラスチックに変化するため、国際的に大きな問題となっています。

#### ■その他

排出されたごみは資源化するものを除けば、焼却するなどして減容化・安定化して最終処分場に埋め立てていますが、最終処分場の受け入れには限界があります。ごみ総排出量は年々減少しているものの、全国の最終処分場の総残余容量も減少傾向を示しています。今後も人口減少や循環経済への移行に伴いごみ排出量の減少が予想されますが、最終処分場をできる限り長く利用するため、最終処分量の減量が求められています。

## 第2節 国の方針及び大阪府の計画等

廃棄物の処理に関しては、「廃棄物処理法」に基づき、ごみの適正処理・処分に重点を置いた事業が行われてきましたが、最終処分場の不足への対応や環境負荷軽減、資源循環を促進するため、環境及びリサイクル関連法が施行されました。図表1－7－1に近年の国、大阪府の動きを示します。

図表1－7－1 近年の国、大阪府の動き

時期	法律・計画など	ポイント
平成30年 4月	第五次環境基本計画 (国)	○地域における資源循環 ○循環型社会の形成 ○海洋ごみ(プラスチックごみ)対策
令和元年 10月	食品ロス削減推進法 (国)	○市町村食品ロス削減推進計画の策定 ○食品関連事業者等の取組に対する支援 ○未利用食品等を提供する活動への支援等
令和3年 3月	大阪府循環型社会 推進計画 (府)	○一般廃棄物排出量等の目標値 ○各主体(市町村含む)の役割 ○計画の推進(市町村の実績を把握、公表)
令和4年 4月	プラスチック資源循環法 (国)	○地方公共団体の責務(努力義務) ○分別収集及び分別収集物の再商品化
令和5年 6月	廃棄物処理法 基本方針の変更 (国)	○一般廃棄物処理に伴う温室効果ガス削減 ○プラスチックごみのリサイクル促進
令和5年 6月	廃棄物処理施設整備計画 (国)	○3Rの推進と資源循環の強化 ○安定的・効率的な施設整備及び運営
令和6年 8月	第五次循環型社会形成 推進基本計画 (国)	○循環経済への移行 ○事業者間連携による徹底的な資源循環

### 第3節 大阪府循環型社会推進計画

大阪府では令和3年3月に大阪府循環型社会推進計画を定め、各主体の役割等を定めています。その中で図表1－7－2に示す市町村の実施すべき行動を念頭に本市も大阪府の計画に歩調を合わせた循環型社会構築に向けた取組が求められています。

図表1－7－2 大阪府循環型社会推進計画における市町村の役割

施策の柱	行動指針
リデュース、リユースの推進	<ul style="list-style-type: none"><li>○ごみ処理有料化を実施する。</li><li>○住民による環境に配慮した消費行動を促進する。</li><li>○事業者による環境に配慮した消費行動を促進する。</li><li>○資源化可能な紙類等の搬入禁止等を実施する。</li><li>○交換掲示板の活用やイベントにおける交換会などにより、リユースを推進する。</li></ul>
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"><li>○紙製容器包装等の分別収集を拡充する。</li><li>○住民や事業者による分別排出を促進する。</li><li>○リサイクル製品の普及啓発に協力する。</li></ul>
プラスチックごみ対策の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>○住民によるワンウェイプラスチックの削減を促進する。</li><li>○プラスチック製容器包装の分別収集を拡充する。</li><li>○製品プラスチックの分別収集を実施する。</li><li>○ペットボトルのボトル to ボトルリサイクルに取り組む。</li></ul>
適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>○一般廃棄物の適正な中間処理及び最終処分を行う。</li><li>○産業廃棄物不適正処理対策会議を通じて不適正処理防止の啓発及び早期発見に向けた連携を行う。</li><li>○住民による廃棄物の3Rの取組を促進する。</li><li>○災害廃棄物処理計画を策定する。</li><li>○災害対応視点から処理施設を整備する。</li><li>○関係機関等との連携による災害廃棄物の処理体制を構築する。</li></ul>



## 第2部 ごみ処理基本計画

## 第1章 ごみ処理・リサイクルの現状と課題

### 第1節 ごみの排出状況やリサイクル等に関する基本的情報

#### (1) ごみ収集・処理の現状

家庭系ごみの収集は、平成28年度にペットボトルの定時収集を開始する際に、効率的かつ効果的なごみ収集運搬体制を構築するため、リサイクルごみの収集方法の変更に合わせて家庭ごみの分け方・出し方などを見直しました。変更点として、ペットボトル、空き缶、空きビンについては混合収集を行った後、選別施設において分別を行っています。ごみの収集運搬については、不燃ごみ及び臨時ごみについては市が収集し、可燃ごみ、大型可燃ごみ、リサイクルごみの定時収集は委託することとしました。(図表2-1-1)

一方で、事業系一般廃棄物の収集については、従来通り廃棄物を排出する事業者が許可業者に委託するか、エネルギーセンターに自己搬入を行っています。

図表2-1-1 ごみの分別区分と収集・処理の体制

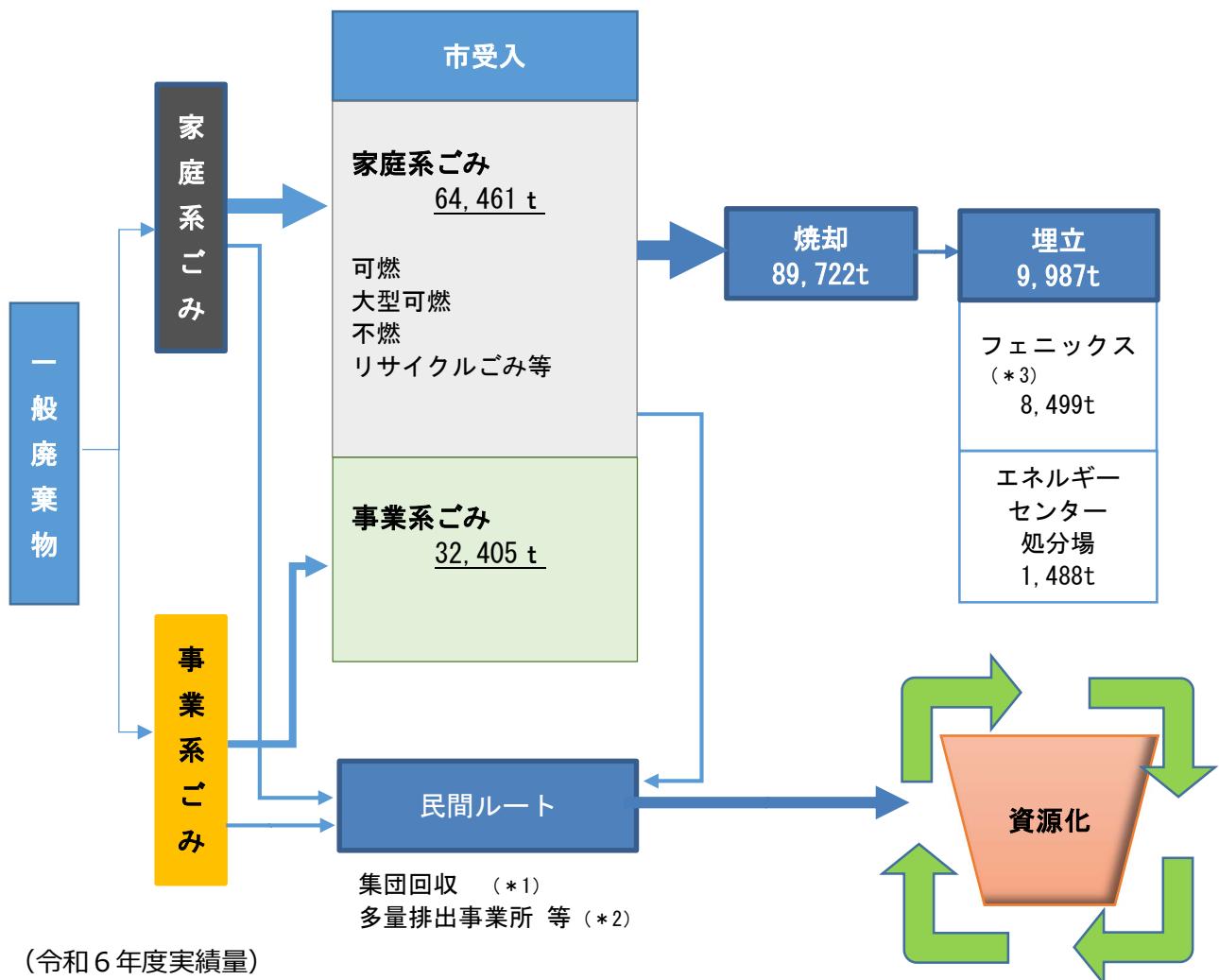
種別	収集頻度	収集・運搬	処理
可燃ごみ	週2回	委託	市
大型可燃ごみ	月1回	委託	市
不燃ごみ	月1回	市	市
リサイクルごみ (古紙・古布類・缶・ビン・ ペットボトル)	月2回	委託	委託
ペットボトル (拠点回収)	週2回	市	市・委託
家庭系持ち込みごみ (臨時ごみ)	随時、予約制(有料)	市	市
事業系一般廃棄物	—	事業者・ 許可業者	市・事業者

収集した可燃ごみ、大型可燃ごみ、事業系の一般廃棄物については基本的に直接焼却します。不燃ごみは破碎処理を行い磁選機で資源物を回収後、可燃残渣については焼却します。また、リサイクルごみは委託業者が選別し再資源化します。資源化できない可燃残渣はエネルギーセンターで焼却し、不燃残渣は大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）で最終処分します。

## (2) ごみ処理システム

本市のごみ処理システムを図表2-1-2に示します。

図表2-1-2 ごみ処理システム



### (3) 焼却処理・前処理施設等

リサイクルごみを除いて、市が収集したごみ及び持ち込まれた一般廃棄物は図表2-1-3、図表2-1-4に示す施設で処理します。

平成7年9月に竣工した第二工場は稼働後30年が経過し、今後、基幹的改修工事が必要です。平成31年3月に竣工した第三工場は不燃ごみを破碎して資源物を回収する前処理施設を有しています。

リサイクルごみは、事業者に選別及び売払いを委託しており、事業者の所有する施設で選別等の処理がなされます。なお、小売店の店頭などで拠点回収として集めたペットボトルは、令和5年3月に竣工したエネルギーセンター内のリサイクル施設で選別及び圧縮したのちに、再資源化事業者に引き渡しています。

図表2-1-3 焼却施設の概要

	第二工場	第三工場
所 在 地	高槻市前島三丁目8番1号	同左
建 築 面 積	7,093.92 m <sup>2</sup> 管理棟含む	3,426.05 m <sup>2</sup>
構 造	工場棟 鉄骨鉄筋コンクリート造 管理棟 鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
延 ベ 面 積	21,581.53 m <sup>2</sup> 管理棟含む	10,811.54 m <sup>2</sup>
竣 工	平成7年9月	平成31年3月
燃 焼 設 備	全連続燃焼方式(ストーカ式)	全連続燃焼方式(ストーカ式)
処 理 能 力 (前処理施設)	180t/24時間 × 2炉	150t/24時間 × 1炉 (24t/5時間)
発 電 能 力	4,950KW	4,300KW
施 設 外 観		

図表2－1－4 最終処分場とリサイクル施設の概要

	<b>最終処分場</b>	施設外観
所在地	高槻市前島三丁目8番1号	
総面積	48,600 m <sup>2</sup>	
埋立面積	40,190 m <sup>2</sup>	
埋立容量	230,000 m <sup>3</sup>	
供用開始	昭和61年6月	
残余容量	36,148 m <sup>3</sup> 令和7年3月末現在	

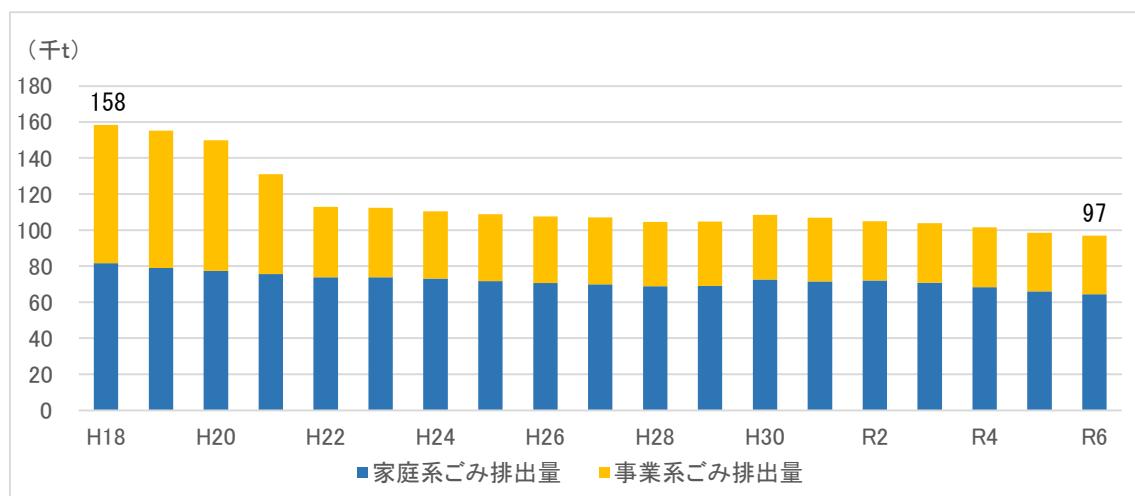
	<b>リサイクル施設</b>	施設外観
所在地	高槻市前島三丁目8番1号	
構造	鉄骨造	
竣工	令和5年3月	
対象	ペットボトル	
設備	圧縮梱包機 圧縮機 11KW 梱包機 0.65KW	
処理能力	300kg/時間	

#### (4) ごみ排出量の動向

エネルギーセンターに搬入されたごみ排出量の推移を図表2－1－5に示します。本市のごみ排出量は、平成18年度は158千tであり、それ以降は減少傾向でしたが、平成30年度は大阪府北部地震、台風第21号の被害により増加しました。

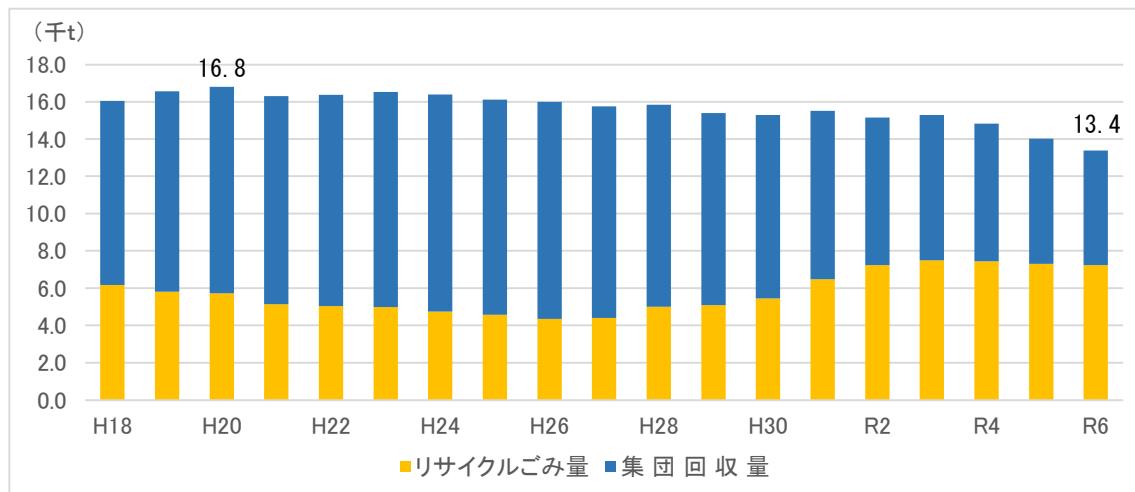
その後、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変容などによりごみ排出量が高止まりしていましたが、平成27年9月に国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs)を追い風に、拡大生産者責任や食品ロス削減などの考え方が浸透してきたこと、また、国に先駆けて平成30年6月よりレジ袋の無料配布を中止したことでごみの減量の動きが加速したこと、感染防止関連製品の需要が減退したことなどもあり、令和6年度の総ごみ排出量は97千tとピーク時(平成13年)のおよそ55%に減少しました。

図表2－1－5 ごみ排出量の推移



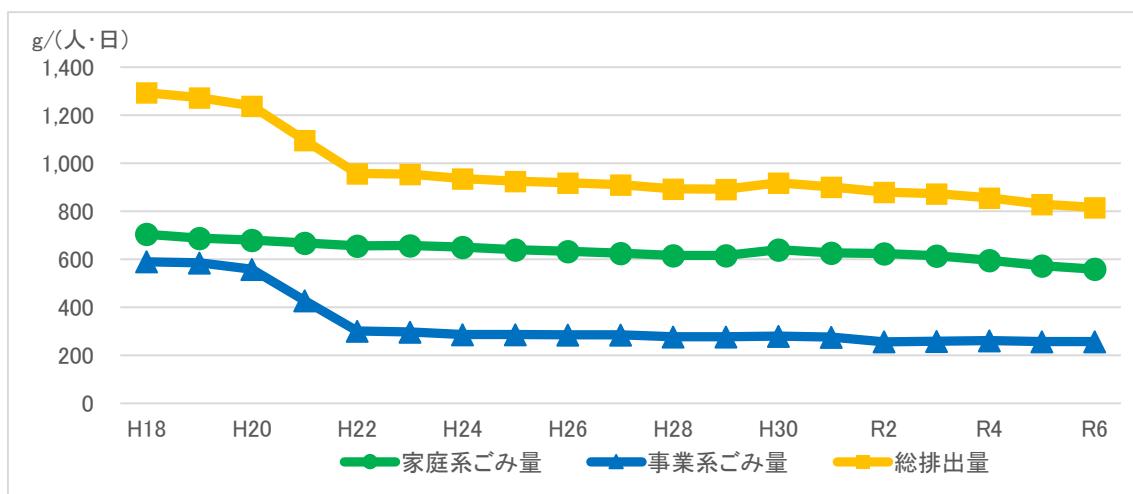
家庭系の資源化量は図表2－1－6に示すように、平成20年度の約17千tをピークに減少傾向を示し、令和6年度はデジタル化などの影響もあり約13千tとなりました。近年は、集団回収量が減少し、市が収集するリサイクルごみ量が増加しています。

図表2－1－6 家庭系資源化量の推移



家庭系ごみ、事業系ごみ別に市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量の推移をみると、図表 2-1-7 に示すように、家庭系ごみ量は平成 30 年度の地震や台風による被害とその後の新型コロナウイルス感染症の影響で前年度に比べ 24 g/(人・日) 増加しましたが、長期的には緩やかな減少傾向を示しています。事業系ごみ量は平成 21 年度から事業系ごみに対する搬入規制を強化したことなどで、ごみ排出量が大きく減少、その後は、穏やかな減少傾向が続いている。

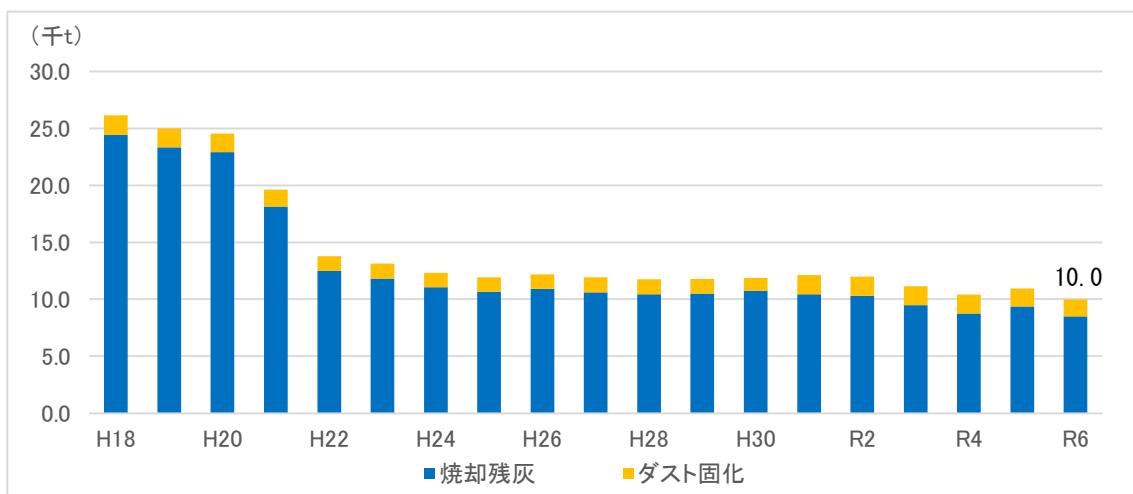
図表 2-1-7 市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量の推移



#### (5) 最終処分量の推移

焼却後の焼却灰の大半は、大阪湾フェニックスセンターの埋立処分場に搬入し、最終処分しています。排ガス中に含まれるダストは固化処理して本市の最終処分場に埋め立てています。最終処分量は平成 18 年度以降も減少傾向にあり、令和 6 年度には図表 2-1-8 に示すように約 10 千トンとなり、ピーク時（平成 13 年）の 3 割程度に減少しています。

図表 2-1-8 最終処分量の推移



## 第2節 大阪府内他市との比較

### (1) ごみ処理量の比較

本市のごみ排出量は減少傾向にあります。しかし、図表2-1-9に示すように、本市のごみ処理量は大阪府内の人口10万人以上の20市の中ではほぼ中間に位置し、一層ごみ減量に努める必要があることが分かります。

図表2-1-9 高槻市のごみ処理量と府内他市との比較（令和5年度）

g/(人・日)

	総ごみ 排出量			リサイクル率 (*2)	資源化量 (*3)	焼却処理量	最終処分量
		生活系 ごみ 排出量(*1)	事業系 ごみ 排出量				
高槻市	777.6 (12位)	520.8 (13位)	256.8 (11位)	13.1% (9位)	108.6 (9位)	719.9 (11位)	88.1 (10位)
20市平均 (*4)	836.4	461.7	374.7	13.4%	118.3	777.1	99.6
1位	674.2 (枚方市)	—	—	20.3% (寝屋川市)	157.5 (寝屋川市)	579.1 (守口市)	39.1 (吹田市)
2位	678.2 (守口市)	—	—	19.7% (守口市)	142.6 (守口市)	595.7 (枚方市)	45.7 (茨木市)
3位	716.3 (八尾市)	—	—	18.2% (枚方市)	134.7 (枚方市)	608.5 (寝屋川市)	61.5 (堺市)

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査結果

\*1 生活系ごみ排出量は家庭から排出された(直接搬入含む)、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみを合わせた量で、集団回収量は含まない。

\*2 リサイクル率は、環境省一般廃棄物処理実態調査の定義による。

\*3 資源化量=直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量

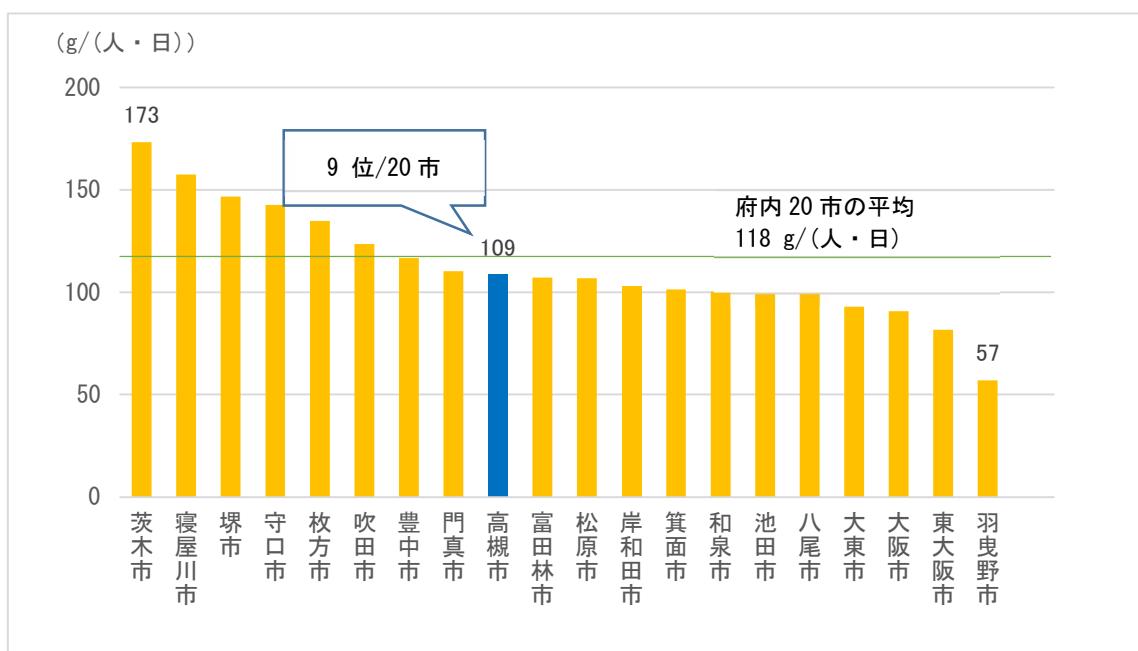
リサイクル率、資源化量とも、灰溶融処理量のウエートが高い市は除いて1～3位を記載。

\*4 20市平均とは、大阪府内の人口10万人以上20市の平均。

## (2) 資源化量の動向

本市ではリサイクルごみ（あき缶類、スプレー缶類、金属製台所用品、古着類、古紙類、牛乳パック、雑がみ類、びん類、ペットボトル）を分別し資源化しています。また、地域の自治会等が実施する集団回収への奨励金交付制度を設けるなど、地域での資源化の推進にも努めています。しかし、図表2-1-10に示すように、本市の市民1人1日当たりの資源化量は約109g/（人・日）（令和5年度）で、これは大阪府内の人口10万人以上の20市中9位という現状にあります。

図表2-1-10 市民1人1日当たりの資源化量の比較



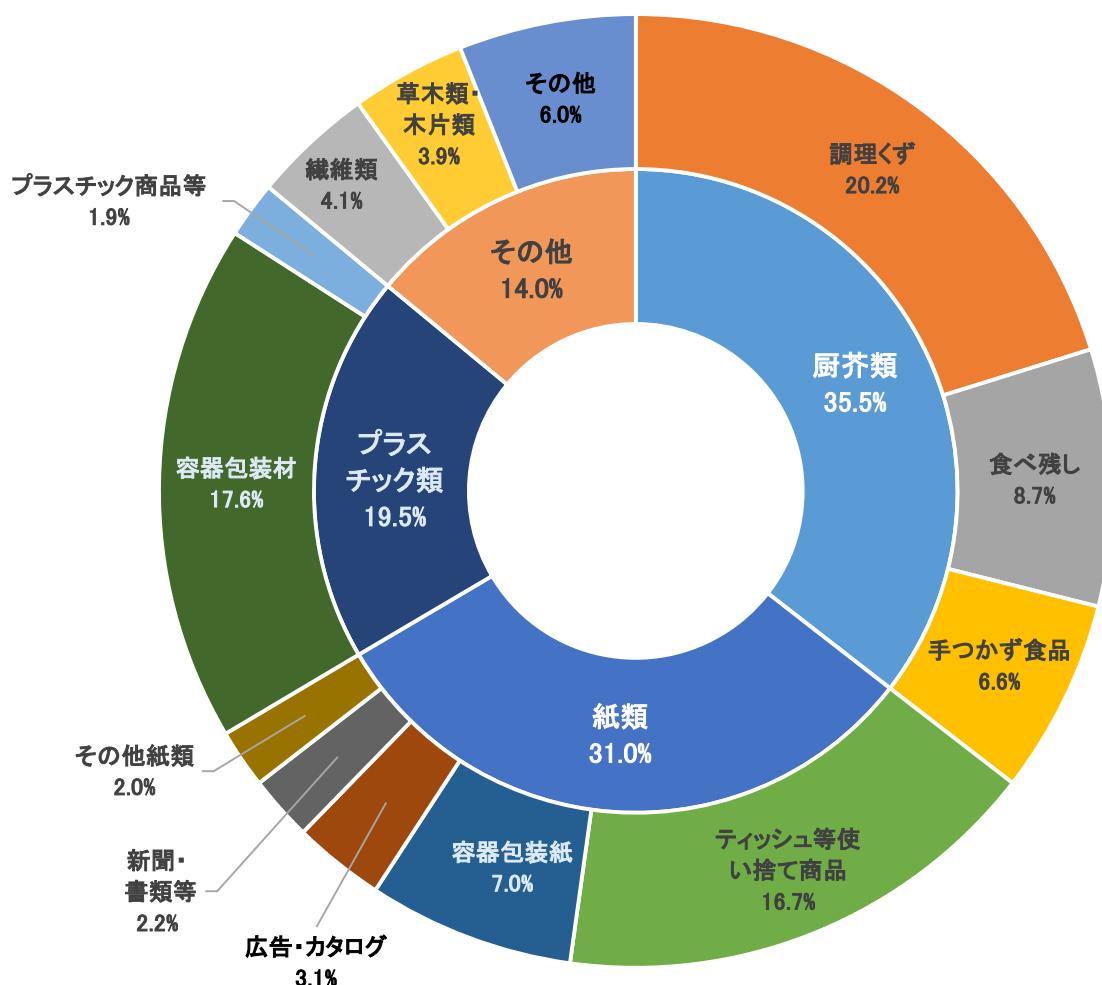
出典：環境省一般廃棄物処理実態調査結果

### 第3節 現状におけるごみの組成

### (1) 家庭系ごみの組成

家庭から排出されている可燃ごみでは、図表2-1-1に示すように、重量比では厨芥類が約36%で最も多く、次いで、紙類約31%、プラスチック類約20%となっています。可燃ごみの中には、新聞紙等の古紙類、プラスチック製容器包装、古布類等、分別すれば資源化可能な物がまだ含まれています。令和2年7月からの容器包装リサイクル法に基づきレジ袋が有料化され、令和4年4月にはプラスチック資源循環法の施行がありましたが、前回調査と比べてプラスチック類は重量比で0.9%増加しました。

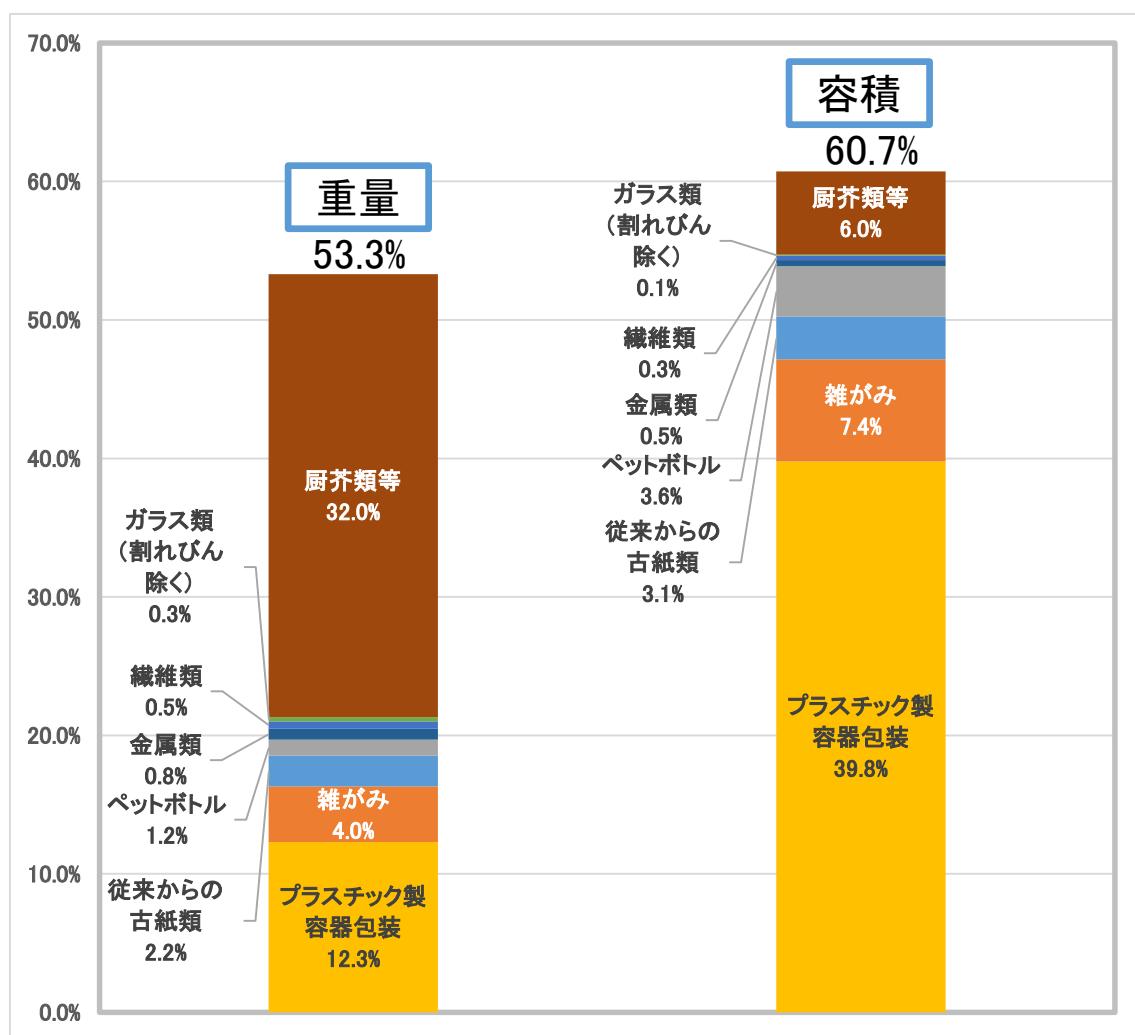
図表2-1-11 家庭から排出されている可燃ごみの組成（重量比）



## (令和6年度高槻市ごみ組成調査結果)

図表2－1－12には処理している可燃ごみ、大型可燃ごみ、不燃ごみを合計した家庭系ごみ中の資源化可能物の割合を示していますが、重量ベースでみた場合、新聞紙、段ボール、雑がみ（紙箱等の紙製容器包装や封筒、パンフレットなどの資源化可能な紙）、プラスチック製容器包装、繊維類、びん、缶等が合わせて約21%（汚れている物や感熱紙、カーボン紙等の禁忌品は除く）含まれていました。また、図表2－1－13には市民や事業者が協力して取り組めば発生抑制が可能な物の排出状況を整理していますが、使い捨て商品や容器包装材（基本的には使い捨て型として使用）を合わせると約43%（重量比）含まれており、使い捨て型社会の更なる見直しが必要です。

図表2－1－12 処理している家庭系ごみ中に占める資源化可能物の割合  
(汚れている物や禁忌品は除く)



(令和6年度高槻市ごみ組成調査結果)

図表2－1－13 全ての家庭系ごみ中の発生抑制が可能な物の排出割合

	重量比(%)	容積比(%)	主な内容
手提げレジ袋	0.9	2.7	
手をつけていない食料品	5.3	1.7	
使い捨て商品	16.0	10.0	紙おむつ、ティッシュペーパー、使い捨て食器、使い捨てカイロ、レンジカバー、割り箸、ペットシート等
容器包装材	27.3	61.1	リターナルびんは除く
合 計	49.5	75.5	

(令和6年度高槻市ごみ組成調査結果)

家庭から排出される資源化可能物全体量のうち、リサイクルごみや集団回収等として正しく分別され排出された量の割合を分別協力率といいます。各資源化品目別の分別協力率を図表2－1－14に整理しました。紙類、ペットボトル、繊維類、ガラス類（びん）、金属類（缶、小型金属製品）等を合わせた分別協力率全体は約84.2%と高い値ですが、より一層の分別の徹底が必要です。

図表2－1－14 資源化可能物の分別協力率

	可燃ごみ＋不燃ごみ＋大型可燃ごみ中の割合(%)	ごみ中の資源化可能物排出量(t) a	回収量(t) b		分別協力率(%) b÷(a+b)		
			リサイクルごみ等 収集量	集団 回収量			
紙類	新聞紙 ※新聞紙のみ	0.23	135	305	3,462	3,767	96.5%
	書籍類＋P R誌	0.55	323	1,631	1,296	2,926	90.2%
	段ボール	0.96	564	1,390	1,290	2,680	82.8%
	紙パック	0.48	282	8	17	25	8.1%
紙類 計	2.22	1,304	3,334	6,064	9,399		87.9%
ペットボトル（飲料・醤油）	1.17	688	606	20	626		47.8%
繊維類（衣服）	0.54	317	671	444	1,115		78.1%
空きびん類	0.29	170	2,048	0	2,048		92.5%
空き缶類（スプレー缶、小型金属含む）	0.29	170	639	179	818		82.8%
合計	4.51	2,649	7,298	6,707	14,005		84.2%

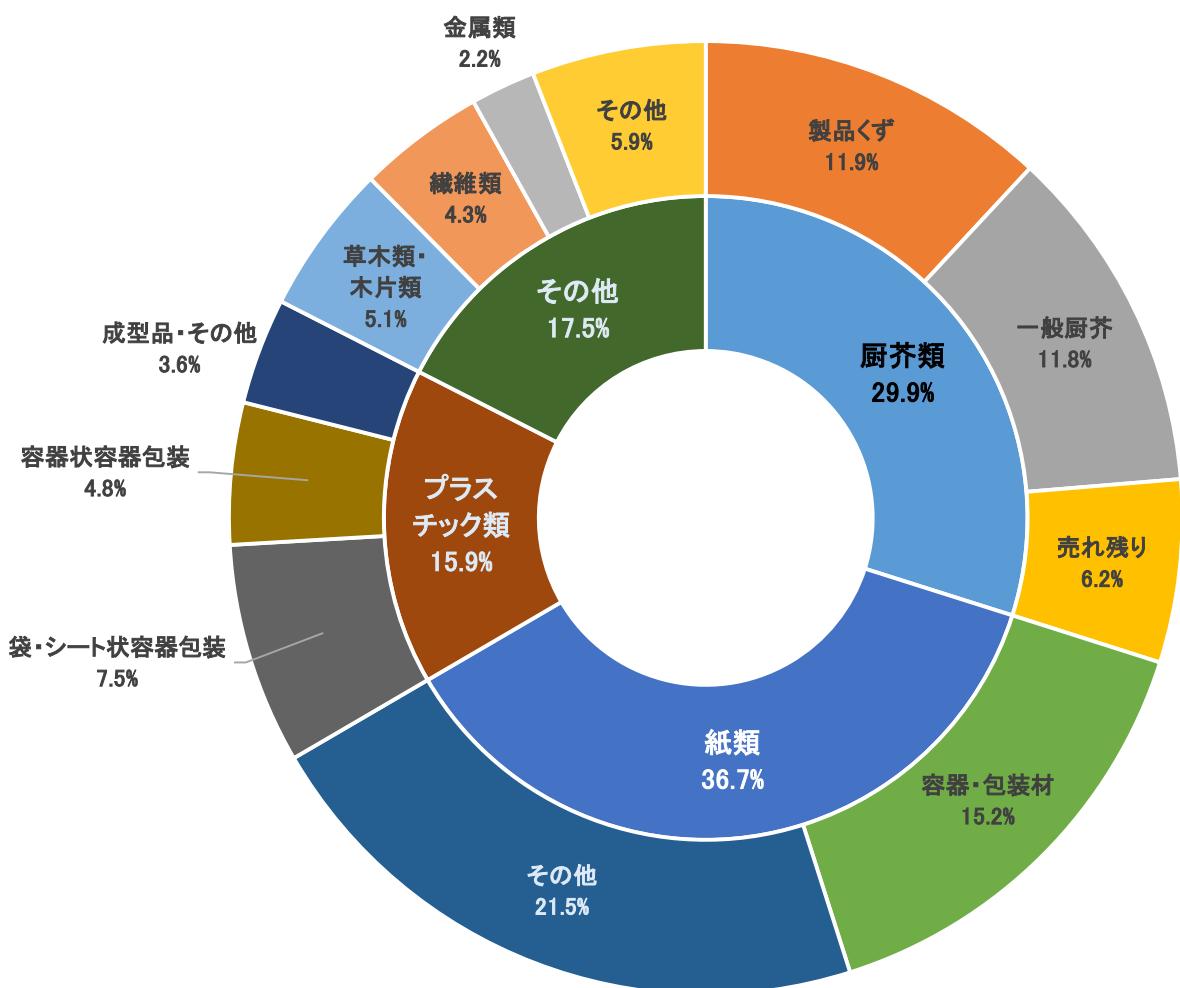
(令和6年度高槻市ごみ組成調査結果)

## (2) 事業系ごみの組成

事業系ごみは、図表2-1-15に示すように、重量比で紙類約37%、厨芥類が約30%、プラスチック類約16%の順になり、また、図表2-1-16に示すように、段ボール箱、新聞紙等の一般古紙、コピー紙、パンフレット等の雑がみが多く、また、ペットボトル等も含まれており、分別排出の徹底により約21%（汚れている物や感熱紙、カーボン紙等の禁忌品は除く）のごみの減量が可能です。なお、厨芥類には売れ残り食品のように販売管理の徹底等の発生抑制の取組で削減可能な物も含まれています。

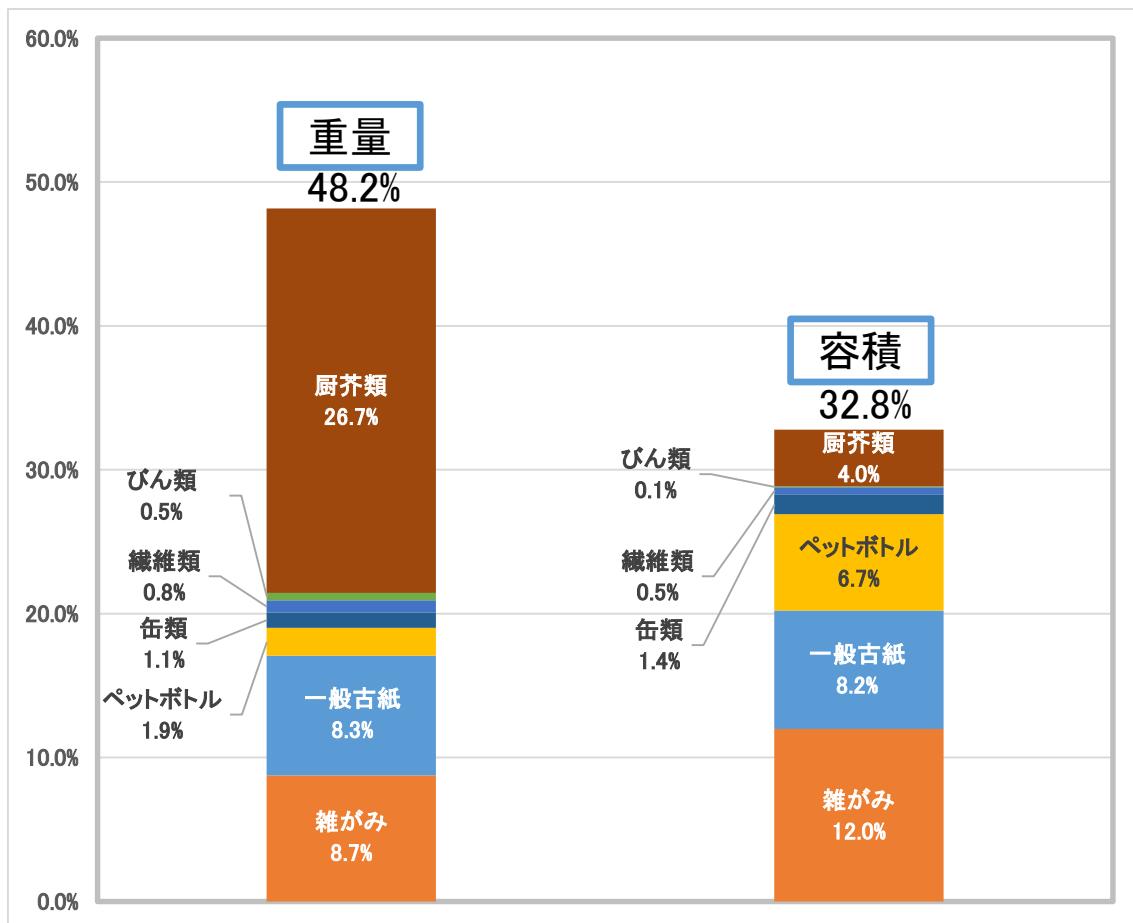
組成調査の結果から、食品ロスで削減が課題となっている厨芥類が、家庭系ごみ（可燃ごみ）には約36%、事業系ごみには約30%含まれていることが判りました。

図表2-1-15 事業系ごみの組成（重量比）



（令和6年度高槻市ごみ組成調査結果）

図表2－1－16 事業系ごみ中に占める資源化可能物の割合  
(汚れている物や禁忌品は除く)



(令和6年度高槻市ごみ組成調査結果)

## 第4節 前計画の総括

### (1) 前計画の概要

前計画では、次の5つの基本施策を柱として取組を実施しました。

- ◆ 2R行動の浸透と三者協働による取組体制の確立
- ◆ リサイクルシステムの推進
- ◆ ごみの適正処理の推進
- ◆ 循環型処理システムの計画的な整備
- ◆ 美しいまちづくりの推進

### (2) 目標値の達成状況

前計画では、令和7年度までの減量目標値を3項目設定しており、エネルギーセンターに搬入されるリサイクルごみを含めた市受入量を95千t、リサイクル率を27%、焼却処理量を87千tにする目標でした。リサイクル率は、デジタル化の進展に伴い新聞・雑誌等の発生量が減少したことなどにより、達成が困難な状況です。令和6年度での進捗状況を図2-1-17に示します。

図表2-1-17 目標値と実績

	計画策定時 (平成26年度)	現況 (令和6年度)	目標値
市受入量	108千t	97千t	95千t
リサイクル率 <sup>注)</sup>	19%	20%	27%
焼却処理量	103千t	90千t	87千t

注) リサイクル率の現況は令和5年度を示す。

リサイクル率の算定には市による資源化量、集団回収量、多量排出事業者資源化量等を含む。

### (3) ごみ処理にかかる経費

ごみの処理には、多額の経費が必要です。令和5年度の処理経費は、処理施設などの減価償却費を含まない原価計算によると約28億6千万円でした。1tのごみを処理する場合に必要な費用は約3万6千円で、市民一人当たりにすると年間で約8千円となります。過去3年間の経費の推移を図2-1-18に示します。

図表2－1－18 ごみ処理経費

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ごみ処理経費	千円	2,915,197	2,803,606	2,857,552
トンあたり経費(家庭系) <sup>注)</sup>	円	34,525	34,152	36,175
一世帯あたり経費	円	17,867	17,044	17,280
一人あたり経費	円	8,350	8,056	8,254
年間の収集量	t	70,293	67,968	65,533
年間の処理量	t	103,780	101,547	98,561
年度末世帯数	世帯	163,157	164,494	165,369
年度末人口	人	349,109	348,020	346,189

注) トンあたり経費(家庭系)は固定資産減価償却費を含んでいない。

## 第5節 計画策定に係る基本的課題

これまで見てきたように、本市のごみ排出量は、平成22年度に大きく減少した後、約15年間にわたり減少傾向が続いているが、その減少率は緩やかなものに留まっています。

また、ごみ排出量、焼却処理量、リサイクル率及び資源化量に関する本市の府内での順位は、ほぼ中位に位置しています。

さらに、前節で述べたように、前計画に掲げた減量目標については概ね達成はしているものの、今後、現状の課題解決を図りながら、本市におけるごみ減量に資する取組をより一層、加速化させる必要があります。

今回の一般廃棄物処理基本計画においては、市民・事業者・行政の三者協働体制により、「2R（Reduce：発生抑制 Reuse：再使用）を最優先に取り組むこと」を基本原則としながら、併せてリサイクル（再生利用：Recycle）を活性化し、ごみ減量の取組推進を図ります。

これに先立ち、ここでは、本計画における取組の基本的視点を明らかにするため、現況の主な課題について整理を行います。

### （1）ごみの分別・適正排出

ごみ組成調査の結果をみると、家庭系ごみ、事業系ごみとともに「紙類」や「厨芥類」の割合が高くなっています。「紙類ごみ」は資源化が行いやすく、また「厨芥類ごみ」は、国際的に関心が高まる問題「食品ロス」の原因となるものです。しかし現状では、こうしたごみの分別・適正排出の徹底が不十分な状況です。

また、安全で安定的なごみ収集・処分体制の構築には、危険物の混入抑制が重要ですが、現状では混入があり、ごみ収集車や処理場で火災が発生していることもあります。

以上のことから、市民・事業者に適正排出を促し、資源化可能ごみの混入抑制対策や危険物の混入抑制対策が必要な状況にあります。

#### （主な課題）

##### ◆家庭系ごみ

- ・汚れない包装紙・新聞紙等がごみとして排出されるなど紙類ごみの分別が不十分で、資源化の機会が失われており、分別の徹底が求められている。
- ・厨芥類ごみの中に「食べ残し」や「手つかず食品」などが多く含まれ、多量の「家庭系食品ロス」を引き起こす原因となっており、厨芥類のごみ削減が求められている。
- ・可燃ごみ等にリチウムイオン電池やモバイルバッテリーなどの危険物混入が散見され、ごみ収集車や処理施設での火災トラブル等発生の危険がある。

#### ◆事業系ごみ

- ・厨芥類ごみの中に「食べ残し」や「売れ残り食品」が多く含まれ、多量の「事業系食品ロス」を引き起こす原因となっている。
- ・事業系ごみで排出される古紙類は、品質が一定で資源化可能なものが多いにも関わらず、可燃ごみへの混入量が多い状態である。
- ・拡大生産者責任や排出者責任における、処理困難物や危険物等の適正処理推進や、使い捨て製品から繰り返し使える製品への移行などについて、事業者への働きかけが不十分である。

#### (2) ごみの発生抑制を目指した社会への転換と多様なリサイクルシステムの構築

環境負荷の小さな循環型社会に転換していくためには、ごみの発生抑制につながるライフスタイルやビジネススタイルを浸透・定着させる必要があります。こうした状況への対応は、市民・事業者・行政が連携することで大きな効果が期待できることから、行政による施策実施だけではなく、市民・事業者の協力や理解を得ることが不可欠です。

また、リサイクルシステムについても、近年の社会の動向等やこれまでの取組も活用しつつ、市民・事業者にとっての経済性や取り組み易さなどを勘案しながら、多様なリサイクルシステムの構築を模索する必要があります。

#### (主な課題)

#### ◆家庭系ごみ

- ・ごみの排出抑制に関する意識改革、不要不急の商品購入の抑制や製品の再使用促進などの行動変容を促す啓蒙・普及が不十分である。
- ・ごみの発生抑制や負担の公平性、再生利用等を促進する仕組みの1つとして、近年では家庭系粗大ごみの有料化を行っている自治体もある。
- ・プラスチック類の分別収集及び再商品化のための基盤整備等が近隣で進んでいないことや、近年、資源化の動きが活発化している廃食油等に関する市民・事業者・行政が連携した新たなリサイクルシステムの構築が不十分である。

#### ◆事業系ごみ

- ・ごみの発生抑制や再生利用を推進するため、事業者への経済的インセンティブ付与など動機づけも必要な中、現行の手数料80円／10kg(処分のみ)は、平成4年度の処理原価160円／10kgを基に事業者の負担率50%として算定しており、令和5年度の処理原価250円／10kgを基に事業者の負担率50%として算定した125円／10kgとは乖離がある。

### (3) 安定した中間処理施設等の運用

収集したごみを受け入れ処理する「中間処理施設」には、公衆衛生を保ち、市民生活や事業活動を維持するために、ごみを安定して処理する重要な役割があります。また、焼却時に発生する廃棄物発電システムを有効利用し脱炭素社会へ貢献することも求められています。

しかし、開始から長期間が経過した処理施設の稼働は必ずしも安定的ではありません。

#### (主な課題)

##### ◆施設の老朽化

- ・エネルギーセンター第二工場は平成7年に稼働開始してから30年が経過し、老朽化が進んでいる。
- ・工場の延命化工事の実施に伴い焼却炉を長期間停止する一方で、稼働中の焼却炉においては、計画停止を除き適切な運転での安定稼働が求められる。

##### ◆温室効果ガスの排出

- ・ごみに含まれるプラスチック等の化石燃料に由来する物質の焼却や施設稼働に伴い、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出がある。
- ・今後のエネルギー有効活用を図るため、省エネ機器の導入推進の検討が求められている。

### (4) 少子高齢化の進行による地域コミュニティの変容

少子高齢化の進行により、小規模世帯や高齢化世帯が増加し、新たに地域団体の活動に参加する市民が減少しています。そのため、地域における「再生資源集団回収」の仕組みの維持に課題が生じているほか、ごみ出しに支障をきたす世帯の増加傾向がみられます。

#### (主な課題)

##### ◆資源物のリサイクルシステムの維持

- ・ライフスタイルの変化や高齢化世帯の増加などで地域団体の活動に参加する市民が減少し、集団回収奨励金制度の登録団体数や回収される再生資源の量が減少している。

##### ◆高齢者等のごみ出しへの配慮

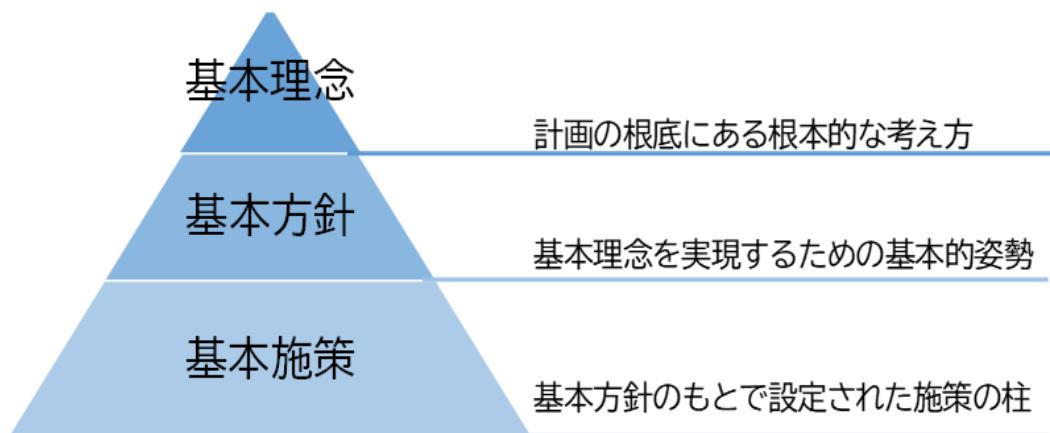
- ・高齢化の急速な進展、要支援・要介護者の増加、高齢者の単身世帯の増加などにより、従来型のごみ集積場所を通じたごみ収集の仕組みではごみ出しに支障をきたす世帯が発生している。

## 第2章 基本理念と基本方針

### 第1節 基本理念

本計画の体系は次のとおりです。

図表2-2-1



これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活は、わたしたちの生活を豊かにした一方で、天然資源の枯渇や地球温暖化の進行など、地球規模の大きな環境問題を引き起こしました。

このような社会を見直すため、廃棄物は処理するものから、できる限り発生させないものへと考え方が大きく変わり、「循環型社会形成推進基本法」でも処理の優先順位が明確に示され、①発生抑制→②再使用→③再生利用→④熱回収→⑤適正処分となっています。これらの中でも特に3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））の徹底により環境負荷を低減する循環型社会への転換に向けた動きが国内においても加速しています。

本計画における基本理念については、上位計画である「第6次高槻市総合計画」や「第2次高槻市環境基本計画」の施策を踏まえ、2R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用））を優先的に推進しながら、リサイクル（再生利用）を適切に行い、できる限りごみを発生させない取組を進め、持続可能な循環型社会の構築を目指します。

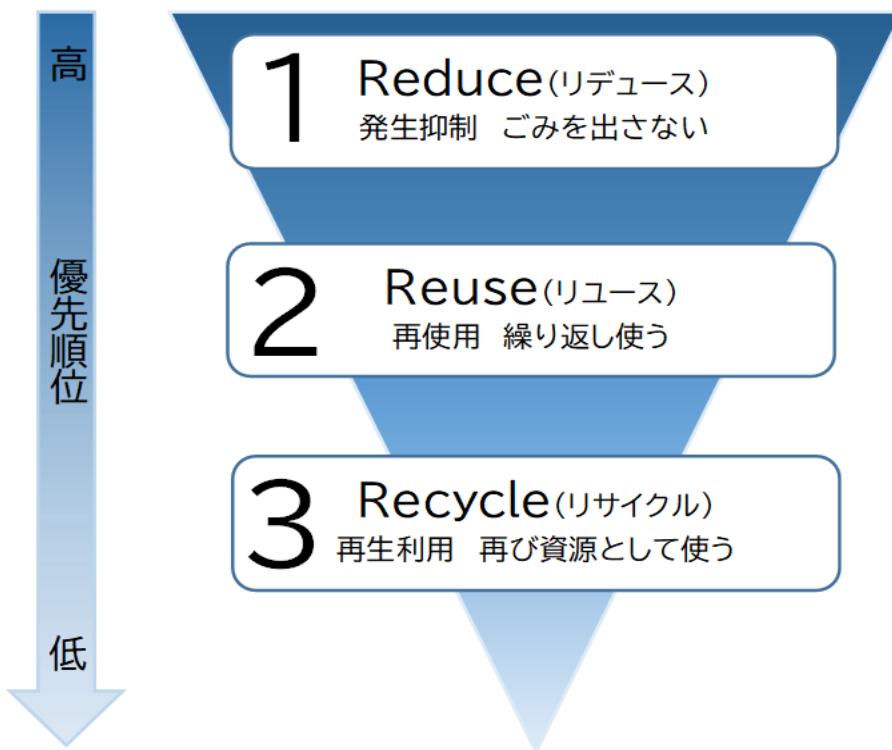
### 基本理念

2R優先の取組で循環型社会が形成されるまち

## 第2節 基本方針

基本理念を実現するためには、市民・事業者・行政の三者協働で、ごみの発生抑制（リデュース）と、ものの再使用（リユース）を優先とする「2R」とこれに加え「リサイクル」を柱とする取組を進め、より一層のごみ減量と再資源化を図る必要があります。

図表2-2-2



### (1) 市民・事業者・行政の役割

市民の役割としては、一人一人がごみに対して関心を持ち、日々の生活の中で不必要的ものを購入しないことや、長く繰り返し使用できる環境にやさしい商品の選択、外出時のマイバッグやマイボトルの持参などごみを出さないリデュースとリユースに重点をおいて取り組む必要があります。また、資源物の分別を徹底し、適正排出をするなど、リサイクルに取り組むことも重要です。

次に事業者の役割としては、原料の選択や調理、加工、製造工程の工夫によりリデュースに取り組むだけでなく、自らが製造や販売を行った製品や容器等がごみとして排出された場合、可能な限り自主的に回収するなどリユースやリサイクルを行う必要があります。また、容器包装の簡素化や商品のばら売り、ごみの発生が少ない商品の販売等、消費者が購入後に廃棄するごみの量を抑制する取組も必要となります。

最後に行政の役割としては、一般廃棄物の適正処理はもちろんのこと、処理量削減のために計画策定や分別の徹底を推進するなど周知啓発等の各種取組を積極的に行うことで、市民や事業者のごみに対する関心を高めるだけでなく、民間のリサイクルシステム

等の活用を含めた持続可能な社会を目指した取組の推進が必要です。併せて近隣の自治体などと連携したごみの減量やリサイクルに係る取組を進めることも重要な役割の一つと考えます。

## (2) 多角的な視点

### ①発生抑制の優先

ごみを発生させる段階で、抑制するための取組を徹底すれば、その後のごみ量も大きく減ることになるため、基本理念にも記載した廃棄物の処理についての優先順位によって、ごみの減量化を推進するものとします。

### ②排出者責任の明確化

排出者責任とは、廃棄物を排出する者がその適正な処理だけではなく、再使用・再生利用に関する責任を負うべきであるという考え方です。

排出者である市民や事業者は、ごみの発生抑制、再使用、再生利用や分別排出に積極的に取り組み、ごみの処理についても公平な費用負担を行う必要があります。

行政は、排出者責任についての啓発や誘導施策を進め、排出者がごみに対する責任を意識し、それを果たすように誘導する必要があります。

### ③拡大生産者責任の明確化

家庭系ごみには、消費者が使用して役目が終わった家電などの製品と、その容器包装も多く含まれています。

拡大生産者責任とは、製品が使用され、廃棄されたあとも、その製品のリサイクルや処分について、生産者が一定の責任を負うという考え方です。

生産者や販売者は、ごみの減量化を進めるためにごみになりにくい製品やサービスを提供すること、ごみとなった製品を市民から回収し、リユースやリサイクルを行うことで、拡大生産者責任を果たすことになります。

### ④三者協働の推進・連携

計画の着実な推進に当たっては、ごみを排出する市民、商品を製造・販売する事業者、ごみの処理を行う行政がそれぞれに取り組むのではなく、すべての主体が、それぞれの立場に応じた役割と責任を果たしながら協働し、取組を進めることが不可欠です。

### ⑤発生抑制・リサイクル・適正処理のための経済的誘導策

啓発、分別収集等の充実だけで発生抑制やリサイクルが進まない状況にあっては、経済的誘導策が有効となります。また、ごみの減量化を進めた市民や事業所と、ごみを多量に排出する市民や事業所の間で、不公平が生じないような仕組作りも必要となります。そこで市民・事業者にごみの減量化の重要性を周知し、生活や事業活動の中でごみの減量化行動に取り組むことが出来る状況を創出するため、経済的なインセンティブの導入を検討します。

## 第3章 循環型社会構築に向けた減量目標値

### 第1節 人口推計

本計画で用いる人口の推計値のうち、令和6年度については実績値とし、令和7年度以降の各年度については「第6次高槻市総合計画」に示された令和12年度（2030年度）及び令和17年度（2035年度）の推計値を基にこれらを結ぶ直線上の値とします。

図表2-3-1

項目	令和6年度 (基準年度)	令和12年度 (中間年度)	令和17年度 (目標年度)
人口推計値	346千人	329千人	316千人

### 第2節 ごみ発生量の将来予測

市民・事業者・行政の取組に大きな変化がないものと仮定し、人口1人1日当たりの発生量が令和6年度の一人当たり量のままで推移するものとして、人口の減少による将来のごみ量を予測した結果を図表2-3-2に示しています。ごみ発生量は家庭系ごみや許可業者による事業系ごみの収集量に加え、集団回収量、事業所での資源化量などを含めた量をいいます。

なお、事業系ごみについても、その6割強は小売業、飲食店、サービス業、病院等の市民生活と密接に関わって排出されるごみであることから、人口1人1日当たりの発生量と将来人口から予測しています。

令和6年度の実績値を基に計算した人口1人1日当たりのごみ発生量に人口推計値をかけた結果では、令和6年度のごみ発生量103千t（実績値）が、最終目標年度の令和17年度には95千tと推計されます。

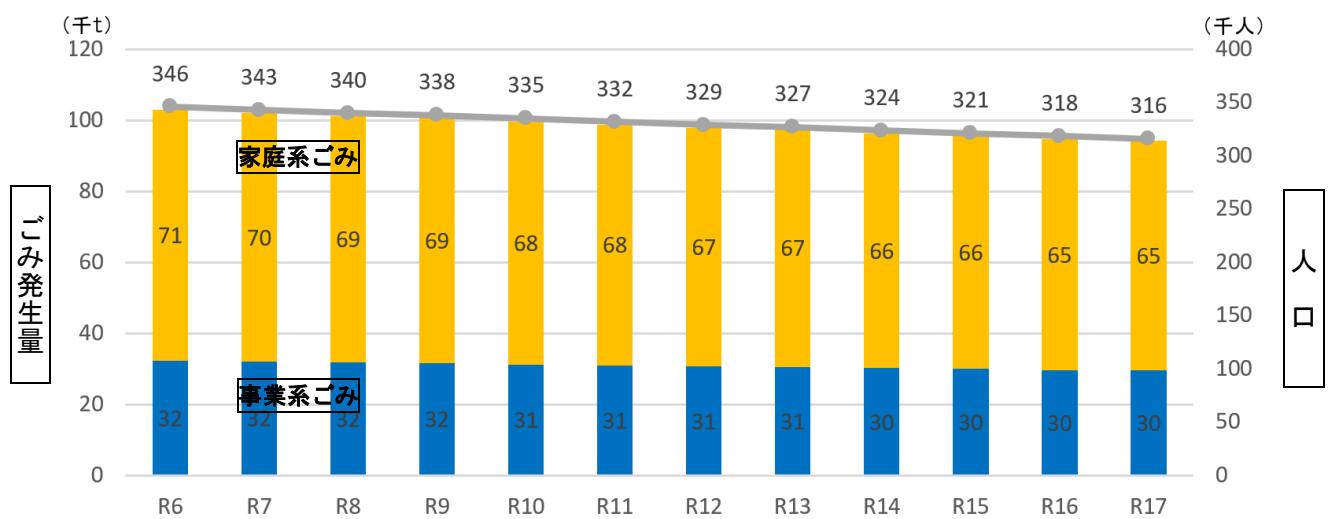
しかし、人口が減少することで、ごみの減量が期待されますが、高齢化により単身世帯や夫婦のみの世帯が増加することにより世帯数の増加傾向は続くものと予測されています。環境省の環境白書においても、「構成員の少ない世帯が増加することで、家庭系ごみは世帯人数に影響を受けず世帯として消費するものが多く、世帯人数の多い世帯では共用で購入していたものを単身世帯においても消費することとなる」とされ、結果として世帯人数が少なくなるほど、1人当たりのごみの排出量が増加する傾向にあると記載されています。

その一例として、令和2年度の東京都の区民調査によると一人世帯は二人以上世帯に比べて一人当たり1.5倍のごみを排出したという結果もあります。加えて、高齢化の進行により、大人用紙おむつ等の排出量増加も懸念されています。

事業系ごみ量は、景気の動向に左右されやすい性質があり、近年横ばい傾向が続いている。

それらのことから、本市のごみ発生量の将来見通しは、新たなごみ減量施策を実施しなかつた場合、令和17年度にかけてほぼ横ばいになるものと見込まれます。

図表2－3－2 人口減少のみを考慮したごみ発生量予測



注) ごみ発生量とは、市の家庭系ごみ収集量や許可業者による事業系ごみ収集量だけでなく、家庭系ごみでは生ごみディスポーザー投入量、コンポスト容器等による生ごみ堆肥化量、集団回収量、事業系ごみでは民間事業所や公共施設で取り組んでいる古紙等の資源化量や堆肥化量等を含んだ量です。

注) ごみ発生量の推計にあたっては、大阪府北部地震及び台風第21号の被害に伴う影響を受けた平成30年度、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた令和元年度から令和3年度のごみ量増加分を補正して予測しています。

### 第3節 減量目標

#### (1) 減量目標設定の考え方

循環型社会形成や脱炭素社会の実現のためには、市民・事業者・行政それぞれが、物の生産や暮らしにおいて環境へ負荷を与えていていることを自覚し、三者協働で2R(リデュース(発生抑制)、リユース(再使用))を優先的に推進しながら、リサイクル(再生利用)も適切に行い、より一層のごみの減量と再資源化を図る取組を進め、焼却処理量を削減し、環境への負荷をできる限り低減していくことが必要です。

本市のごみ減量の動向を見ると、ごみ排出量は減少傾向ではあるものの、前計画において減量目標値として掲げている、ごみの受入量や焼却処理量、リサイクル率は大阪府内においても中位に位置しています。今後、更なるごみ減量、発生抑制、再使用等の取組を促進するためには市民・事業者の協力が不可欠であり、一人ひとりが日常生活や事業活動の中でごみを減らす意識を持ち、それを行動に移すことが重要であることから、わかりやすく、市民・事業者の取組につながりやすい目標を設定する必要があります。

## (2) 減量目標

令和6年度を基準年度として、最終目標年度（令和17年度）におけるごみ受入量、ごみ焼却処理量の2つの項目を数値目標として設定します。

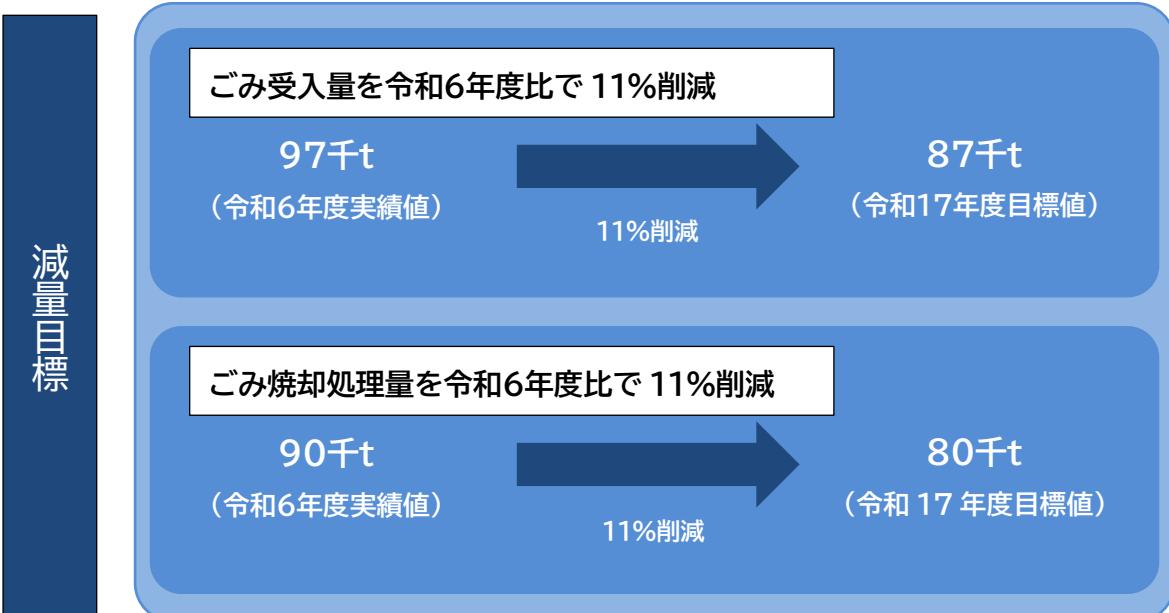
数値目標の設定にあたっては、高槻市の現状を考慮しつつ、国の「循環型社会形成推進基本計画」及び大阪府の「大阪府循環型社会推進計画」の削減目標等を踏まえ、以下のとおり最終目標年度（令和17年度）における目標値を定めました。

### ◆ ごみ受入量

家庭・地域、事業所における民間レベルの資源化の取組の活性化を促し、ごみ受入量を基準年度（令和6年度）の約97千tから11%削減し、最終目標年度（令和17年度）に約87千tとします。

### ◆ ごみ焼却処理量

焼却施設が安定してごみ処理を行える量を超えないように維持し、2R（発生抑制・再使用）行動を浸透し、資源化を推進することにより、焼却処理量を基準年度（令和6年度）の約90千tから11%削減し、最終目標年度（令和17年度）に約80千tとします。



### (3) 参考指標

#### ◆資源化量

本市における資源化物の表記では、前計画までは減量目標値としてリサイクル率を使用していましたが、2R優先の取組とは相反する指標となります。また、個別にリサイクル率を把握し施策展開することは効果的と思われますが、組成調査が必要になるなど指標の把握が実質的に困難です。しかしながら、リサイクルは天然資源の投入量を抑制するうえで重要な位置づけであることから、リサイクル率の代替指標として資源化量を使用します。

なお、ライフスタイルの変化や発生抑制が進む現状において本市の資源化物回収量の実績値は減少傾向を示しています。資源化物回収量が減少している原因として、容器がビンからペットボトルに置き換わってきたことや、そのペットボトルが軽量化されたこと、さらに、電子書籍等の利用増加、新聞・雑誌の購読者の減少により古紙の回収量が減少したこと等が考えられ、資源化物回収量については、今後もさらに減少するものと考えられます。ただし、ごみ組成調査の結果からリサイクルされていない資源物はまだ存在しています。そのため、分別の徹底によるごみの減量・再資源化が引き続き必要ではあるものの、再資源化可能なものの消費量全体が減少傾向にあることから、本計画では減量目標値ではなく参考指標として取り扱うこととします。

### (4) 目標値のまとめ

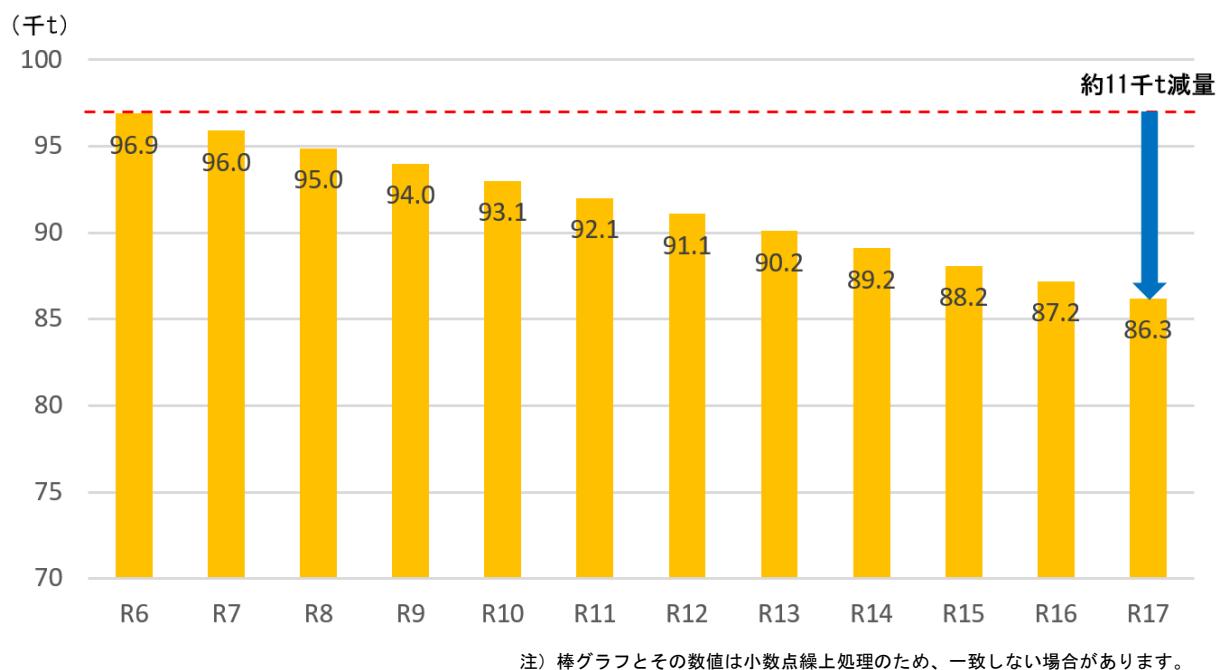
図表2-3-3 減量目標値

目標項目		令和6年度 (基準年度)	令和12年度 (中間年度)	令和17年度 (目標年度)
減量目標	ごみ受入量	97千t	92千t	87千t
	ごみの焼却処理量	90千t	85千t	80千t
参考指標	資源化量	6.6千t	4.6千t以上	4.3千t以上

#### 第4節 減量目標の達成を目指したごみの推移

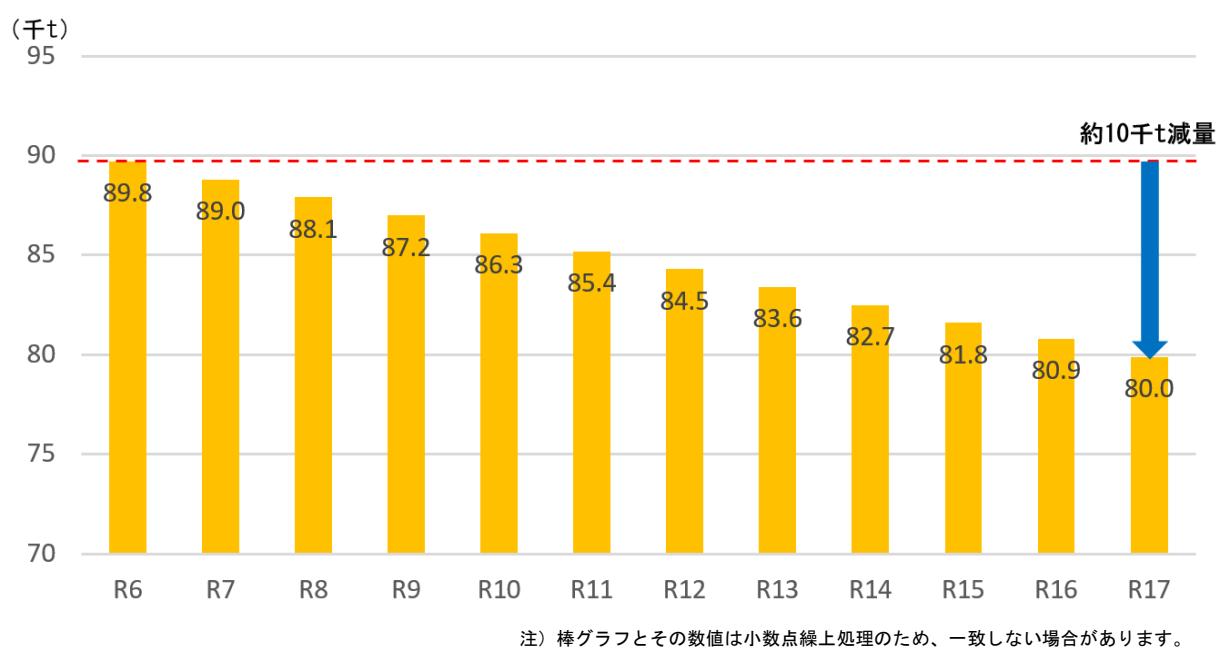
##### (1) ごみ受入量の推移

図表2-3-4



##### (2) ごみ焼却処理量の推移

図表2-3-5

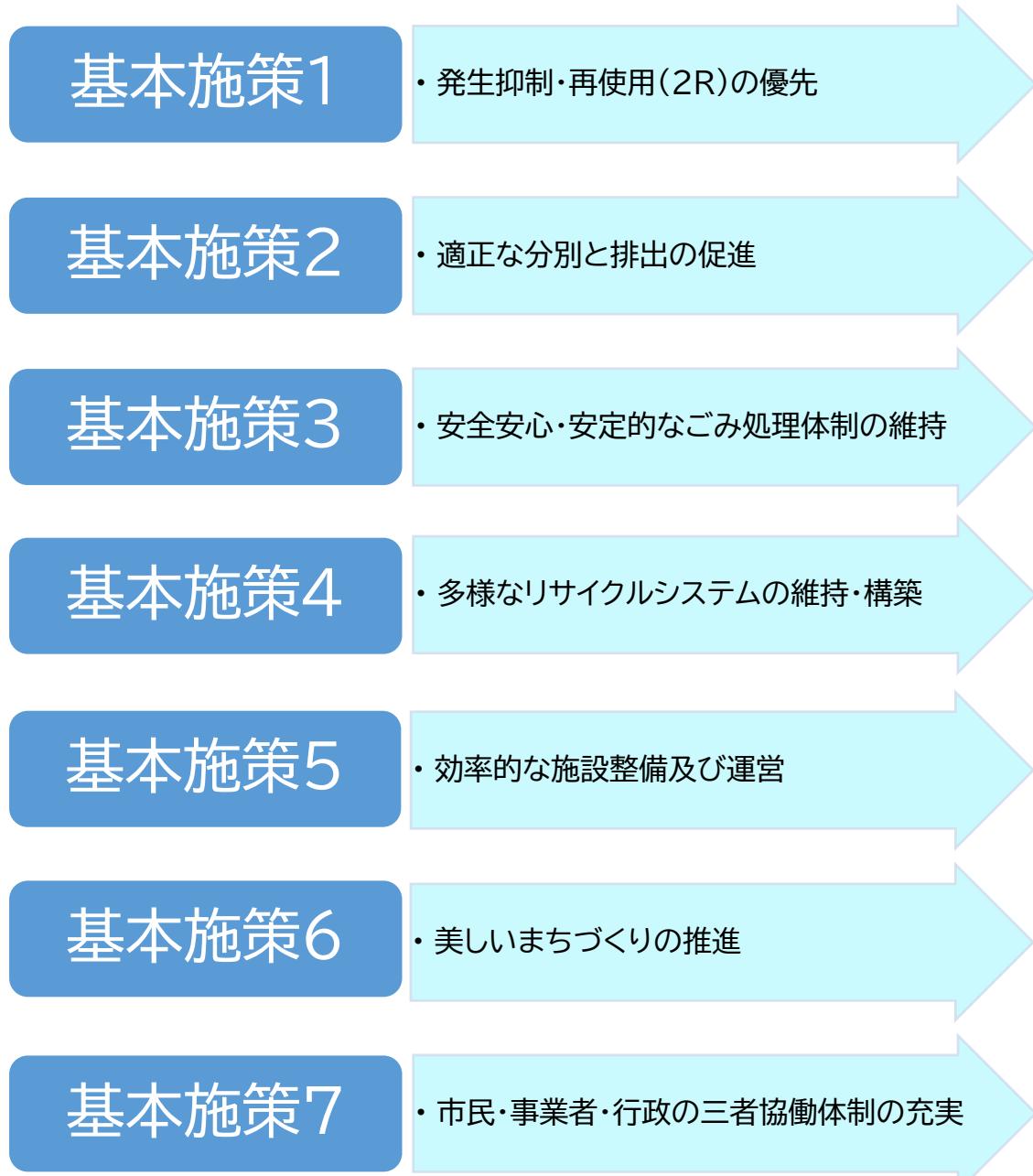


## 第4章 基本施策と取組の概要

### 第1節 基本施策の体系

環境に配慮した持続可能な循環型社会の形成を促進するための施策の体系を図表2-4-1に示します。

図表2-4-1 基本施策の体系



## 第2節 基本施策

### (1) 基本施策1 発生抑制・再使用（2R）の優先

限られた資源を大切にする3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進の中で、これまでに北摂7市3町及びスーパー等事業者と協定を締結し、国に先駆けてレジ袋を有料化するなどして、リデュースとリユースの定着を促してきました。また、令和5年度からは協定における取組の範囲を広げ、ワンウェイプラスチックや容器包装の削減、食品由来廃棄物の削減等を進めています。これらの取組に加え、市民・事業者に対する情報提供や教育機会を創出するなどして、環境負荷のより少ない2R（リデュース、リユース）優先の考え方の更なる浸透を図り、市民・事業者の行動変容を促進します。

加えて、拡大生産者責任や排出者責任への理解と意識の浸透を図ります。

#### ① 各主体の主な役割・取組

【市民の役割】
<ul style="list-style-type: none"><li>・使い捨て商品を購入しないなど、ごみ減量につながるライフスタイルへの転換</li><li>・フリマアプリの活用等、あらゆる機会を通しての不用品リユースの実施</li><li>・食材の無駄が出ない調理法の実施</li><li>・ごみの減量に関する積極的な情報の収集</li></ul>
【事業者の役割】
<ul style="list-style-type: none"><li>・簡易包装の促進や使い捨て商品の削減を意識した開発・販売等</li><li>・リターナブル容器や流通時における通い箱等の活用</li><li>・拡大生産者責任、排出者責任への理解と意識の浸透</li><li>・発生抑制や再使用を考慮した製品設計等</li><li>・資源化可能物の店頭での回収促進</li><li>・商品を長期的に使用するための修理体制の整備及びその情報提供</li></ul>
【行政の役割と取組】
<ul style="list-style-type: none"><li>・多様な手段・広報媒体による啓発活動・情報提供の充実</li><li>・環境学習・教育の充実</li><li>・拡大生産者責任、排出者責任の浸透の促進</li><li>・ごみの減量のための事業者や廃棄物管理責任者等に対する助言</li><li>・事業者等との連携による市民が取り組みやすい環境の整備</li><li>・マイボトル、マイバッグ、マイ箸などの普及啓発</li><li>・粗大ごみ有料化の検討</li><li>・自治会や廃棄物減量等推進員等との連携強化に向けた研究</li></ul>

## ② 取組内容

項目	取組の内容
多様な手段・広報媒体による啓発活動・情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新たに広報誌、ホームページ等による情報提供を行う。</li> <li>○職員出前講座を通じて浸透を図る。</li> <li>○ごみの減量・資源化講演会を通じて浸透を図る。</li> <li>○資源循環・緑化に関するイベント等において、ごみの発生抑制の周知・啓発を行う。</li> <li>○商工会議所等との連携により、事業者に対して情報提供を行い、周知を図る。</li> <li>○新たな啓発イベントの実施やチラシの配布を含めた多様な啓発方法について研究する。</li> </ul>
環境学習・教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○エネルギーセンターの見学を通じて、2R 優先の考え方の浸透を図る。</li> </ul>
拡大生産者責任、排出者責任の浸透の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国等への要望を通じて拡大生産者責任、排出者責任の定着を図る。</li> <li>○多量排出事業者を対象とする研修会等で排出者責任の浸透を図る。</li> </ul>
ごみの減量のための事業者や廃棄物管理責任者等に対する助言	<ul style="list-style-type: none"> <li>○排出事業者への立入り検査の際にごみ減量に繋がる助言を行う。</li> </ul>
事業者等との連携による市民が取組やすい環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者が運営するインターネット上のリユースサイトとの連携を継続し、さらに拡大する。</li> </ul>
マイボトル、マイバッグ、マイ箸などの普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小売業者等との連携による、容器包装プラスチックやワンウェイプラスチック削減の取組を検討する。</li> <li>○マイボトルやマイバッグ等を持参する取組を促進するよう広報誌などで周知・啓発を行う。</li> <li>○大阪府等と連携したマイボトルを利用できる店舗等の情報をホームページ等で発信することによってワンウェイプラスチックの排出抑制を図る。</li> </ul>
粗大ごみ有料化の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみの減量等の促進、公平な受益者負担の観点等から、粗大ごみの有料化について他市事例等を参考に検討する。</li> </ul>
自治会等との連携強化に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治会や廃棄物減量等推進員等との連携を強化する取組を検討する。</li> </ul>

## (2) 基本施策2 適正な分別と排出の促進

これまでにも、ごみ問題への気づきの契機となるよう、広報誌や職員出前講座などで適切な分別・排出について啓発し、ごみ集積場所のパトロール、収集員による不適正排出への警告を継続してきました。今後も市民及び事業者に適正な排出を促し、分別意識の向上を図ることで、循環型社会の進展に向けた取組を継続します。さらに、ごみ排出量に応じた負担の公平性の確保や経済的インセンティブを活用した排出抑制や再生利用の促進等を図る手法についても検討を進めます。

### ① 各主体の主な役割・取組

【 市 民 の 役 割 】
<ul style="list-style-type: none"><li>・分別意識の向上と排出ルールの徹底</li><li>・ごみアプリ等を利用した適正排出の促進</li><li>・正しい分別と排出を通じた、ごみ集積場所の適正管理への協力</li><li>・再生資源集団回収、拠点回収の利用</li><li>・講演会等への参加による、ごみに関する知識やコスト意識の醸成</li></ul>
【 事 業 者 の 役 割 】
<ul style="list-style-type: none"><li>・事業系ごみの適正排出の徹底</li><li>・分別ルールの徹底によるごみ減量化への協力</li><li>・生産、販売した製品の適正処理促進に関する消費者への情報提供</li><li>・家庭から排出される資源化物等の店頭回収の実施による協力</li></ul>
【 行 政 の 役 割 と 取 組 】
<ul style="list-style-type: none"><li>・市指定ごみ袋の導入</li><li>・啓発等による分別意識の向上</li><li>・事業者への適正処理促進に関する呼びかけ</li><li>・事業系ごみの不適正排出の防止</li><li>・ごみ処理手数料の適正化の検討</li><li>・公共施設における率先行動の促進</li></ul>

## ② 取組内容

項目	取組の内容
指定ごみ袋の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみの減量やリサイクルの促進、異物混入防止などの適正な分別排出に市民を誘導するため、家庭系ごみの排出に対して市認定の指定袋制を導入する。</li> </ul>
啓発等による分別意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員出前講座を通じて、市民の分別意識等の向上を図る。</li> <li>○エネルギーセンターの見学での周知・啓発を通じて、分別意識等の向上を図る。</li> <li>○転入者等へごみアプリを通じて、本市の分別ルールを周知する。</li> <li>○外国からの移住者に対してホームページ等を通じて適切な情報を提供する。</li> <li>○ごみの適正な分別・排出に誘導するため、広報誌、ホームページ等を活用し、周知・啓発に努める。</li> <li>○事業系ごみの適正排出に誘導するため、ごみ搬入時の展開検査において適宜、指導する。</li> <li>○市民等のごみの知識やコスト意識を醸成する講演会等を開催する。</li> </ul>
事業者への適正処理促進に関する呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○商工会議所や研修会を通じて、適正処理の促進を働きかける。</li> </ul>
事業系ごみの不適正排出の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業系ごみと家庭系ごみの混入を防止するため、事業者向けの研修会等を通じて適正排出を周知する。</li> <li>○収集時の不適正排出に対する残置及び警告を行う。</li> <li>○産業廃棄物、処理困難物等、エネルギーセンターでは受入をしないごみの搬入を確認するため、搬入ごみの展開検査を継続する。</li> </ul>
事業系ごみ処理手数料の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現行の手数料は、近年のごみ処理原価から算定した手数料から乖離しており、近隣市の状況も踏まえてごみの処理手数料を見直し、費用負担の適正化を図る。</li> </ul>
公共施設における率先行動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみ処理の排出事業者責任について、庁内の研修会等を通じて周知をさらに徹底する。</li> </ul>

### (3) 基本施策3 安全安心・安定的なごみ処理体制の維持

これまで、処理施設の計画的な更新と適切な維持管理により、生活環境の保全上の支障を生じさせることなく、安定的にごみ処理を行ってきました。引き続き、地域の生活基盤を支えるための社会インフラとして安全・安定的なごみ処理を行い、市民等から信頼を得ていくために、処理施設の定期的な修繕や基幹的設備改修工事による予防保全を実施するだけでなく、収集やごみ処理時の事故等を防止することで安定的なごみ処理体制を維持することが重要と考えます。また、災害時におけるごみ処理についても、衛生面や環境面に影響が生じることがないよう、適切に処理が行える体制の整備を行います。

社会インフラとして収集から最終処分まで途切れることなく処理が行えるよう市民・事業者の協力のもと、社会環境の変化やニーズに対応しながら、各種の取組を通じて安定したごみ処理体制を維持していきます。

#### ① 各主体の主な役割・取組

【市民の役割】
・有害、危険ごみの分別と排出ルールの徹底によるごみ減量化への協力
【事業者の役割】
・生産、販売したモバイルバッテリー等有害危険物の積極的な回収 ・拡大生産者責任に基づく適正処理促進に向けた取組 ・委託業者、許可業者の組織体制の維持 ・委託業者、許可業者における従業員教育の徹底
【行政の役割と取組】
・高齢者・障がい者等に配慮したごみ処理体制の導入 ・有害・危険ごみへの対応促進 ・拡大生産者責任・排出者責任に関する事業者への働きかけ ・信頼されるごみ処理体制の維持 ・災害等に備えた施設能力の維持 ・最終処分場の適正管理による延命化

## ② 取組内容

項目	取組の内容
高齢者等に配慮した収集運搬体制の構築	○ごみ集積場所へのごみ出しが困難な状況にある世帯を戸別訪問し、家庭ごみの収集を行う、ごみ出し支援を導入する。
有害・危険ごみへの対応促進	○国等に生産者や販売者等での回収を要請する。 ○広報誌等でモバイルバッテリー等有害・危険物の適正排出及びリサイクル回収について市民や事業者に周知を行う。 ○収集作業員に対して、安全衛生に係る研修会等を実施することで事故の未然防止に努める。 ○他市の状況を調査し、有害・危険物の分別収集の導入等を検討する。
拡大生産者責任・排出者責任に関する事業者への働きかけ	○商工会議所等との連携により、研修会などを通じて事業者に拡大生産者責任・排出者責任の浸透を図る。
信頼されるごみ処理体制の維持	○処理する一般廃棄物の量や種別等から、必要人員の確保や労働環境の整備を行い、安定的な処理体制を維持する。 ○収集する一般廃棄物の量や種別等から、必要車両数や必要人員を継続的に見直す。 ○安定的かつ継続的なごみ処理体制が確保されるよう、適切な業務委託を維持する。 ○安全安心なごみ処理の確保に向けて、事業者に従業員の研修を徹底するよう働きかける。 ○別に定める長寿命化計画に基づき、設備の重要度等に応じた優先度において点検・修繕を実施し、機能の維持を図る。
災害等に備えた施設能力の維持	○関係機関や関係部署との協議・調整を行うなどにより、滞りなくごみ処理が行える方策や災害廃棄物仮置場の円滑な設置に向け、「災害廃棄物処理計画」に基づき取り組む。
最終処分場の適正管理による延命化	○大阪湾広域臨海環境整備センター(大阪湾フェニックスセンター)の適正利用によって最終処分場の延命化を図る。 ○焼却灰の資源化に関する他市の取組状況や技術開発の動向等について注視し、研究を行う。

#### (4) 基本施策4 多様なリサイクルシステムの維持・構築

天然資源の使用量を削減するためには、2R優先の浸透を図りつつ適切にリサイクルを推進することが重要です。これまでリサイクルに関しては、市内の団体が取り組む新聞紙や空き缶などの再生資源集団回収に対する奨励金の交付と、本市が行うリサイクルごみの定時収集を事業の柱としてきました。また、その他の取組としてパソコンなどの小型家電のリサイクルに取り組む企業と協定を結ぶなど、市民・事業者・行政の役割分担と協力のもと資源循環を推進してきました。

今後はこれに加え、事業者独自の取組への支援や、協働で実施するリサイクルシステムの構築など、さらなるリサイクルシステムの多様化を図ります。

##### ① 各主体の主な役割・取組

【 市 民 の 役 割 】
<ul style="list-style-type: none"><li>・資源化物を中心とした分別・排出ルールの徹底</li><li>・環境教育等を利用したリサイクル意識の向上</li><li>・ごみの再資源化に関する積極的な情報の収集</li><li>・家庭での堆肥化等によるリサイクルの促進</li><li>・再生資源集団回収、拠点回収の利用</li></ul>
【 事 業 者 の 役 割 】
<ul style="list-style-type: none"><li>・資源化物の店頭回収の推進</li><li>・事業活動における分別・排出の徹底</li><li>・事業系紙ごみ等の資源化を促進</li><li>・ごみの再資源化に関する情報の積極的な収集・協力</li><li>・市が実施する研修会やイベント等への積極的な参加・協力</li><li>・生産、販売した商品のリサイクルシステムの研究</li><li>・市内大学におけるリサイクルの推進</li></ul>
【 行 政 の 役 割 と 取 組 】
<ul style="list-style-type: none"><li>・資源化物の周知啓発・情報提供の充実</li><li>・食品廃棄物等のリサイクルの仕組みの維持・構築</li><li>・集団回収によるリサイクルの促進と奨励金制度の維持</li><li>・多様なリサイクルシステムの維持・構築</li><li>・事業系廃棄物のリサイクルの推進</li><li>・市内大学との連携と学生への啓発</li><li>・公共施設におけるリサイクルの推進</li></ul>

② 取組内容

項目	取組の内容
資源化物の周知啓発・情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○雑がみなどの資源化物のリサイクルについて、広報誌・ホームページを活用し、周知・啓発等を行う。</li> <li>○資源化物のリサイクルの啓発等について、エネルギーセンターの見学を積極的に活用する。</li> <li>○職員出前講座等において、市民や事業者に対してリサイクルに係る体系や必要性についての啓発を行う。</li> <li>○資源循環に関するイベントを開催し、周知・啓発に努める。</li> <li>○引き続き、ごみの減量・資源化講演会を実施する。</li> </ul>
食品廃棄物等のリサイクルの仕組みの維持、構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>○容器購入補助を通じて生ごみ堆肥化容器の普及を促進する。</li> <li>○ダンボールコンポスト等の普及促進について検討する。</li> <li>○近年、資源化の動きが活発化している廃食油等の資源化にむけて、技術の進歩や収集効率の向上など課題の改善に注視し、事業者と連携しながら回収の仕組みづくりを促進する。</li> </ul>
集団回収によるリサイクルの促進と奨励金制度の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治会等による集団回収への奨励金制度を継続する。</li> <li>○集団回収団体に属していない住民に対して広報誌等を通じて、資源回収活動への参加を促す。</li> </ul>
多様なリサイクルシステムの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者と連携して小型家電等のリサイクルを維持する。</li> <li>○事業者が行う、資源化物の店頭回収を支援する。</li> <li>○事業者と連携した新たな資源回収の仕組みづくりを研究する。</li> <li>○容器包装プラスチック及び製品プラスチックについて、収集運搬・選別保管等に係る費用対効果や事業者の参入状況等を踏まえ、分別収集や再商品化等の実施について検討する。</li> <li>○衣類・古紙等を回収する常設型拠点の設置等、新たな資源回収の仕組みづくりを検討する。</li> <li>○自治会や廃棄物減量等推進員等との連携強化を研究する。</li> </ul>
古紙類の資源化促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○可燃系ごみに多く含まれる古紙類について周知・啓発により資源化を図るとともに、資源化可能な事業系古紙類の搬入規制について検討する。</li> </ul>

項目	取組の内容
事業系廃棄物のリサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみ搬入時の展開検査による監視等を継続することでリサイクルを推進する。</li> <li>○多量排出事業者への立入検査においてリサイクル推進のための助言・指導を行う。</li> <li>○廃棄物管理責任者研修会を開催し、リサイクル推進のための助言・指導を行う。</li> <li>○商工会議所や事業者と連携し、廃棄物管理責任者や従業員等に対するリサイクル意識の向上を図る。</li> <li>○中小規模事業者の資源物を回収できる仕組みを研究する。</li> </ul>
市内大学との連携と学生への啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大学連携等の枠組みを通じて、学内におけるリサイクルの推進を働きかける。</li> <li>○入学・卒業に伴う引っ越しシーズン等に、リサイクルや適正排出を促進するための連携を強化する。</li> <li>○学園祭の際にプラスチックごみ等の削減に取り組むよう実行委員会等に働きかける。</li> </ul>
公共施設におけるリサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公園・街路樹等の剪定枝等の資源化促進を継続する。</li> <li>○紙の使用量削減だけでなく、府内古紙の回収や機密文書のリサイクルを継続する。</li> </ul>

## (5) 基本施策5 効率的な施設整備及び運営

これまで、エネルギーセンターでは施設の整備・運営にあたり、環境負荷低減に努めてきました。第二工場では、ごみの焼却熱を利用した発電を行っており、エネルギーセンター所内の電力をまかなうとともに、余剰分を電力会社に売却しています。売却益の一部は、環境基金を通じて、新エネルギーの普及・啓発活動に活用されており、総合的な地球温暖化防止対策にも寄与しています。また、隣接する前島熱利用センター（クリンピア前島）の温水プール等への熱供給も行うなど、サーマルリサイクルの施設としてエネルギーの有効活用を行ってきました。平成31年に竣工した第三工場には高効率発電を採用し、バイオマス発電を行うことで創エネルギーに取り組むなど環境負荷低減に努めています。持続可能な低炭素社会を発展させるために、処理施設の長寿命化に向けた適切な維持管理を推進するなどし、今後もより一層、効率的な施設の整備・運営に努めます。

### ① 各主体の主な役割・取組

【市民の役割】
・資源化物を中心とした分別・排出ルールの徹底とごみの減量化
【事業者の役割】
・ごみの減量や資源化への理解と実践 ・適正排出の徹底
【行政の役割と取組】
・施設の長期的な維持管理に資する分別等に関する周知・啓発 ・事業者への適正排出推進に関する呼びかけ ・省エネ推進と創エネ増大の検討 ・処理施設の適切な運転管理の実施 ・持続可能な低炭素社会実現に寄与するシステムの促進 ・処理施設の長期にわたる維持管理 ・施設管理状況の的確な把握

## ② 取組内容

項目	取組の内容
施設の長期的な維持管理に資する分別等に関する周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○エネルギーセンターの見学における啓発を通じて、分別意識等の向上を図る。</li> <li>○ごみの適正な分別・排出に誘導するため、広報誌、ホームページ等を活用し、周知・啓発に努める。</li> </ul>
事業者への適正排出の推進に関する呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○商工会議所や研修会を通じて、適正排出の推進を働きかける。</li> </ul>
省エネの推進と創エネ増大の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第二工場及び第三工場の連携の取れた運転計画の運用により効率的な発電に努める。</li> <li>○温水プール等、熱エネルギーの有効活用を継続する。</li> <li>○収集運搬時に発生する温室効果ガスを削減するため、環境負荷が少ない車両の導入を検討する。</li> <li>○ごみ処理時に発生する温室効果ガス削減のために、処理効率の向上に寄与する施設整備を研究する。</li> </ul>
処理施設の適切な運転と維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種法令に基づき、適正な管理による運転を実施する。</li> <li>○緊急事態を想定した訓練を実施するなど、応急対応にも即した適切な管理体制を継続する。</li> <li>○処理施設の安定的な稼働を維持するため、必要な点検・補修を実施する。</li> <li>○設備・機器の重要度に応じて事後保全・予防保全等の最適な保全方式を選定し、施設の健全な状態を維持するとともにライフサイクルコストの低減を図る。</li> <li>○適時的確な点検補修で性能低下速度を抑制するだけでなく、長期間の使用による腐食、摩耗等が全体的に進んだ基幹的設備・機器に対しては、延命化対策を実施し、性能水準の回復と施設の長寿命化を図る。</li> <li>○将来に向けた効率的・効果的な工場の運転・維持管理体制を継続的に研究する。</li> </ul>
持続可能な低炭素社会実現に寄与するシステムの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○温室効果ガスの排出抑制に向けた焼却除熱による発電など、低炭素社会実現に寄与すると共に、環境負荷の低減を推進する。</li> </ul>
施設管理状況の的確な把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>○有害物質等を測定することにより、焼却処理等に伴う環境への影響について監視を行う。</li> </ul>

## (6) 基本施策6 美しいまちづくりの推進

まちの美化を推進することは、衛生的で快適な生活環境を創り、日々の暮らしに潤いや憩いをもたらします。これまで、「環境美化推進デー」をはじめとした取組を通じて散乱ごみのない衛生的な環境を維持すると同時に、不法投棄の削減や不適正排出、衛生害虫の発生の抑制にも努めてきました。今後とも公衆衛生の維持向上や快適な生活環境が確保できるよう市民、事業者、行政の三者協働による美しいまちづくりの活動を推進します。

### ① 各主体の主な役割・取組

【 市 民 の 役 割 】
<ul style="list-style-type: none"><li>・まちを美しくする運動への参加・協力</li><li>・自発的な自宅及びその周辺の清掃</li></ul>
【 事 業 者 の 役 割 】
<ul style="list-style-type: none"><li>・まちを美しくする運動への参加・協力</li><li>・自発的な事業地及びその周辺の清掃</li></ul>
【 行 政 の 役 割 と 取 組 】
<ul style="list-style-type: none"><li>・市民、事業者へのまちの美化の推進に関する周知・啓発</li><li>・市民、事業者等と協働してまちを美しくする運動の展開</li><li>・自発的な美化活動の推進</li><li>・ごみ集積場所の維持・管理</li><li>・不法投棄への対応</li><li>・ポイ捨てや制限区域内での路上喫煙の削減</li></ul>

② 取組内容

項目	取組の内容
市民、事業者へのまちの美化の推進に関する周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○まちの美化について、広報誌・ホームページ等を活用し、周知・啓発を行う。</li> <li>○まちの美化のため、路上における犬のふん便対策として啓発看板やイエローチョークの配布を行う。</li> </ul>
市民、事業者等とまちを美しくする運動の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民・事業者がまちの美化に参加し、市内の一斉清掃を行う環境美化推進デーを実施する。</li> </ul>
自発的な美化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○屋外で市民等が自ら生じさせたごみに対する適正処理を促すための啓発を行う。</li> <li>○市民・市民団体等による自発的な清掃を促し、まちの美化を推進するための啓発を行う。</li> </ul>
ごみ集積場所の維持・管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開発協議を通じて、集合住宅等におけるまちの美化に配慮したごみ集積場所を維持するための指導を行う。</li> <li>○自治会等を通じてごみ排出ルールの遵守について啓発する。</li> <li>○不適正排出対策としてのごみ収集時における啓発シールの活用や資源物の持ち去り対策として、ごみ集積場所の巡回を継続する。</li> <li>○経年劣化等が進んでいる市所有のごみ集積場所について、まちの美化の推進及び安全な利用ができるように修繕等の維持管理を行う。</li> </ul>
不法投棄への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不法投棄や散在性ごみを防止するため、広報誌・ホームページを活用し、市民への啓発を進める。</li> <li>○土地所有者等に対して防護柵の設置を要請する等、不法投棄されにくい環境の整備を推進する。</li> <li>○公共の場所について、市民の快適な生活環境が阻害されないよう、管理者に働きかける。</li> <li>○不法投棄が多発している地点へ継続的、定期的なパトロールを実施する。</li> </ul>
ポイ捨てや制限区域内での路上喫煙の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境美化推進重点区域、路上喫煙禁止区域のパトロールを継続し、まちの美化を推進する。</li> </ul>

## (7) 基本施策7 市民・事業者・行政の三者協働体制の充実

循環型社会を構築していくためには、行政の取組だけでは大きな効果は望めません。市民・事業者・行政の各主体が手を取り合って、それぞれの役割を果たすことで大きな動きにつながります。その実現のために、北摂地域の自治体と民間事業者との協定などを通じて、市民と事業者に積極的に働きかけると同時に、両者を繋ぐコーディネーターの役割を担い、情報交流の場を設けるなどして、市民や事業者の意識向上と行動変容を促します。

### ① 各主体の主な役割・取組

【 市 民 の 役 割 】
<ul style="list-style-type: none"><li>・ごみの減量、資源化の仕組みを理解し、家庭や地域の中で分別等を実践する</li><li>・環境に配慮した取組の輪を広げ、ライフスタイルに反映</li><li>・環境教育や学習の場に積極的に参加する</li><li>・環境イベント等への積極的な参加</li></ul>
【 事 業 者 の 役 割 】
<ul style="list-style-type: none"><li>・ごみの減量、資源化の仕組みを理解し、自らが出来ることを考え、積極的に実行する</li><li>・環境に配慮した取組の輪を広げ、ビジネススタイルに反映</li><li>・自社の従業員に対して環境教育を実施することで環境意識の向上を図る</li><li>・環境イベント等への積極的な参加</li><li>・拡大生産者責任、排出者責任に関する意識の醸成</li></ul>
【 行 政 の 役 割 と 取 組 】
<ul style="list-style-type: none"><li>・市民向けの環境学習・教育の継続</li><li>・協定等を軸にした広域的な啓発活動・情報提供の充実</li><li>・市民参加イベントにおける周知・啓発</li><li>・エコショッピング認定制度の維持・拡充</li><li>・拡大生産者責任・排出者責任に関する事業者への働きかけ</li></ul>

② 取組内容

項目	取組の内容
市民向けの環境学習・教育の継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員出前講座等でのごみの減量・資源化の啓発、廃棄物減量等推進員に対する3Rの教育を継続的に実施する。</li> <li>○様々な年齢層に情報を提供できるよう、発信の方法を検討する。</li> </ul>
協定等を軸にした広域的な啓発活動・情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○北摂地域の自治体と民間事業者との協議会を定期開催することで、広域的な連携をより強化し、取組状況の公開や資源循環啓発イベントの情報提供を行う。</li> <li>○ごみの発生抑制と資源の適正な循環的利用等を図るため、他市や事業者との連携・協同による広域的なイベントや啓発活動を引き続き実施する。</li> </ul>
市民参加イベントにおける周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民等による各種イベントの際に主催者等に対して、食品ロスやプラスチックごみの削減に取り組むように働きかける。</li> <li>○環境や緑化イベントの際には、廃棄物の堆肥化に係る啓発を行う。</li> </ul>
エコショップ認定制度の維持・拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境に配慮した事業活動を実践する小売・飲食店、サービス業者等を市民に紹介し、取組を支援するエコショップ制度の促進を図る。</li> </ul>
拡大生産者責任・排出者責任に関する事業者への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○商工会議所等との連携により、研修会などを通じて事業者に拡大生産者責任・排出者責任の浸透を図る。</li> <li>○事業者に対して、サーキュラーエコノミー推進の働きかけや産業廃棄物の適正排出の促進を図る。</li> </ul>

### 第3部 食品ロス削減推進計画

# 第1章 計画の基本的事項

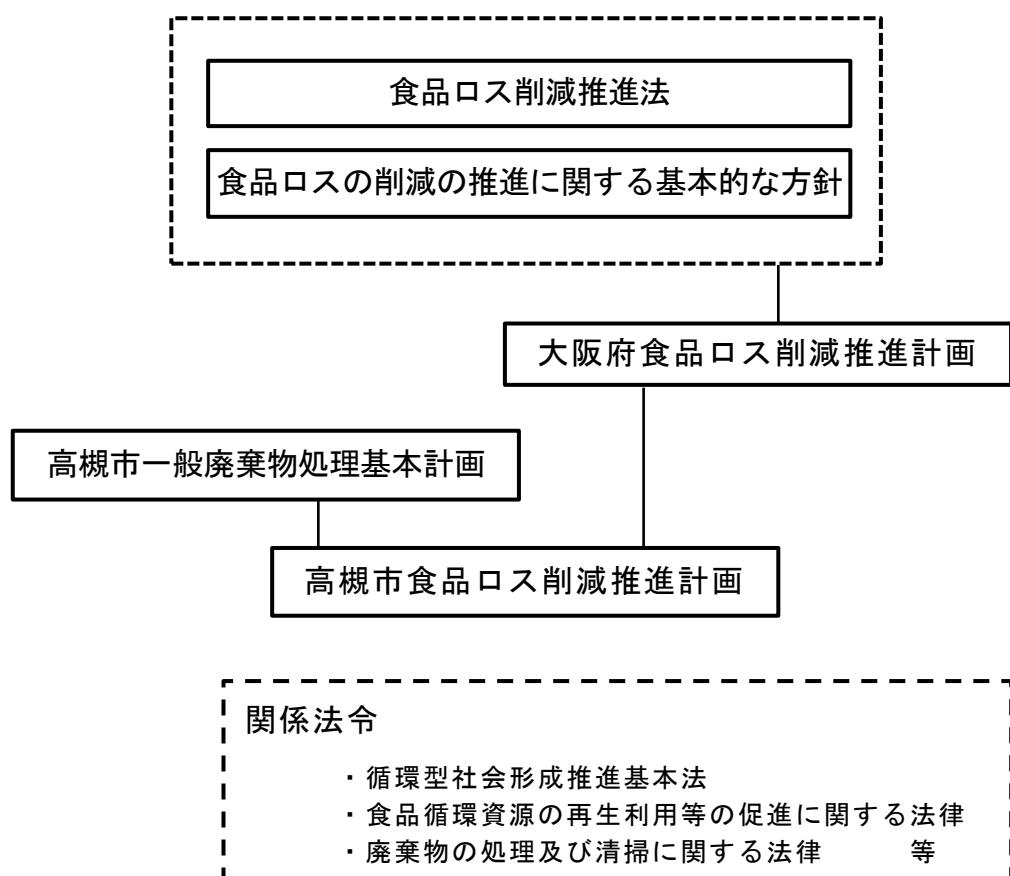
## 第1節 計画の位置づけ

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のことです。

本市における食品ロスの削減を目的とした「食品ロス削減推進計画」は、「食品ロス削減推進法」第13条第1項の規定に基づく「市町村食品ロス削減推進計画」として位置づけ、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」及び「大阪府食品ロス削減推進計画」を踏まえて策定します。

併せて、本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」(昭和46年厚生省令第35号)第1条の3に基づき一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める「一般廃棄物処理基本計画」の中に含め、ごみ処理施策の一つとして一体的に取り組み、より効果的に施策を推進します。

図表3－1－1 計画の位置づけ



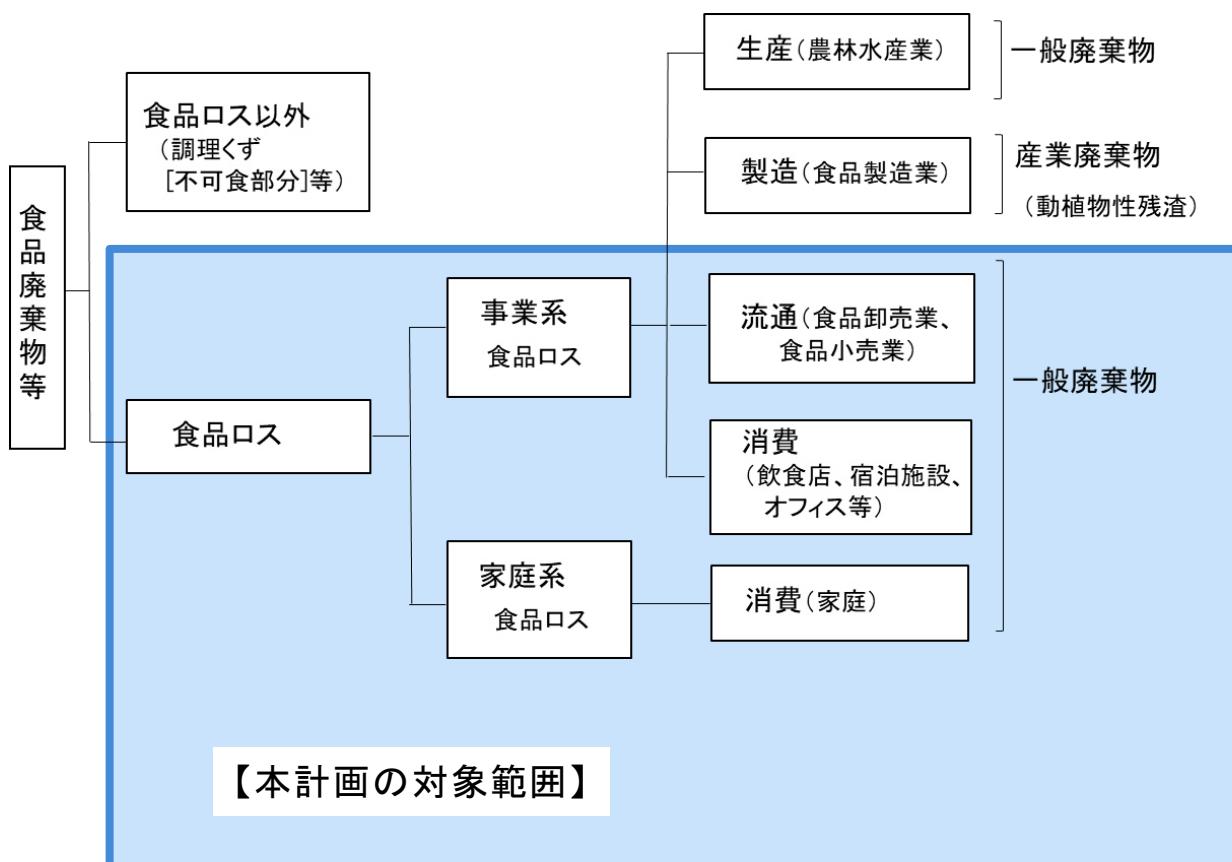
## 第2節 計画の対象

食品ロスには、図表3-1-2に示すとおり、家庭から生じる家庭系食品ロスと事業活動から生じる事業系食品ロスがあります。

また、事業系食品ロスのうち、農林水産業、食品卸売業、食品小売業、外食産業（飲食店、宿泊施設）、その他オフィス等から生じる事業系食品ロスは「事業系一般廃棄物に区分される食品ロス」となります。また、食品製造業等の特定の事業活動に伴う事業系食品ロスは「産業廃棄物に区分される食品ロス」となります。

このため、本計画の対象物は、本市全域で発生する一般廃棄物に区分される食品ロスとします。ただし、形が不揃いや傷があるなどの理由から市場に出回らない規格外の農林水産物の破棄による食品ロスは除きます。

図表3-1-2 計画対象の食品ロスの区分



### 第3節 社会情勢

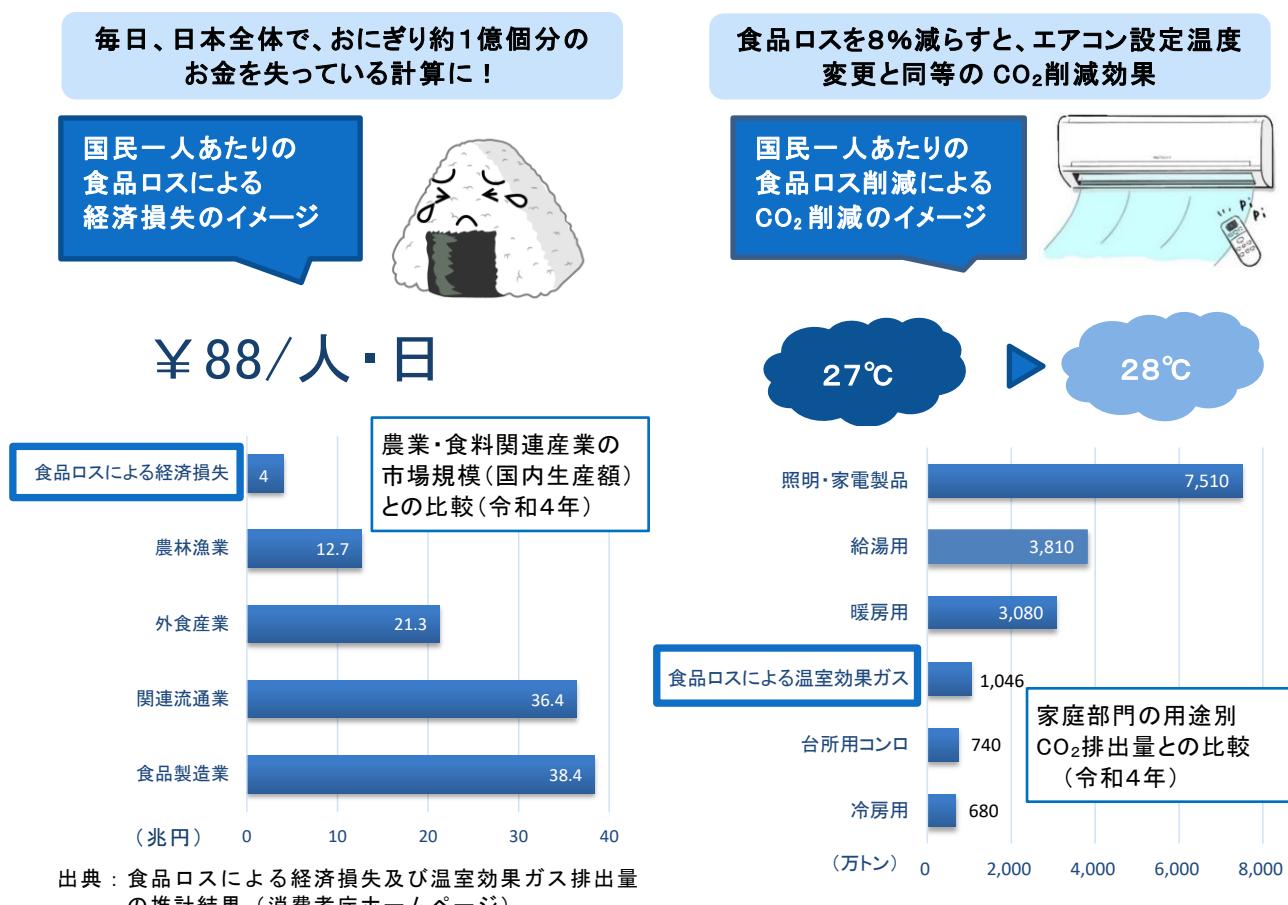
#### (1) 食品ロスが引き起こす問題

食品ロスは、食品の生産・製造・流通・消費の各段階において、多様な形態で発生しています。食品ロスが引き起こす問題として、まず、環境に関する問題があります。水分の多い食品を廃棄する際には運搬や焼却で余分なCO<sub>2</sub>を排出してしまうだけでなく、食料生産時には多くのエネルギーを消費し、温室効果ガスを排出することが知られています。消費者庁によると、食品ロス量推計値を基にした温室効果ガス排出量は年間1人あたり8.3kg-CO<sub>2</sub><sup>\*1</sup>となっており、食品ロスを8%減らすと、エアコン設定温度変更(1°C)と同等のCO<sub>2</sub>削減効果になるとの推計結果が出されています。

食品ロスのもう1つの問題として食料の廃棄に関する問題があります。現在、我が国の食料自給率は38%<sup>\*2</sup>で、食料の多くを外国からの輸入に依存しているにも関わらず、その食料を大量に廃棄しているという実態があります。

さらに、こうした食品ロスを経済損失として捉えると、年間1人あたり32,125円(1日あたり88円)の経済損失(令和4年度 消費者庁推計)になるとされています。

図表3-1-3 食品ロスによる経済損失および温室効果ガス排出量の推計結果



出典：食品ロスによる経済損失及び温室効果ガス排出量の推計結果（消費者庁ホームページ）

\*<sup>1</sup>令和4年度食品ロス量を基に推計（消費者庁）

\*<sup>2</sup>令和5年度カロリーベースの数値（農林水産省）

## (2) 食品ロスに関する国際的な関心の高まり

国連食糧農業機関（FAO）によると、全世界で毎年約13億tの廃棄食品が発生しています。一方、飢餓に苦しむ人は2024年で約6億7千万人と推定とされています（「世界の食料安全保障と栄養の現状（SOFI 2025）」）。

食品ロスの削減は国際的に重要な取組課題となっており、平成27年（2015年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」（SDGs）では、「目標12：持続可能な生産消費形態を確保する」において「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料廃棄を半減する」と目標が設定されています。

国も、「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢（令和6年11月 農林水産省）」の中で、食品ロスに関する国際的な関心の高まりについて触っています。内容として、前述の国連サミットにおいて、食料の損失・廃棄の削減を目標に設定されたこと、そして目標達成については「食品ロスの削減、食品リサイクルの推進など環境と関わりの深いゴールの達成を通じて、経済・社会の諸問題の同時解決につなげることが重要」「目標達成には事業者・自治体等、NPO法人等、様々な立場の方の協力が不可欠」といったことが記載されています。

図表3-1-4 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」食料の損失・廃棄の削減目標



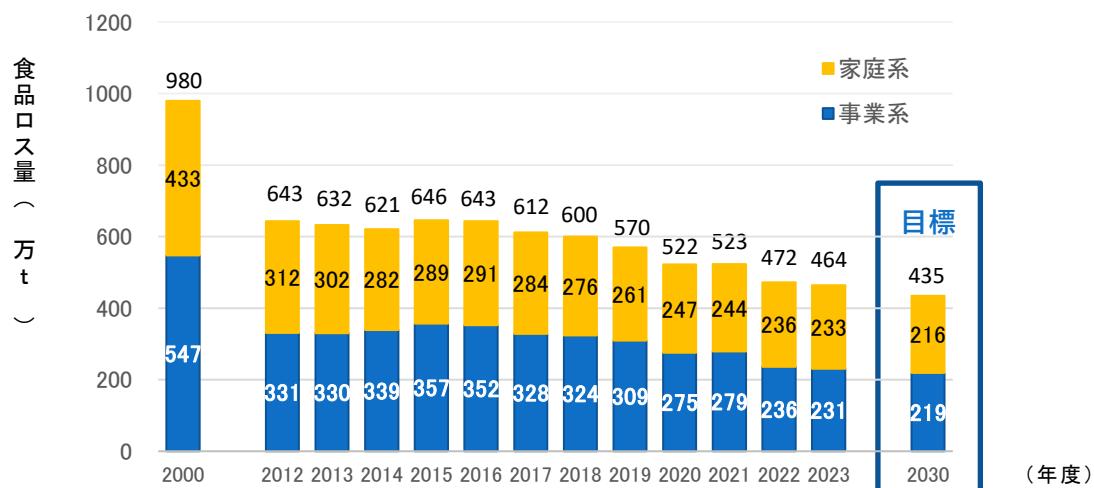
## (3) 食品ロスに対する国の動き

国では、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的に、令和元年（2019年）5月に「食品ロス削減推進法」を制定し、「食品ロス削減月間（10月）」や「食品ロス削減の日（10月30日）」を定めるなど、食品ロスの削減を「国民運動」と位置づけました。

また、法第11条の規定に基づき令和2年3月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を閣議決定し、法第12条及び第13条の規定により、都道府県及び市町村それぞれが、基本方針を踏まえて「食品ロス削減推進計画」を定めるよう努めなければならないとしています。

さらに、同方針では、令和12年度（2030年度）までに、平成12年度（2000年度）比で家庭系食品ロス量、事業系食品ロス量いずれも半減できるよう総合的に取組を推進するとしています。なお、事業系食品ロスについては、当初の目標を前倒して達成したことから、令和7年3月に2000年度比で2030年度までに60%削減させる新たな目標が設定されました。

図表 3－1－5 全国の食品ロス推移と削減目標



( )内の数字は 2000 年度と比較した削減率

年度	2000	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2030	
家庭系	433	…	312	302	282	289	291	284	276	261	247	244	236	233	… 216 (▲50%)
事業系	547	…	331	330	339	357	352	328	324	309	275	279	236	231	… 219 (▲60%)
合計	980	…	643	632	621	646	643	612	600	570	522	523	472	464	… 435 (▲56%)

注) 端数処理により合計と内訳の計が一致しないことがある。

注) 2000～2023 年度数値は実績値、2030 年度数値は対 2000 年度比での目標値である。

出典：農林水産省及び環境省推計

#### (4) 食品ロスに対する大阪府の動き

大阪府では、令和 2 年 3 月の閣議決定を踏まえて、令和 3 年 3 月に「大阪府食品ロス削減推進計画」が策定されました。同計画においては「“もったいないやん！”食の都大阪でおいしく食べよう」をスローガンに、事業者、消費者、行政が一体となって食品ロスの削減に取り組むことを掲げています。

目標については、「事業系、家庭系ともに 2000 年度比で 2030 年度までに食品ロス量の半減を目指す」という国の目標を踏まえ、大阪府の食品ロス量についても「事業系、家庭系ともに半減を目指す」とともに、食品ロス削減のための取組を複数（2 項目以上）行っている府民の割合を、81.9%から 90%にすることとしています。

図表 3－1－6 大阪府食品ロス削減推進計画における目標値

	2000年度(基準値)	2019年度(現状値)	2030年度(目標値)
事業系	33.2	22.3	16.6
家庭系	32.2	20.8	16.1
全体	65.4	43.1	32.7

図表 3－1－7 食品ロス削減の取組を行う人の割合

	食品ロス削減の取組を複数(2項目以上)行う人の割合	食品ロス削減の取組を1項目以上行う人の割合	
		取り組んでいること(上位1位・2位・3位)	
全国	-	85.0%	(1)残さずに食べる:60.7% (2)冷凍保存を活用する:43.5% (3)料理を作り過ぎない:41.5%
大阪府	81.9% 目標:90%	93.8%	(1)残さずに食べる:76.0% (2)冷凍保存を活用する:53.3% (3)賞味期限を過ぎたものは食べられるか自己判断する:52.7%

出典：「大阪府食品ロス削減推進計画（令和3年3月 大阪府）」

### 「消費期限」と「賞味期限」について

食品には、袋や容器に「消費期限」か「賞味期限」が表示されており、この期限を守って保存しておくことが大切です。

#### 消費期限

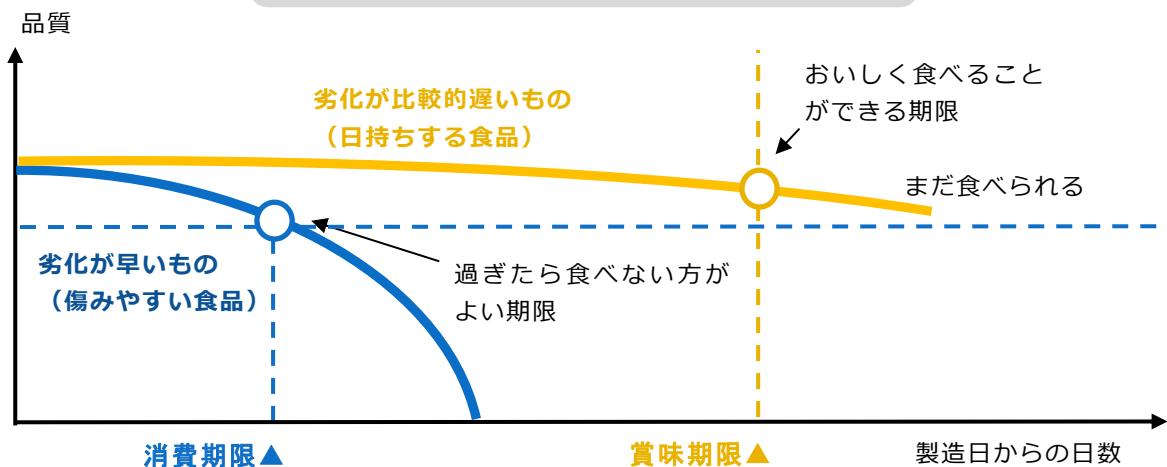
この年月日まで「安全に食べられる期限」ことで傷みやすい食品に表示されます。

#### 賞味期限

この年月日まで、「品質が変わらずにおいしく食べられる期限」ことで、スナック菓子、かんづめ、ペットボトル飲料など、傷みにくい食品に表示されます。この期限を過ぎても、すぐに食べられなくなるわけではありません。

ただし、これらは、未開封の状態で保存方法に表示されている方法で保存した場合の期限ですので、一度開封した食品は期限に関わらず早めに食べることが必要です。

### 消費期限と賞味期限のイメージ



## 第2章 食品ロス排出の現況

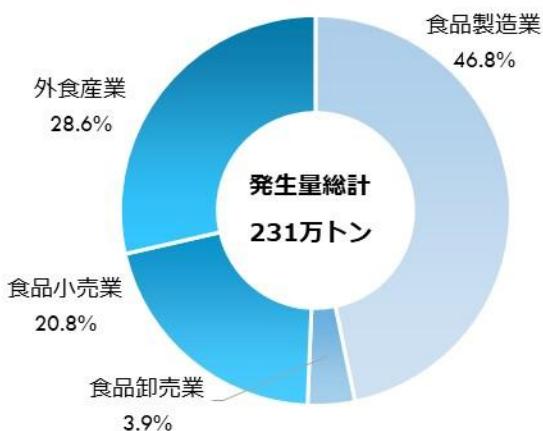
### 第1節 食品ロスの排出量と内訳

全国の食品ロスについて、直近10年間の推移をみると、平成27年度（2015年度）のピークから減少傾向にあり、令和5年度（2023年度）推計で464万t（農林水産省・環境省推計）となっています。そのうち、事業系食品ロスとして事業者から排出されるものは231万tで、内訳としては、製造・卸売・小売事業者による、製造・流通・消費の過程で発生する規格外品、返品、売れ残り等によるもの、そして外食事業者による作り過ぎ、食べ残し等があります。

また、家庭から排出される家庭系食品ロスも233万tとなっており、消費期限切れ等による未開封の食品がそのまま捨てられる直接廃棄のほか、食べ残しによるもの、調理の際に食べられる部分が捨てられる過剰除去などが発生の主な要因となります。

図表3－2－1 食品ロスの内訳

#### 事業系食品ロスの業種別内訳



##### 製造・卸・小売事業者

製造・流通・消費の過程で発生する規格外品、返品、売れ残りなどが食品ロスになる。

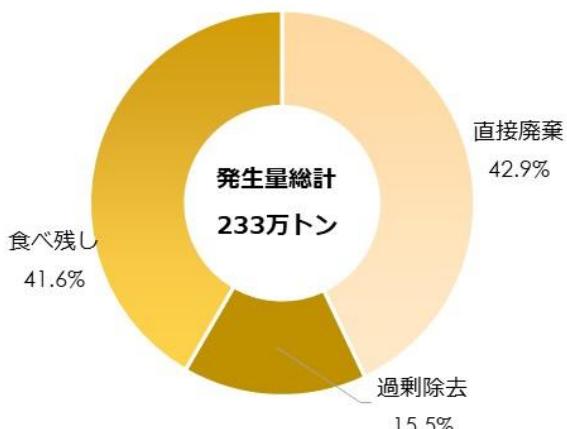


##### 外食事業者

作り過ぎ、食べ残しなどが食品ロスになる。



#### 家庭系食品ロスの内訳



##### 家庭

直接廃棄のほか、食べ残し、過剰除去等が食品ロスになる。



出典：農林水産省及び環境省推計（令和5年度）

## 第2節 大阪府の食品ロスの現況

大阪府の食品ロス量については、「大阪府食品ロス削減推進計画」において、令和元年度値が推計されており、家庭系20.8万t、事業系22.3万t、合計43.1万tとなっています。

年々減少する傾向となっていますが、国の掲げる目標「平成12年度（2000年度）比で半減」に相当する33万tには達していません。このため大阪府では、令和12年度（2030年度）までに、平成12年度（2000年度）比で事業系食品ロス量、家庭系食品ロス量ともに半減を目指すとしています。

図表3－2－2 大阪府における食品ロス発生状況

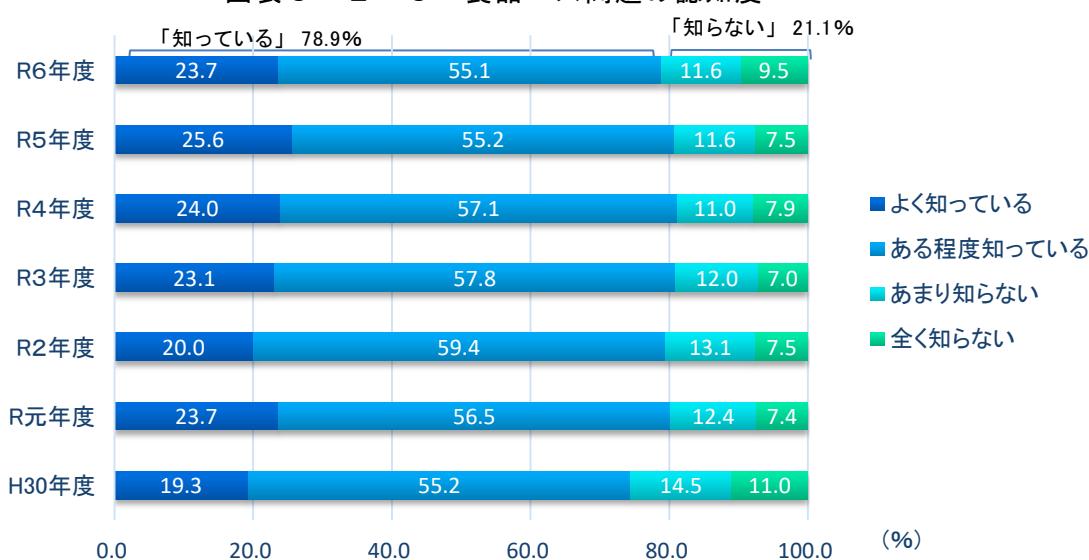
項目		単位	平成12年度 (2000年度)	～	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
全国	家庭系	万t/年	433	～	289	291	284	276	261
	事業系		547	～	357	352	328	324	309
	合計		980	～	646	643	612	600	570
	削減率 (対2000年度)	%	-		34.1	34.4	37.6	38.8	41.8
大阪府	家庭系	万t/年	32.2	～	-	-	-	-	20.8
	事業系		33.2	～	-	-	-	-	22.3
	合計		65.4	～	-	-	-	-	43.1
	削減率 (対2000年度)	%	-		-	-	-	-	34.1

出典：全国：「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢（令和6年11月時点版）（農林水産省）」をもとに作成  
大阪府：「大阪府食品ロス削減推進計画（令和3年（2021年）3月 大阪府）」

## 第3節 消費者意識の現況

「令和6年度第2回消費生活意識調査（消費者庁）」では、食品ロス問題の認知度について、「知っている」と回答した人は78.9%、「知らない」と回答した人は21.1%となりました。

図表3－2－3 食品ロス問題の認知度



注) 令和元年度まで N=3,000、令和2年度以降 N=5,000

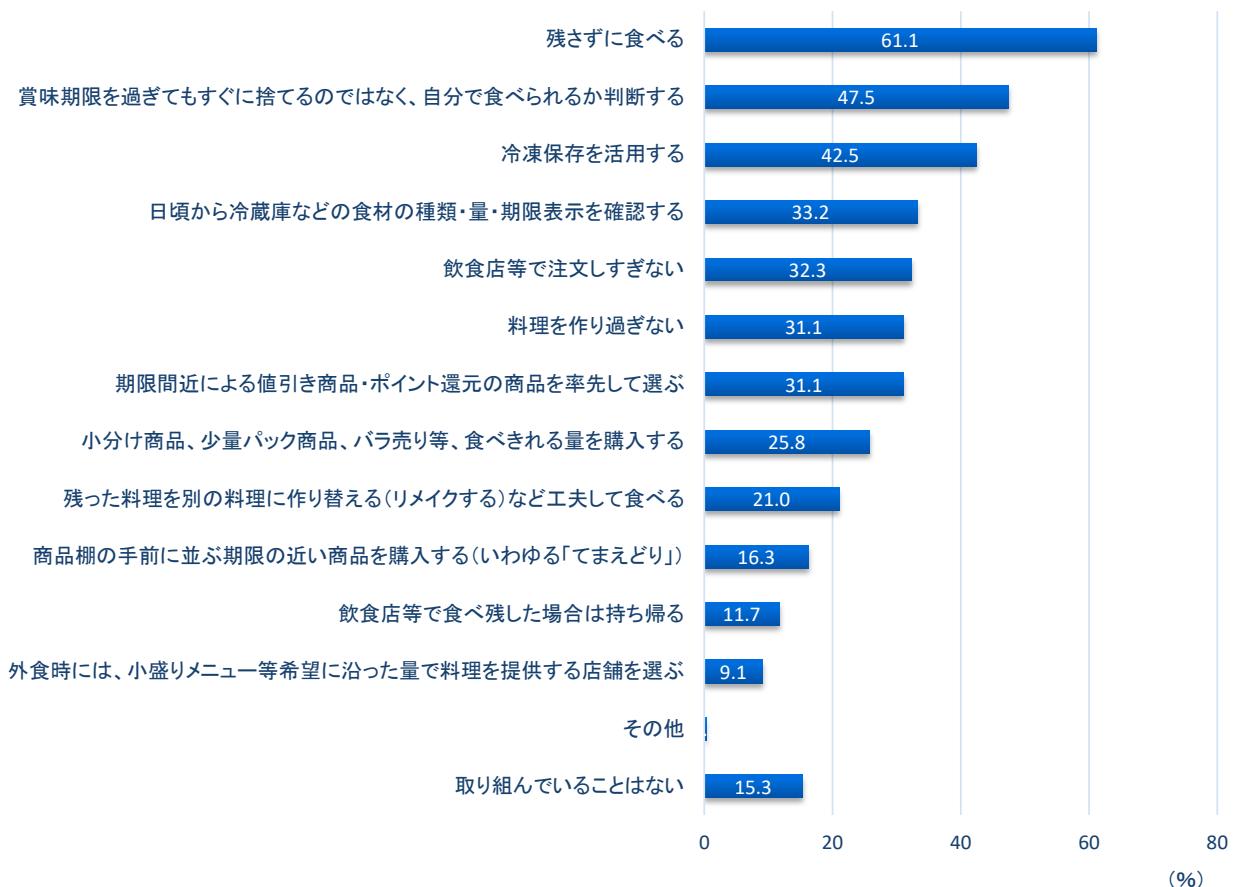
出典：「令和6年度第2回消費生活意識調査（消費者庁）」

また、食品ロスを減らすための取組については、「残さずに食べる」と回答した人が、61.1%と最も多くなりました。一方で、「取り組んでいることはない」と回答した人は、15.3%となりました。

さらに、前述の消費者庁の調査において、「食品ロス問題を認知して、かつその削減に関する取組を1項目以上行う人の割合」は74.9%となっており、現況で8割近くの人が食品ロス削減に対し何らかの取組を行っていることがわかります。

食品ロスに対する消費者の意識については、国と大阪府において結果が変わらないことから、本市においても、同様の傾向がみられると推察されます。

図表3－2－4 食品ロスを減らすための取組



出典：「令和6年度第2回消費生活意識調査（消費者庁）」

#### 第4節 本市の食品ロスの状況

高槻市は、34万人強の人口を擁し、年間約5万tの家庭系可燃ごみが排出されています。事業所についても、飲食サービス業や食料品製造業が多数立地し、活発な事業活動が行われていることから、家庭系・事業系双方で、一定量の食品ロスが発生していることが考えられます。

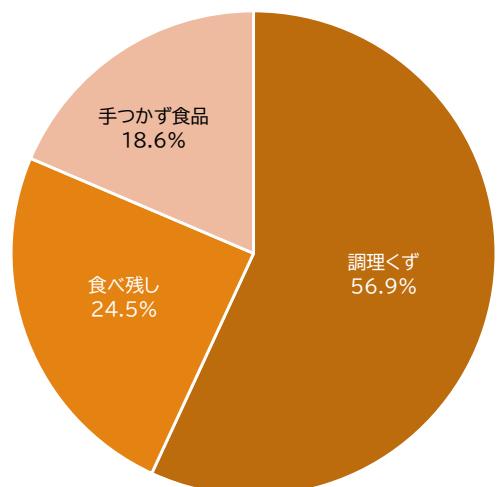
##### (1) 家庭系ごみにおける食品ロスの状況

ごみ組成調査(令和6年6~8月)の結果、家庭系厨芥類の量は、家庭系可燃ごみ量全体の35.5%であったことから、年間の家庭系可燃ごみ量から換算すると、17,738tになると推計されます。

家庭系厨芥類の内訳をみると、食べ残しは24.5%で、推計年間重量は4,346t、手つかず食品は18.6%で、その推計年間重量は3,299tとなります。

令和6年度の食べ残しと手つかず食品をあわせた家庭系食品ロスの量を推計すると7,645tになりました。

家庭系厨芥類



[注]「調理くず」は食品ロスの対象外

$$49,965\text{t} \times 35.5\% = 17,738\text{t}$$

(令和6年度家庭系可燃ごみ量) (厨芥類ごみ割合)

$$17,738\text{t} \times 24.5\% = 4,346\text{t}$$

(令和6年度家庭系厨芥類ごみ量) (食べ残し割合)

$$17,738\text{t} \times 18.6\% = 3,299\text{t}$$

(令和6年度家庭系厨芥類ごみ量) (手つかず食品割合)

**令和6年度の家庭系食品ロス量(推計) = 7,645t**

(家庭系可燃ごみ量の15.3%)

##### 家庭系食品ロスの状況



写真:

本市「ごみ組成調査」のサンプル調査  
地区で排出された家庭系食品ロス

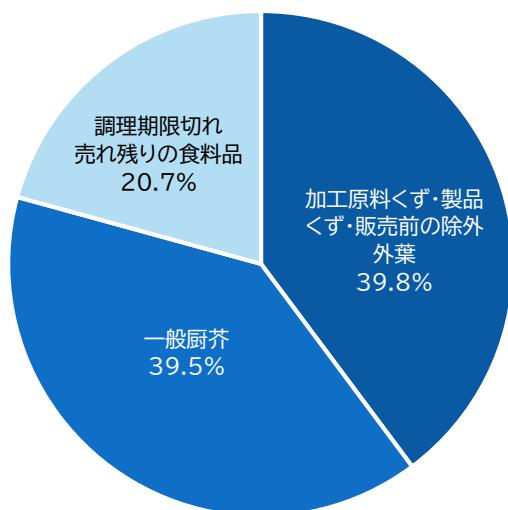
## (2) 事業系一般廃棄物における食品ロスの状況

ごみ組成調査の結果によると、高槻市の事業所が排出する事業系一般廃棄物における事業系厨芥類の量は全体の29.9%であったことから、年間の排出量から換算すると、9,689tになると推計されます。

事業系厨芥類の内訳をみると、飲食店での食べ残し等を含む一般厨芥は39.5%で、推計年間重量については3,827t、「調理期限切れ・売れ残りの食品」は20.7%で、推計年間重量は、2,006tとなります。

令和6年度の一般厨芥と調理期限切れ・売れ残り食品をあわせた事業系一般廃棄物における食品ロス量を推計すると5,833tになりました。

### 事業系厨芥類



注)「調理くず（加工原料くず等）」は  
食品ロスの対象外

$$\begin{aligned} 32,405\text{t} \times 29.9\% &= 9,689\text{t} \\ (\text{令和6年度事業系一般廃棄物量}) &\quad (\text{厨芥類ごみ割合}) \\ 9,689\text{t} \times 39.5\% &= 3,827\text{t} \\ (\text{令和6年度事業系厨芥類ごみ量}) &\quad (\text{一般厨芥割合}) \\ 9,689\text{t} \times 20.7\% &= 2,006\text{t} \\ (\text{令和6年度事業系厨芥類ごみ量}) &\quad (\text{期限切れ・売れ残り食品割合}) \end{aligned}$$

$$\text{令和6年度の事業系食品ロス量(推計)} = 5,833\text{t}$$

(事業系一般廃棄物量の 18.0%)

### 事業系食品ロスの状況



写真：  
本市「ごみ組成調査」のサンプル事業所  
(スーパー・マーケット)で排出された  
事業系食品ロス

## 第3章 基本理念と基本方針

### 第1節 基本理念

本市では、「第6次高槻市総合計画」の中で良好な環境が形成されるまちとして、「廃棄物を有用な資源として捉え、循環的に利用することで、持続可能な循環型社会が形成されるまち」を掲げています。

また、本市の環境施策の基本理念となる「第2次高槻市環境基本計画」では、

- ・市民一人ひとりの心と行動が将来へ良好な環境を引き継ぐまち
- ・限りある資源を活かして、ごみゼロを目指すまち
- ・地球規模で考え、身近なところから行動するまち

をはじめ、6つの望ましい環境像を掲げています。

さらには「第2部 ごみ処理基本計画」では、廃棄物の減量に関して「2R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用））を優先的に推進しながら、リサイクル（再生利用）を適切に行い、できる限りごみを発生させない取組を進め、持続可能な循環型社会の構築を目指す」としています。

これらと、食品ロスの排出実態を踏まえて、本食品ロス削減推進計画においても持続可能な循環型社会の構築を通じて、「食べ物を活かし、一人ひとりが、身近な行動で目指す食品ロス ZERO」を基本理念として取組を進めます。

### 基本理念

食べ物を活かし、一人ひとりが、身近な行動で目指す食品ロス ZERO

### 第2節 基本方針

前述の基本理念の実現に向け、次の基本方針を定めます。

#### 基本方針1

一人ひとりの身近な行動変容を促す具体的方法・ツール等を啓発する

#### 基本方針2

食品関連事業者、スーパーマーケット、関連団体等の多様な主体と連携を図る

#### 基本方針3

市民や事業者等の食品ロス削減に向けた取組を促す仕組みを維持・構築する

## 第4章 計画目標

国は、家庭系食品ロスについて「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）」で、令和12年度（2030年度）までに平成12年度（2000年度）比で半減させる目標を設定しました。また、事業系食品ロスについては、2030年度目標を8年前倒しで達成したことから「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和7年3月25日変更）」において当初の目標を変更し、平成12年度（2000年度）比で60%の削減目標を新たに設定しました。

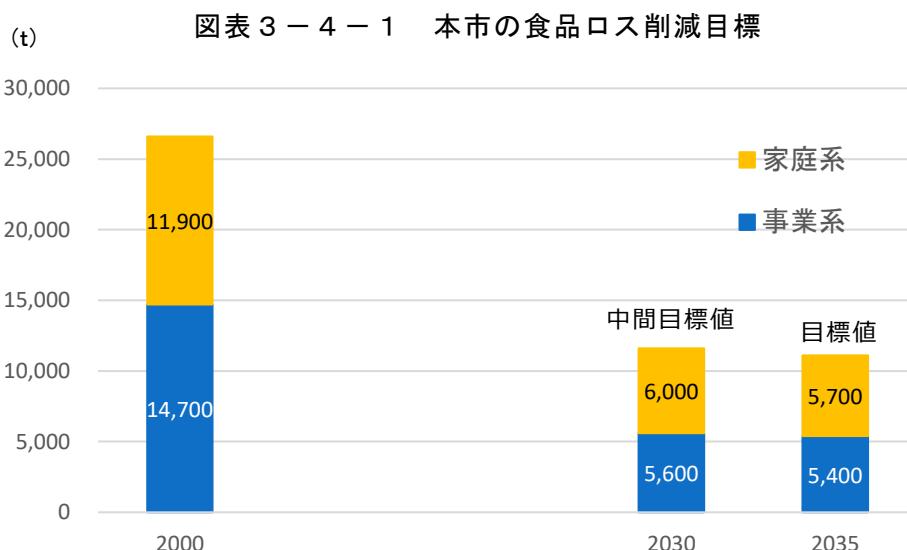
大阪府は、「大阪府食品ロス削減計画」の中で、同計画策定時における国の目標を踏まえ「事業系、家庭系ともに半減を目指す」としています。

本市においては、市民が排出する家庭系食品ロスはもちろんのこと、「食品ロス削減は、市民だけでなく事業者も協働して取り組む施策である」との考え方から、国の削減目標等を踏まえて事業系食品ロスもあわせて目標設定します。

中間目標として、家庭系食品ロスについては、本計画期間の中間点である令和12年度（2030年度）までに、平成12年度（2000年度）比で半減を目指します。事業系食品ロスについては、令和6年度の現況値において平成12年度（2000年度）比60%の削減をすでに達成しているため、国が新たな削減目標として設定した令和4年から令和12年度までの8年間における1年あたり約1%の削減率と同等の削減を目指します。なお、本計画は令和17年度（2035年度）までが計画期間であり、最終年度に向けた目標値は計画として必要不可欠と考えるため、令和12年度以降の食品ロス量については、家庭系・事業系とも、最終年度までの5年間でさらに5%の削減を目指します。

また、このように食品ロスを削減していくためには、まず一人ひとりの意識付けが非常に重要であることから、大阪府と同様に、現状81.9%である「食品ロス削減の取組を2項目以上行う人の割合」についても令和12年度（2030年度）までに90%に引き上げ、その後も90%以上の水準の維持に努めます。

食品ロスについては、目標達成状況によって国・大阪府が新たな目標を設定することも予想されます。そのため、令和17年度（2035年度）の目標値については現時点の判断として定めて、計画施行後も引き続き国・大阪府の動向を注視していきます。



## 【目標1】食品ロスの削減

⇒家庭系 2030 年度までに 2000 年度比で半減

2035 年度までの5年間で、さらに5%削減

⇒事業系 2030 年度までの6年間で現況値から 6%削減

2035 年度までの5年間で、さらに5%削減

	【基準値】* <sup>1</sup> 平成12年度 (2000年度)	【現況値】 令和6年度 (2024年度)	【中間目標値】* <sup>2</sup> 令和12年度 (2030年度)	【目標値】 令和17年度 (2035年度)
家庭系 食品ロス量	t/年	11,900	7,700	6,000
事業系 食品ロス量	t/年	14,700	5,900	5,600
1人1日当たり 家庭系 食品ロス量	g/人・日	91	61	49
1人1日当たり 事業系 食品ロス量	g/人・日	112	47	46

\* 1 平成12年度（2000年度）の食品ロス量（家庭系・事業系）は、「大阪府食品ロス削減計画」に記載の食品ロス量をもとに算出した。

\* 2 令和12年度（2030年度）の中間目標値は、家庭系については平成12年度比で半減とし、事業系については国の令和4年度から令和12年度までの削減率を算出し、同等となるよう削減目標を設定した。

## 【目標2】食品ロス削減の取組を2項目以上行う人の割合

⇒2030 年度までに 90%以上に引き上げ、その後も同水準を維持

令和2年度  
(2020年度)

令和12年度  
(2030年度)

令和17年度  
(2035年度)

現状

中間目標

目標

食品ロス削減の取組を  
2項目以上行う人の割合

81.9%

90%

90%以上を維持

## 第5章 基本施策と取組の概要

### 第1節 基本施策の体系

本市では、目標達成を目指して以下のような体系で施策を実施します。

図表3－5－1 基本施策の体系

#### 基本方針1

一人ひとりの身近な行動変容を促す具体的方法・ツール等を啓発する



#### 基本施策1 市民一人ひとりの食品ロス削減行動の促進

#### 基本方針2

食品関連事業者、スーパーマーケット、関連団体等の多様な主体と連携を図る



#### 基本施策2 事業者等の多様な主体との連携

#### 基本方針3

市民や事業者等の食品ロス削減に向けた取組を促す仕組みを維持・構築する



#### 基本施策3 食品ロス削減を推進する仕組みの構築

食品ロス削減のためには、市民、事業者、行政、それぞれの立場でこの問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず「行動」に移すことが必要です。食べ物を無駄にしない意識を持ち、食品ロス削減の必要性について認識したうえで、製造、販売の各段階及び家庭での買物・保存・調理の各場面において、食品ロスが発生していることや、市民、事業者等それぞれに期待される役割と具体的行動を理解し、可能なものから具体的な行動に移すことが求められています。

そのため、基本施策の推進にあたっては、市は一事業者として率先して食品ロスの削減を実践するとともに、市民・事業者等に対して各々の主体が食品ロス削減に向けて積極的に行動できるよう、周知・啓発及び市民・事業者等が行う取組を支援します。

また、フードドライブ等のイベント開催や、食品ロス削減を実践している事業者を市民や他の事業者に情報提供することで、市民・事業者等の間に食品ロス削減への認識と行動が浸透するように取り組みます。加えて、市民・事業者等の各主体間の連携・情報共有を進めるためのコーディネーターとしての役割も努めます。

## 第2節 基本施策

### (1) 基本施策1 市民一人ひとりの食品ロス削減行動の促進

食品ロスの削減には市民一人ひとりの行動が極めて重要です。今回実施した一般廃棄物の組成調査によれば、家庭系可燃ごみの中で一番多いものは厨芥類でした。このことから、食品ロスの削減にはとりわけ各家庭での意識の向上や行動変容が重要であると考えられるため、様々な機会・手法を通じて市民に対する啓発等の取組をより一層推進していきます。

項目	取組内容
市民に対する講演会・研修会等の実施	○講演会や研修会、出前講座を実施する。 ○講演会のWEB配信等を検討する。
環境教育のための啓発資材の作成・配布	○小学生等を対象とした環境学習教材を作成、活用して周知を図る。 ○エネルギーセンターの見学や出前講座の場で、環境学習教材を活用する。 ○家庭用食品ロス対策リーフレット等を活用し周知・啓発を行う。
SNS等を活用した情報の発信	○新たにSNS(LINE)等の情報発信手段を活用し、周知・啓発を行う。
アプリ等を活用した食品ロス削減の促進・啓発	○家庭での食べ残しなどの廃棄食品の種類、量などを記録するアプリ等の利用を通じて意識の醸成を図る。
3きり運動の推進	○食材は「使いきり」、調理したものは「食べきり」、生ごみはしっかり「水きり」を行う「3きり運動」を推進する。 ○賞味期限と消費期限に関する正しい知識について普及・啓発に努める。
フードドライブの拡大	○家庭で食品が余った場合には、フードドライブを積極的に活用していただくよう、広報等を通じて意識の醸成を行う。 ○事業者や関係団体等と連携した新たなフードドライブを実施する。
食材の購入・保存・調理における食品ロス削減の啓発	○家庭での食事にかかる「食材購入(買物)→保存→調理」の一連の過程において食品ロスの削減につながる行動を啓発する。

## (2) 基本施策2 事業者等の多様な主体との連携

本市にはおよそ9,500に及ぶ事業所があり、一般廃棄物の排出量は、およそ33,000tに及びます。今回実施した一般廃棄物の組成調査では、事業者が排出するごみにおいては、紙類に次いで多くの厨芥類が含まれていたことから、食品ロスの削減には事業者の役割も重要と考えます。

市内にある大学も含めて、排出事業者の食品ロスに対する意識の向上と行動の変容を促進するとともに、本市を含めた北摂地域の自治体と大型店舗などの事業者による「北摂地域における食品ロスの削減及び容器包装を含めたプラスチックに係る循環資源の促進等に関する協定」に基づく協議の場も活用して、事業者等の多様な主体との連携による食品ロスの削減を推進します。

項目	取組内容
エコショップ認定店舗との連携	○「高槻市エコショップ認定制度」を活用し、食品を扱う事業者に対して食品ロス削減への取組を促す。 ○市がエコショップ認定各店舗を市民に情報発信することで事業者のイメージアップを図り、事業者のさらなる食品ロス削減への取組を促す。
フードシェアリングサービス導入の検討	○フードシェアリングの活用に向け、食品販売店等と消費者を繋ぐために、サービス事業者との連携について検討する。
事業者等との連携による取組の促進	○北摂地域の自治体と事業者で締結した「北摂地域における食品ロスの削減及び容器包装を含めたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する協定」による広域的な取組を検討する。 ○「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」における自治体間のネットワークを利用した食品ロス削減に向けた取組を推進する。
市内大学への周知と連携の検討	○環境学習等の機会を設けることで、食品ロス削減の必要性についての理解を深め、学生食堂における売れ残り削減を促す。 ○市で開催するフードドライブイベントへの食品提供のほか、同趣旨のイベントでのボランティア活動など、フードドライブに関する情報提供を行い、学生の食品ロスへの取組参加を促進する。

### ★フードシェアリングサービスとは…

売れ残りなどを防ぎたい小売店・飲食店と、食品を求める買物客をスマートフォンのアプリ等を通じてマッチングさせるサービスです。

飲食可能であるにもかかわらず、廃棄されてしまいそうな食料を定価より安く提供・入手できることから、食品販売者・消費者双方にメリットのある仕組みです。

図表3－5－1 高槻市エコショップ認定制度に定める厨芥類ごみに関する取組例

食品廃棄物の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賞味期限又は消費期限の延長の見直し。</li> <li>・食材を使い切る工夫をしている。</li> <li>・小盛メニューを導入している。</li> <li>・3010運動を導入している。</li> <li>・食べ残しがなかった場合に特典を付与している。</li> <li>・食べ残しがあった場合に有料化している。</li> <li>・食べ残しの持ち帰りができる工夫をしている。</li> <li>・量り売り及びばら売りをしている。</li> <li>・賞味期限又は消費期限が近づいている商品の値引き販売をしている。</li> <li>・ごみ排出時に水きりをしている。</li> </ul>

★3010（さんまるいちまる）運動とは…

宴会の時の食品ロスを減らすための取組で、乾杯からの30分間とお開き前の10分間は自分の席で料理を楽しみ、食べ残しを減らそうと呼び掛ける運動です。

### (3) 基本施策3 食品ロス削減を推進する仕組みの構築

市民や事業者等が食品ロスの削減に積極的に取り組むためには、食品ロスへの問題意識やその削減への意欲のみならず、具体的に実践し易い仕組みや行政による補助等も必要です。

本市では以下の取組を通じて食品ロスの削減を発信・実践しながら、市民や事業者等による食品ロス削減への取組を促す仕組みを維持・構築します。

項目	取組内容
未利用食品の有効利用に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○北摂地域の自治体と事業者で締結した「北摂地域における食品ロスの削減及び容器包装を含めたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する協定」による広域的な取組を検討する。</li> <li>○「エコショップ認定制度」や、ごみ排出事業者への立入調査等の際に働きかけを行う。</li> <li>○市民・関連団体・事業者が連携して行うフードドライブなどの未利用食品の有効活用を引き続き推進する。</li> <li>○広報誌やホームページ等において積極的に周知する。</li> </ul>
災害備蓄食等の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○賞味期限が近づいた災害備蓄食・飲料水を地域の防災訓練や市民参加の講習会等で啓発用として活用する。</li> <li>○フードドライブ等を活用し、災害備蓄食を必要とされる方へ提供する。</li> </ul>
食品廃棄物の堆肥化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生ごみ堆肥化容器の購入補助により生ごみの減量を促進する。</li> <li>○家庭での堆肥化を促進し、食べ残し等の堆肥化により循環型社会の推進に対する市民の意識の向上を図る。</li> </ul>

### 第3節 市民・事業者等に期待される食品ロス削減に向けた行動変容

#### (1) 市民に期待される行動

食品ロスの削減を進めるために市民は、消費者として、食品ロスの現状と削減の必要性に理解を深めるとともに、日常生活の中で自らの食品ロスについても自覚するよう努める必要があります、食品ロスを削減するために自分たちが今できることを考え、行動に移していくことが大切です。

さらに、自分の消費行動が地球環境や他の国々・地域の人々に影響を及ぼすことにも意識を持って、食品ロス削減に率先して取り組む食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用するなど、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者を支援する役割も期待されます。

図表3－5－2 食品ロス削減に向けた市民の行動例

##### 買 物

- 買物前に自宅の冷蔵庫や食品庫にある食材を確認し、期限表示を理解の上、店舗では、使用時期を考慮して（てまえどり、見切り品等の活用）、少量や小分け、量り売り食品を購入する。

##### 食品の保存

- 食材（特に野菜や果物）に応じた適切な保存を行うとともに、冷蔵庫内の在庫管理を定期的に行い、食材を使い切るようにする。
- 利用した分だけ買い足す「ローリングストック法」を導入する。
- 賞味期限を過ぎた商品であっても、すぐに食べられなくなるわけではないことを理解し、それぞれの食品が食べられるかどうかを個別に判断する。
- 賞味期限間近な食品をフードドライブ等に活用する。

##### 調 理

- 家にある食材を計画的に使いきるほか、食べられる部分はできる限り無駄にしないようとする。
- 料理は食べきれる量を作るようにして、食べきれない場合はリメイク等の工夫で食べるようにする。

##### 外 食

- 食べきれる量を注文する。
- 宴会時には3010運動等を実践する。
- やむを得ず料理を残してしまった場合には、外食事業者の説明をよく聞いた上で、自らの責任の範囲で持ち帰る。

##### 生ごみの排出

- 生ごみを排出する際、水きりを徹底し、ごみを軽くして出す意識を持つ。

## (2) 事業者（食品関連事業者）に期待される行動

食品ロスの削減を進めるために食品の卸売や小売、外食事業者などの食品関連事業者は、食品ロスの状況とその削減の必要性について理解を深め、消費者である市民に対して、自らの取組についての情報提供や啓発活動を行う必要があります。また、関係事業者や市民とのコミュニケーションを強化しながら商習慣の見直しなどを行うことで、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努めることができます。

さらに、本市が実施する食品ロスの削減に係る施策に対して、積極的に協力して取り組んでいただくことが期待されます。

図表3－5－3 食品ロス削減に向けた食品関連事業者の行動例

### 食品卸・小売業者

- 流通過程全体での食品ロス削減に向けた納品期限（3分の1ルール）等の緩和や、適正発注の推進等、商習慣を見直す。
- 天候や繁忙期・閑散期等を考慮した需要予測に基づく仕入れ、需要に応じた販売を行うために工夫する。
- 賞味・消費期限が近い食品の購入を促す「てまえどり」の推進や、値引き、ポイント付与等に取り組む。
- 小分け販売や少量販売など、消費者が食品を使いきりやすくなるように工夫する。

### 外食事業者(レストラン・ホテル等)

- 天候や繁忙期・閑散期等を考慮した需要予測に基づく仕入れ、提供等を工夫する。
- 小盛りや小分けメニュー、要望に応じた量の調整を可能にする等、消費者が食べきれる量を選択できる仕組を導入する。
- 「おいしく食べきり」を呼びかける3010運動等に取り組む。
- 消費者の自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で可能な範囲での持ち帰り容器による料理の持ち帰りを推進する。
- リサイクル事業者との提携などによって生ごみ等の排出を抑制する。

### 共通事項

- ダンボール等の包装資材に傷や汚れがあった場合でも、中身の商品が毀損していないければ、輸送、保管等に支障がある場合を除き、そのままの荷姿で販売することを許容する。
- フードシェアリング（そのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者とのマッチング）の活用等による売りきりを工夫する。
- フードバンク（食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する団体・活動）の役割を理解し積極的に未利用食品を提供する。
- 食品ロス削減に向けた組織体制を整備するとともに、取組の内容や進捗状況等について、積極的に開示する。

#### ★ 3分の1ルールとは…

「賞味期間の3分の1以内で小売店舗に納品する慣例」のことで、このルールのもとでは、賞味期間の3分の1以内で納品できなかったものは、賞味期限まで多くの日数を残すにも関わらず、行き場がなくなり廃棄となる可能性があります。



## 第4部 生活排水処理基本計画

# 第1章 生活排水処理の現状と基本的課題

## 第1節 生活排水処理の現状

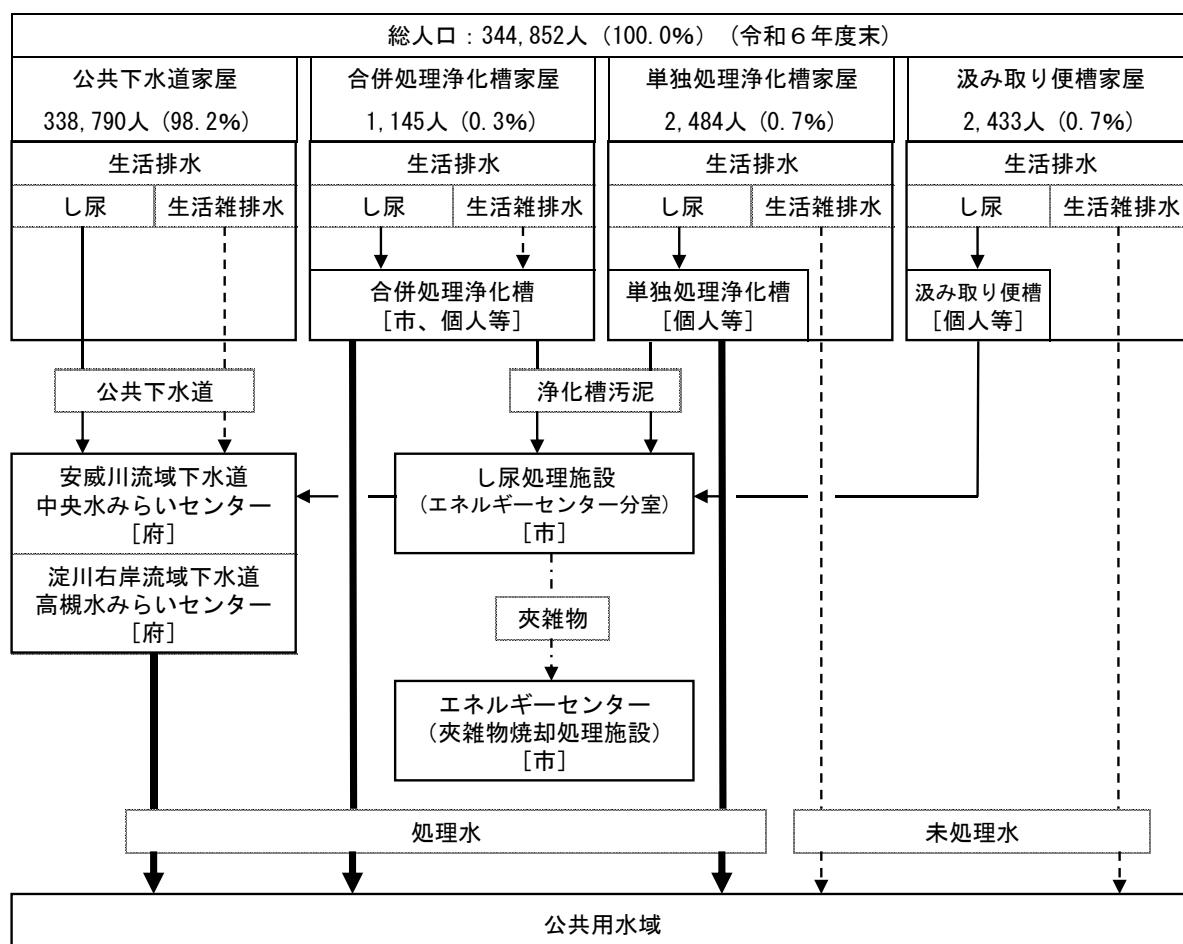
### (1) 生活排水処理の概要

本市における生活排水の処理体系は図表4-1-1に示すとおりとなっています。生活雑排水は公共下水道及び合併処理浄化槽により処理していますが、ごく一部の生活雑排水は未処理のまま公共用水域へ排出されています。

汲み取り便槽の世帯等から発生するし尿、また合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽から発生する浄化槽汚泥は、し尿処理施設（エネルギーセンター分室）で夾雑物を除去後、希釈し公共下水道に放流し、安威川流域下水道中央水みらいセンターで処理され公共用水域へ放流されています。し尿処理施設から排出される夾雑物は、エネルギーセンターの焼却炉で焼却処理しています。

公共下水道に接続している世帯等では、安威川流域下水道中央水みらいセンターまたは淀川右岸流域下水道高槻水みらいセンターにおいて処理され公共用水域へ放流されています。

図表4-1-1 生活排水の処理体系



## (2) 生活排水の処理形態別動向と現状

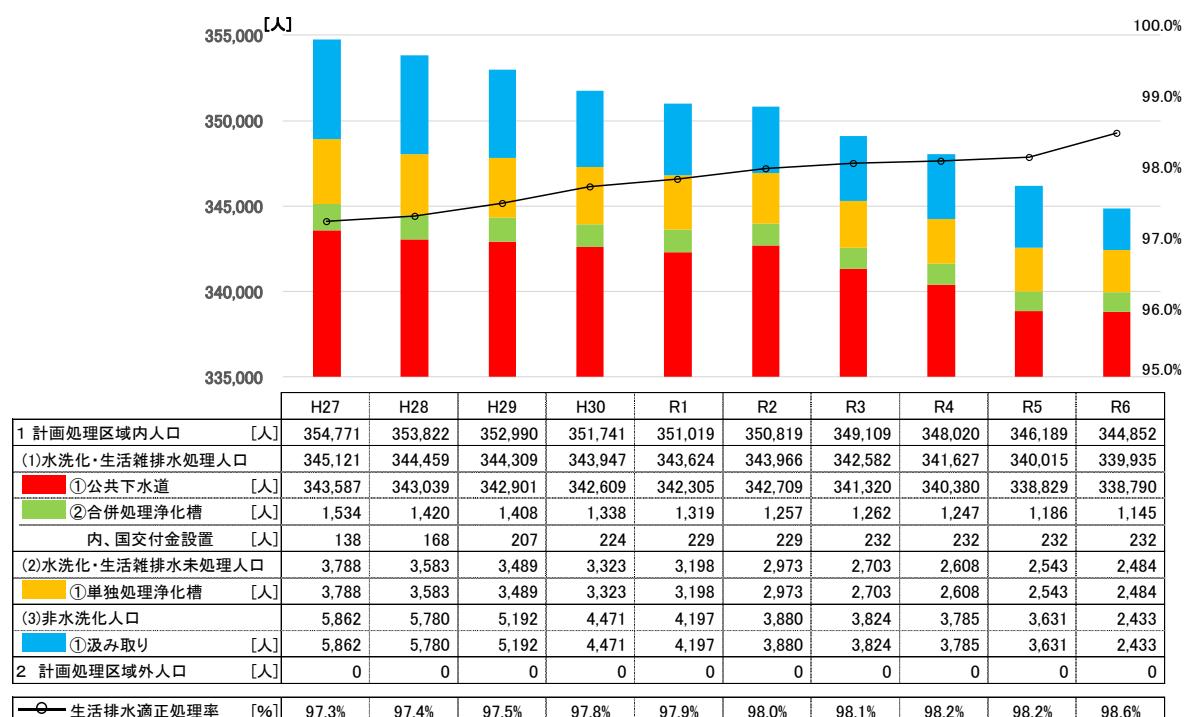
本市では、昭和60年度に「公共下水道整備緊急3か年計画」を策定し集中的な投資を行い、生活環境の改善、公共用水域の水質保全に努めてきました。平成24年度からは、下水道計画区域外の北部山間地域において、個人住宅に公設の合併処理浄化槽（市町村設置型）を設置する事業を行いました。

これにより下水道と合併処理浄化槽を合わせた水洗化・生活雑排水処理人口は、令和6年度末で約340千人、生活排水適正処理率は98.6%となり、本市の汚水整備は概成を迎えています。

生活排水の処理形態別人口（市全体）の推移は、図表4-1-2のとおりです。

本市における生活排水処理は、市街化区域の全域と市街化調整区域の一部を含む公共下水道計画区域と、山間部において家屋が点在して集落をなす樺田地域及び川久保地区における市町村設置型の公設合併処理浄化槽区域となっています。

図表4-1-2 生活排水の処理形態別人口（市全体）の推移



## (3) し尿及び浄化槽汚泥の収集量

本市のし尿及び浄化槽汚泥の収集量の推移を図表4-1-3に示します。

下水道整備に伴う汲み取りや浄化槽処理世帯の減少により、し尿・浄化槽汚泥の収集量は年々減少しています。

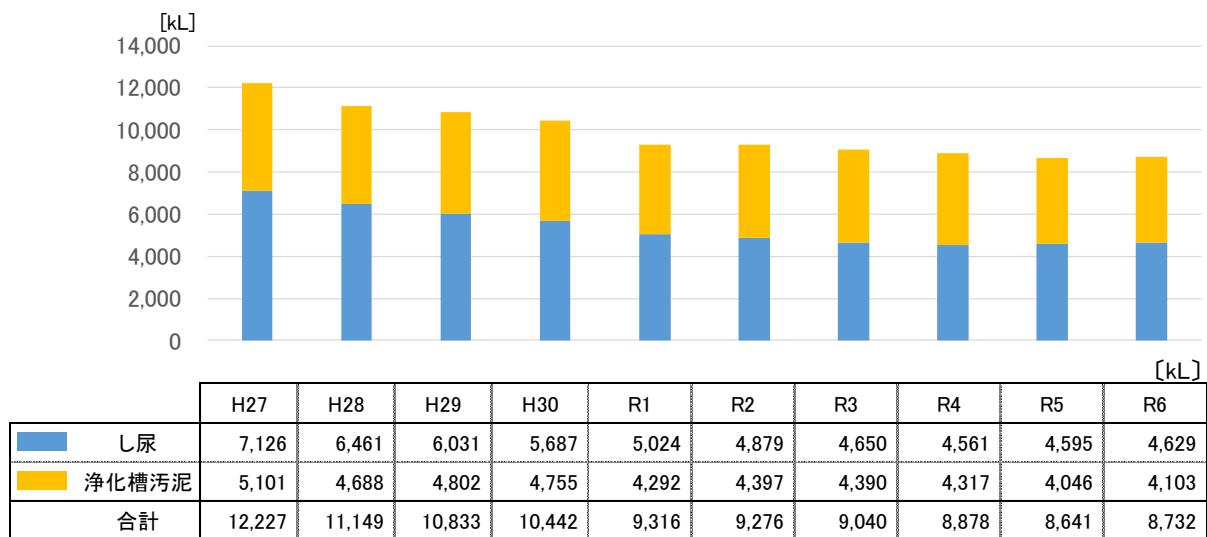
し尿収集量は、平成27年度が7,126kL（27.8kL/日）でしたが、令和6年度には4,629kL（18.1kL/日）と約35%減少しています。

浄化槽汚泥収集量は、平成27年度が5,101kL（19.9kL/日）でしたが、令和6年度には4,103kL（16.0kL/日）と約20%減少しています。

合計では、平成27年度が12,227kL（47.8kL/日）でしたが、令和6年度に

は8,732 kL（34.1 kL/日）と約29%減少しています。

図表4－1－3 し尿及び浄化槽汚泥の収集量の推移（高槻市）

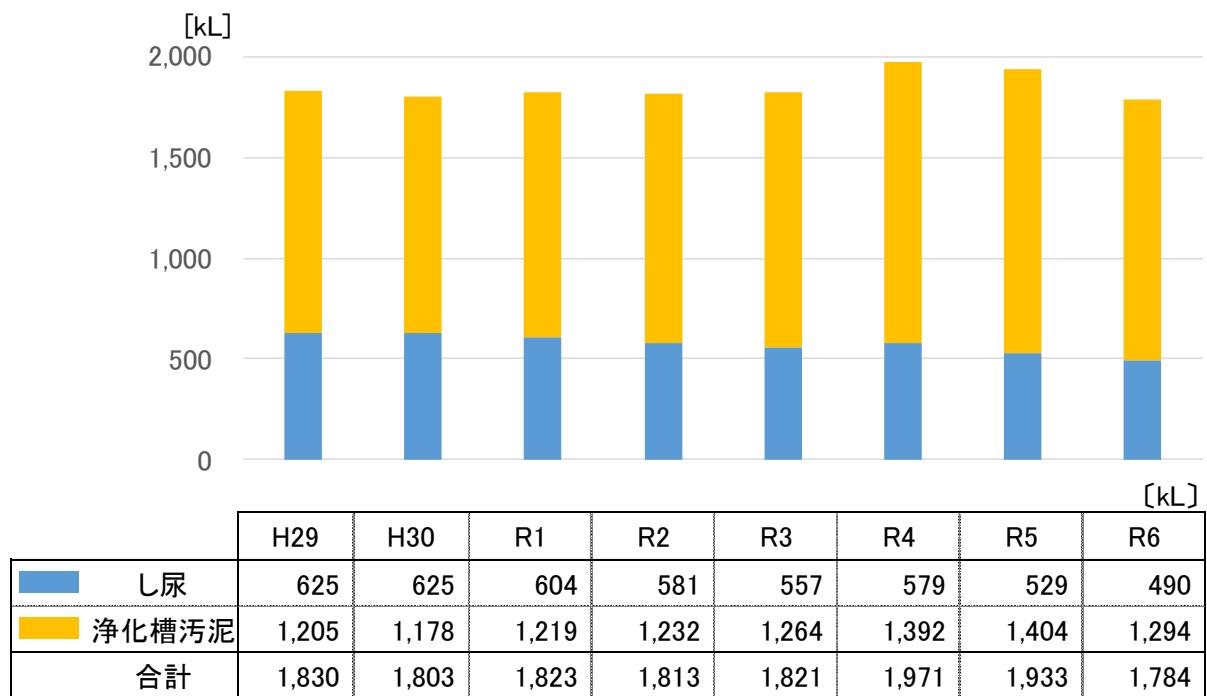


#### （4）島本町との広域処理

平成29年度から、「高槻市と島本町とのし尿及び浄化槽汚泥処理に関する事務の委託に関する規約」に基づき、島本町域で発生した、し尿及び浄化槽汚泥の受入を行っています。

島本町のし尿及び浄化槽汚泥の収集量の推移を図表4－1－4に示します。

図表4－1－4 し尿及び浄化槽汚泥の収集量の推移（島本町）



## (5) し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬

現在、し尿は全量を委託業者が収集しています。浄化槽汚泥については、浄化槽清掃業許可業者が収集・運搬を行っています。

また、浄化槽の適切な維持管理の徹底を図るため、浄化槽清掃業許可業者及び浄化槽保守点検登録業者へ適正な指導を行っています。

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集手数料は、図表4-1-5に示すとおりです。

図表4-1-5 し尿及び浄化槽汚泥の収集手数料

種別	取扱区分			処理手数料	
し尿	人員数制	定時	1・2人世帯	1期につき	1,600円
			3・4人世帯		1,910円
			5・6人世帯		2,230円
			7人世帯以上		2,540円
	従量制	臨時		10Lにつき	45円
				10Lにつき	45円
浄化槽汚泥	処分のみ			10Lにつき	2円

## (6) 処理施設の状況

本市の処理施設は、昭和50年、52年、61年に建設し、平成15年度に処理能力84kL/日の希釈放流方式の施設にするため、設備の改造工事を実施しました。

図表4-1-6に、し尿処理施設（エネルギーセンター分室）の概要を示します。

図表4-1-6 し尿処理施設（エネルギーセンター分室）の概要

名称	し尿処理施設(エネルギーセンター分室)
所在地	高槻市唐崎西一丁目17番1号
処理開始	昭和36年(平成16年度より公共下水道への希釈放流方式へ変更)
処理能力	84kL/日
処理方式	前処理+希釈後下水道放流方式
放流先	流域関連公共下水道
敷地面積	11,302.82m <sup>2</sup>
建築面積	3,404.66m <sup>2</sup>

## (7) 市内河川等の水質

市内には、中央部を北から南に流れ淀川に流入する芥川水系、東部を北から南に流れ淀川に流入する檜尾川水系及び南部を東西に横切り神崎川に流入する番田井路水系の3つの水系があります。

「水質汚濁防止法」第15条第1項の規定により、公共用水域における水質汚濁の状況を監視するため、市内の河川及び水路の水質を定期的に調査しています。

水質測定地点は、「大阪府公共用水域水質測定計画」において、環境基準点として芥川の塚脇橋と鷺打橋、檜尾川の磐手杜神社の合計3地点が設定されています。また、準環境基準点として女瀬川の天堂橋、番田井路の玉川橋の2地点が設定されています。さらに市独自に17地点を水質測定地点に定めています。図表4-1-7に公共用水域水質調査地点を、また環境基準点及び準環境基準点における水質の経年変化を図表4-1-8にそれぞれ示しています。

図表 4-1-7 公共用水域水質調査地点

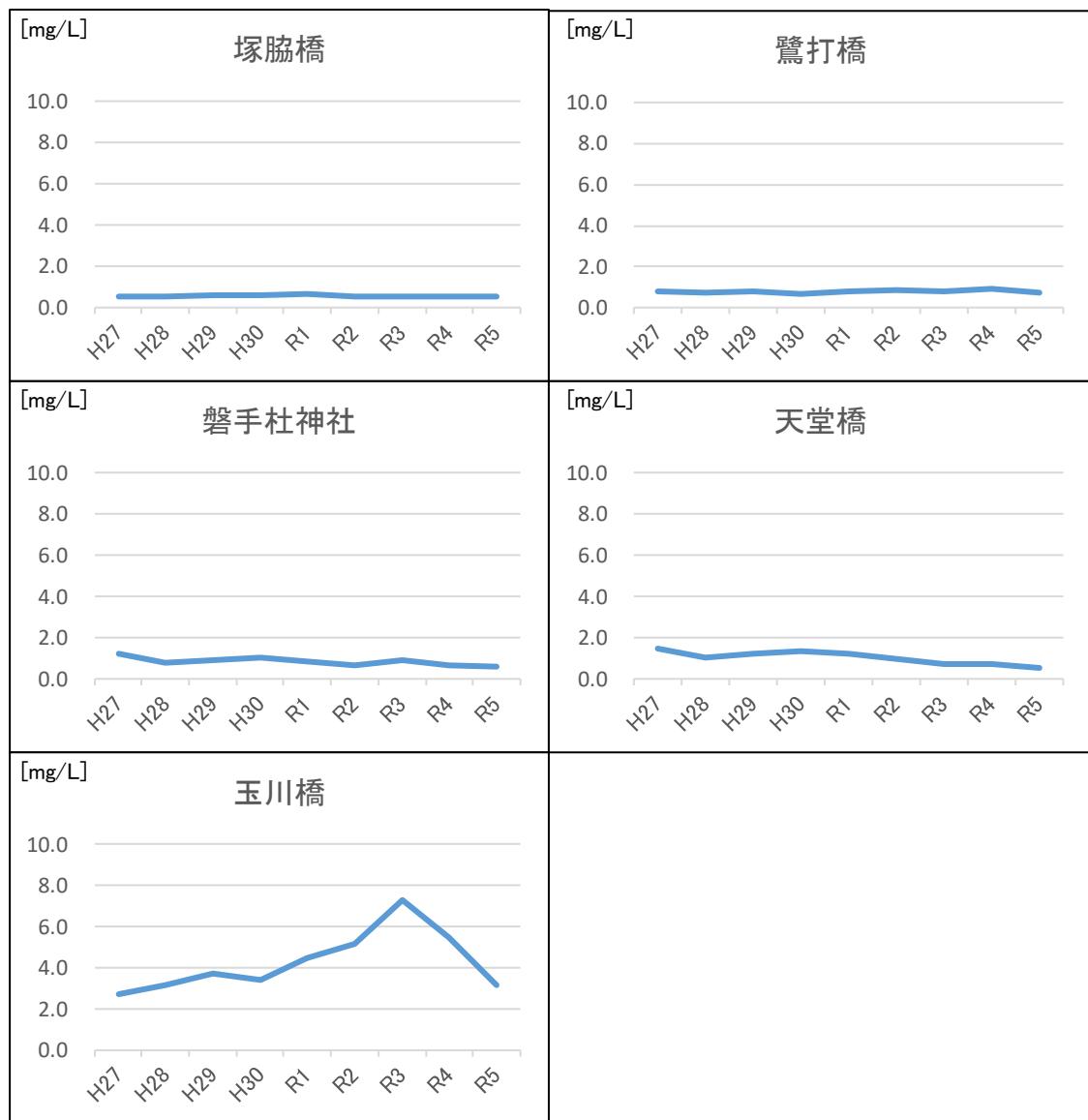


地点名	水系	河川名
両国橋	芥川	芥川
塚脇橋	芥川	芥川
門前橋	芥川	芥川
奈佐原4号橋	芥川	女瀬川
氷室団地	芥川	女瀬川
天堂橋	芥川	女瀬川
鶯打橋	芥川	芥川
琴堂橋	檜尾川	檜尾川
東檜尾川	檜尾川	東檜尾川
磐手杜神社	檜尾川	檜尾川
演習橋	檜尾川	檜尾川
五者井路	番田井路	五者井路
今井出水路	番田井路	今井出水路
津之江水路	番田井路	津之江水路
柳川	番田井路	柳川
五領揚水機場	番田井路	—
北大冠水路	番田井路	北大冠水路
東部排水路	番田井路	東部排水路
玉川橋	番田井路	番田井路
三箇牧揚水機場	番田井路	—
三箇牧水路	番田井路	三箇牧水路
明治水路	番田井路	明治水路

- 環境基準点
- 準環境基準点

(他は市独自水質測定地点)

図表 4－1－8 水質（BOD）の経年変化



## 第2節 計画策定に係る基本的課題

「生活排水処理基本計画」を策定するに当たっての基本的課題を以下に整理しました。

### (1) 公共下水道への接続

公共下水道共用区域に土地を所有する者等は、「下水道法」において供用開始後3年以内に排水設備を設置する義務があるため、未接続家屋に対して下水道への早期接続を促す必要がありますが、経済的な理由等で実施に至らないケースがあります。

### (2) 净化槽の適正な維持管理の徹底

浄化槽が正しく機能を果たし、その放流水が適正な水質を維持するため、浄化槽の管理者に対して、「浄化槽法」に基づく保守点検や清掃、法定検査が適正に行われるよう啓発及び指導を行う必要があります。

### (3) 山間部における合併処理浄化槽の維持管理

山間部に家屋が点在するという地域の実情に合わせて、公設浄化槽事業により整備した合併処理浄化槽を適正に維持管理するため、引き続き市が保守点検や清掃を実施していく必要があります。

### (4) 公共下水道整備の推進に伴うし尿処理のあり方

下水道普及率はほぼ100%に近づき、今後、浄化槽処理人口及び汲み取り人口の減少が見込まれますが、仮設トイレや公設浄化槽などから発生する、極少量のし尿及び浄化槽汚泥は引き続き処理を行う必要があります。現在のし尿処理施設は、築40年を経過し老朽化しており、将来に渡り安定的・効率的にし尿及び浄化槽汚泥処理を継続するため、新たな施設整備について検討する必要があります。

## 第2章 基本計画

### 第1節 生活排水処理の目標

本市においては、下水道と合併処理浄化槽を合わせた水洗化人口は令和6年度末で約340千人、生活排水適正処理率は98.6%と、汚水整備は概成を迎えており、今後は、公共下水道へのさらなる接続により、生活排水適正処理率の向上に努めます。

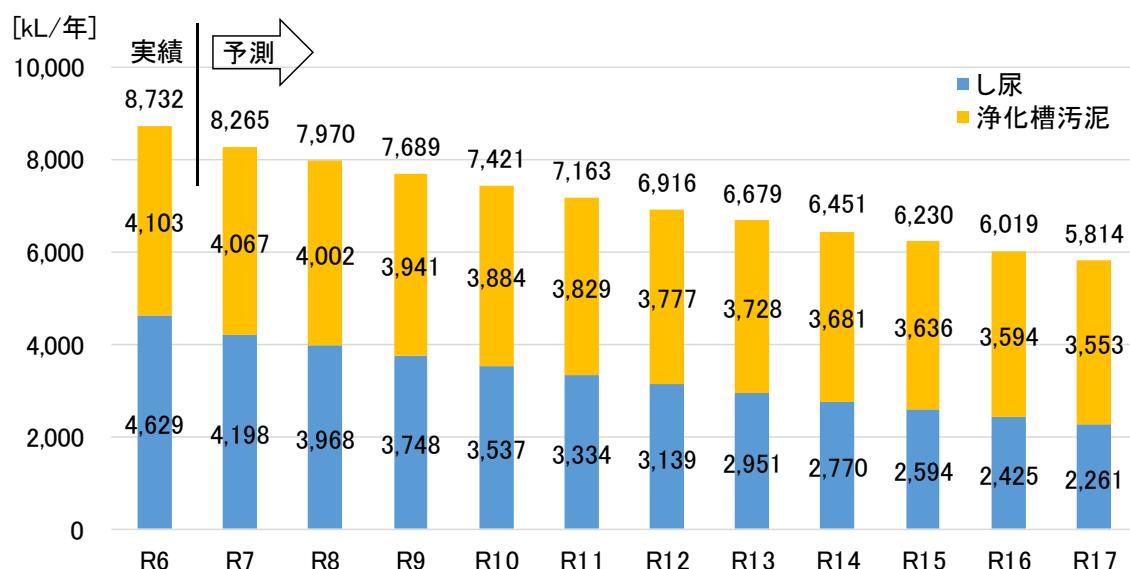
恒久的な稼働が求められる下水道施設については、「高槻市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、改渠事業の平準化を図りつつ、ライフサイクルコストの縮減を考慮した維持管理に努めます。また、公設の合併処理浄化槽（市町村設置型）についても、引き続き適正な維持管理を継続します。

### 第2節 し尿・浄化槽汚泥搬入量の予測

し尿・浄化槽汚泥については、処理方法を希釈放流方式に変更した平成16年度から令和6年度における21年間の搬入量の実績値の推移から、令和17年度のし尿・浄化槽汚泥搬入量を予測しました。

将来のし尿・浄化槽汚泥の推定搬入量を図表4-2-1に示します。令和17年度には、し尿が2,261kL（8.8kL/日）、浄化槽汚泥が3,553kL（13.9kL/日）になり、合わせて5,814kL（22.7kL/日）になる見込みとなっており、それぞれ、令和6年度比で、し尿が49%、浄化槽汚泥が87%、合計が67%の見込みです。

図表4-2-1 し尿・浄化槽汚泥推定搬入量の予測



### 第3節 生活排水処理の施策

#### (1) 公共下水道への接続の啓発等

公共下水道計画区域においては、供用区域内の公共下水道への未接続家屋について、引き続き、接続の啓発・指導を行います。

#### (2) 净化槽の適正な維持管理の徹底

公共下水道への接続完了までは、浄化槽管理者に対し、浄化槽の適正な維持管理を徹底するため、定期的な保守点検、清掃実施や定期検査の受検について啓発・指導を行います。また、公設の合併処理浄化槽（市町村設置型）についても、市が引き続き適正な維持管理を行います。

#### (3) 収集・運搬体制

し尿の収集運搬については、委託業者が行います。浄化槽汚泥の収集運搬については、浄化槽清掃業許可業者が行います。

#### (4) し尿・浄化槽汚泥処理の今後のあり方の検討

公共下水道整備人口普及率はほぼ100%に達し、し尿・浄化槽汚泥の収集量は今後も減少すると見込まれますが、仮設トイレや公設浄化槽などから発生する、極少量のし尿及び浄化槽汚泥は引き続き処理を行う必要があります。し尿処理施設が老朽化しているため、今後のし尿・浄化槽汚泥処理については、適切な施設整備と維持管理方法について検討を行います。

#### (5) 生活雑排水対策

河川・水路等の公共用水域の水質改善を図るため、家庭や事業所で日頃から生活雑排水対策を実践するよう、引き続き啓発活動・環境教育に努めます。

#### (6) 災害時等の対応方策

災害時等には、「高槻市地域防災計画」及び「災害廃棄物処理計画」に基づき、被災後の生活環境の悪化に対処するため、し尿処理施設や下水道関連施設、避難所の状況に応じて仮設トイレを設置するとともに、指定避難所において整備が進められているマンホールトイレの運用を適切に行います。

し尿の処理については、処理施設の迅速な応急復旧を図れるよう努めます。また、し尿の緊急の汲み取りが必要な場合は、速やかに委託業者に汲み取り要請を行います。

なお、被害が大きく処理施設の復旧等に時間要する場合は、必要に応じて近隣市町へ協力要請を行います。

## 第5部 計画の推進に向けて

## 第1章 推進体制

本市ではこれまで、市民・事業者等との協働により、ごみの減量に取り組んできたところですが、今後、計画を着実に推進するためには、計画推進体制の拡充や広域的な連携の強化、ごみの減量化・適正処理に関する情報収集及び提供手法の充実などが必要です。そのため、これまで以上に市民・事業者・市民団体等のあらゆる主体との連携や協働の強化が重要であり、処理が困難な廃棄物等の拡大生産者責任による回収等の活性化を図るだけでなく、本市においても、環境部門だけではなく、教育や消費生活、産業、農林業、公園、道路、防災、福祉等を所管する関係課と連携を図ることで、最大限の効果を発揮するとともに、大阪府や近隣の自治体とも連携し、社会変化に柔軟に対応しながら取組を推進していきます。

## 第2章 進捗管理

ごみの減量や食品ロスの削減等を着実に進めていくために、厨芥類や紙類等のごみの排出量を把握するとともに、施策の進捗や取組状況を定期的に点検・評価し、PDCAサイクルに基づく進行管理を行うことにより、必要な改善策や新たな施策の展開につなげていくものとします。

また、その進捗状況等については、ホームページやごみの減量・資源化講演会をはじめ、様々な機会を通して広報することで、市民・事業者が実践する取組の目指すべき方向を共有できるよう情報提供を行います。

